鬼北町地域防災計画

（資料編）

令和４年１０月

鬼北町防災会議

鬼北町地域防災計画　資料編目次

１－２－１　防災関係機関一覧表 ……1
１－３－１　鬼北町の火災発生状況 ……3
１－３－２　鬼北町の主な気象災害 ……4
２－１－１　松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 ……5
２－１－２　特別警報・警報・注意報の伝達系統図 ……6
２－４－１　鬼北町自主防災組織名簿 ……8
２－４－２　要配慮者利用施設 ……9
２－８－１・２　急傾斜地崩壊危険箇所・がけ崩れ危険箇所 ……10
２－８－３　土石流危険渓流 ……23
２－８－５　ため池危険箇所 ……31
２－８－６　山地災害危険箇所 ……35
２－８－７　土砂災害（特別）警戒区域 ……41
３－２－１　鬼北町防災会議条例 ……57
３－２－２　鬼北町災害対策本部条例 ……58
３－２－３　鬼北町災害対策本部運営要領 ……59
３－３－１　鬼北町防災行政用無線局運用要綱 ……64
３－６－１　指定緊急避難場所、指定避難所等一覧表 ……66
３－６－２　災害救助基準 ……69
３－７－１　町有車両の現況 ……72
３－７－３　燃料調達先一覧表 ……73
３－８－１　障害物の保管場所 ……74
３－８－２　障害物除去用資機材の調達先 ……75
３－１０－１　消防団及び施設設備 ……76
３－１０－２　宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定 ……77
３－１０－３　南予地域広域消防相互応援協定書 ……78
３－１０－４　愛媛県消防広域相互応援協定書 ……79
３－１０－５　西部四国山地消防相互応援協定書 ……80
３－１０－６　愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 ……81
３－１０－７　災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書 ……82
３－１０－８　愛媛県消防団広域相互応援協定書 ……84
３－１０－９　四国西南サミット災害時相互応援協定 ……86
３－１０－１０　臨時ヘリポート一覧表 ……87
３－１１－１　水防倉庫資機材保有状況 ……88
３－１１－２　鬼北町水防協議会条例 ……89
３－１１－３　水防警報河川、水位周知河川 ……90
３－１１－４　氾濫危険水位等 ……90
３－１１－５　重要水防箇所 ……90
３－１１－６　洪水浸水想定区域 ……91
３－１１－７　雨量、水位観測所 ……92
３－１３－１　遺体安置所一覧表 ……93
３－１３－２　火葬場一覧表 ……93

３－１６－１　医療関係施設一覧表 ･･･94
３－１７－１　災害時応援協定一覧表 ･･･95
３－２１－１　災害除去物仮置場候補地一覧表 ･･･98
３－２２－１　応急仮設住宅建設業者一覧表 ･･･99
３－２７－１　指定給水装置工事事業者一覧表（鬼北町内） ･････････････････････････････100
３－２７－２　特設公衆電話設置箇所 ･･･101
３－３１－１　学用品の調達先 ･･･102
５－１－１　震度階級表（松山地方気象台） ･･･103
７－３　活動拠点施設等 ･･･105

１－２－１　防災関係機関一覧表

機　　関　　名	住　　所	電 話 番 号
愛媛県庁	松山市一番町 4 丁目 4-2	089-941-2111
南予地方局	宇和島市天神町 7 番 1 号	22-5211
鬼北町役場	鬼北町大字近永 800 番地 1	45-1111
鬼北町役場第２庁舎	鬼北町大字近永 813 番地	45-1111
鬼北町役場危機管理棟	鬼北町大字近永 800 番地 3	45-1111
鬼北町役場日吉支所	鬼北町大字下鍵山 463 番地	44-2211
鬼北町防災センター	鬼北町大字近永 1214 番地	45-1111
好藤連絡所	鬼北町大字内深田 1174 番地	45-0439
愛治連絡所	鬼北町大字清水 1043 番地	46-0001
三島連絡所	鬼北町大字小松 1523 番地	48-0111
泉連絡所	鬼北町大字岩谷 275 番地	47-0353
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸之内 5 丁目 1-18	119 又は 22-7500
鬼北消防署	鬼北町大字芝 222 番地 1	45-2461
宇和島警察署	宇和島市並松 2-1-30	110 又は 22-0110
宇和島警察署鬼北交番	鬼北町大字芝 225 番地 1	45-1144
松山地方気象台	松山市北持田 102	089-333-3610
中四国農政局松山地域センター	松山市宮田町 188	089-932-1177
愛媛森林管理署宇和島森林事務所	宇和島市大浦甲 208-58	22-4530
四国陸運局愛媛陸運局支局	松山市森松 1070	089-956-1561
四国地方整備局大洲河川国道事務所	大洲市中村 210	0893-24-5185
四国地方整備局中村河川国道事務所	中村市右山 2033-14	0880-34-7301
陸上自衛隊松山駐屯地	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911
自衛隊愛媛地方協力本部宇和島地域事務所	宇和島市錦町 10-1	23-5431
愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1-1	25-1111
鬼北町立北宇和病院	鬼北町大字近永 455 番地	45-1221
旭川荘南愛媛病院	鬼北町大字永野市 1607 番地	45-1101
鬼北町国民健康保険愛治診療所	鬼北町大字清水 970 番地 1	46-0005
鬼北町国民健康保険小倉診療所	鬼北町大字小倉 869 番地 1	47-0202
鬼北町国民健康保険三島診療所	鬼北町大字小松 1511 番地	48-0074
鬼北町国民健康保険日吉診療所	鬼北町大字下鍵山 299 番地	44-2250
西日本電信電話（株）四国支店 設備部災害対策室	松山市南江戸町 1283-1	089-909-6033
四国電力（株）宇和島営業所	宇和島市鶴島町 1-28	22-4733
四国電力送配電（株）宇和島支社	宇和島市鶴島町 1-28	24-2223
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町 2 丁目 3 番 40 号	089-921-8603
宇和島自動車（株）	宇和島市錦町 3-22	22-2202

宇和島保健所	宇和島市天神町 7 番 1 号	22-5211
広見郵便局	鬼北町大字近永 661 番地	45-0550
清水郵便局	鬼北町大字清水 1055 番地	46-0200
下大野郵便局	鬼北町大字下大野 1932 番地	48-0200
三島簡易郵便局	鬼北町大字小松 1523 番地	48-0111
泉郵便局	鬼北町大字小倉 150 番地	47-0200
日吉郵便局	鬼北町大字下鍵山 304 番地	44-2200
父野川郵便局	鬼北町大字父野川下 1283 番地	44-2400
ＪＡえひめ南鬼北支所	鬼北町大字永野市 1 番地	45-1313
ＪＡえひめ南愛治支所	鬼北町大字清水 431 番地	46-0011
ＪＡえひめ南三島支所	鬼北町大字小松 1400 番地 1	48-0121
ＪＡえひめ南日吉支所	鬼北町大字下鍵山 765 番地	44-2311
南予森林組合　本所・広見・松野事業所	鬼北町大字奈良 4073 番地 7	45-0814
南予森林組合　日吉事業所	鬼北町大字上大野 340 番地	44-2216
一般社団法人鬼北町農業公社	鬼北町大字岩谷 352 番地 1	30-6521
株式会社日吉農林公社	鬼北町大字下鍵山 300 番地 3	44-3058
鬼北町商工会	鬼北町大字近永 1214 番地	45-0813
鬼北町商工会（日吉）	鬼北町大字下鍵山 463 番地	44-2043
鬼北町社会福祉協議会	鬼北町大字近永 782 番地	45-3709
鬼北町社会福祉協議会（日吉）	鬼北町大字下鍵山 500 番地	44-2588
愛媛県建設業協会宇和島地方支部鬼北分会	鬼北町大字近永 657 番地	45-1181

１－３－１　鬼北町の火災発生状況

合併前の火災状況

発生年月日	発生場所等	備考
1935 年（昭和 10 年） 3 月 14 日～21 日	日吉地区中藤川	木炭焼窯の天井落下による火災 家屋 11 戸、山林 1,000ha、桑園 2.8ha 焼失
1935 年（昭和 10 年） 6 月 26 日～27 日	日吉地区下鍵山	家屋 54 戸焼失 被害総額　200 千円
1964 年（昭和 39 年） 3 月 15 日	広見地区出目峠	山林 1,500 ㎡ 損害見積額　100 千円
1968 年（昭和 43 年） 5 月 15 日	広見地区小松	三島農協ほか 11 戸　1,773.4 ㎡焼失 損害見積額　61,170 千円
1976 年（昭和 51 年） 4 月 2 日	広見地区清詰	旧三島小学校　2,137.0 ㎡焼失 損害見積額　226,465 千円

２００５年（平成１７年）１月１日　鬼北町（旧広見町、旧日吉村）合併後の火災状況

発生年		建物	林野	車両	その他	合計	死者	負傷者
2005 年	H17 年	4		1	1	6		
2006 年	H18 年	2		2		4		
2007 年	H19 年	2			1	3		
2008 年	H20 年	3	1			4		
2009 年	H21 年	4	1		2	7		
2010 年	H22 年	2		2		4		
2011 年	H23 年	3		1	2	6		
2012 年	H24 年	4		1	1	6	1	1
2013 年	H25 年	5	2		6	１３	1	5
2014 年	H26 年	6	1		1	8	3	3
2015 年	H27 年	3	0	0	1	4	0	0
2016 年	H28 年	3	0	0	0	3	0	2
2017 年	H29 年	2	1	0	4	7	0	1
2018 年	H30 年	1	1	0	1	3	0	0
2019 年	R 元年	3	1	0	0	4	1	0
2020 年	R 2 年	3	1	0	3	7	0	0
2021 年	R 3 年	4	0	0	3	7	0	0

１－３－２　鬼北町の主な気象災害

合併前の主な気象地象災害及び鬼北町の気象災害

発生年月日	発生状況等	備考
1832 年（天保 3 年） 6 月～85 日間	天保の大干ばつ	住民は、藁や彼岸花の球根を食べ、腫病にかかる者多数発生
1854 年（安政元年） 11 月 5 日～21 日	安政の大地震	家屋倒壊、土地の亀裂、死傷者多数あり
1962 年（昭和 37 年） 12 月末～翌年 1 月	38 豪雪	下鍵山で積雪 1m、奥地区は 2mに達し、節安地区は陸の孤島となり、空から救援物資を受ける。
1963 年（昭和 38 年） 8 月 8 日～10 日	台風 10 号による豪雨	父野川上地区で降り始めからの雨量が 629 ㎜に達し（富母里小学校計測）節安地区は、土石流により壊滅的な打撃を受ける。 半壊家屋 5 戸、浸水家屋 33 戸、田流失 3ha
1980 年（昭和 55 年） 12 月 27 日～1 月 5 日	大雪	平野部で 50 ㎝、山間部では 150 ㎝を記録 公共交通機関に著しい交通障害が発生
1987 年（昭和 62 年） 6 月 24 日～26 日	梅雨前線に伴う豪雨	広見地区　被害総額 1,187,149 千円 道路決壊 35 箇所、林道作業道損壊 40 箇所 河川（小河川含む）決壊 123 箇所 農地及び農業施設被害 500 箇所
2004 年（平成 16 年） 7 月 31 日～8 月 2 日	台風 10 号	鬼ヶ城山系を中心に集中豪雨あり。レーダー解析による雨量 100 ㎜/時間を超える。高月温泉手前の橋流失。

合併後の主な気象地象災害及び鬼北町の気象災害

2013 年（平成 25 年） 3 月 14 日	地震	伊予灘　震度 4　被害なし
2018 年（平成 30 年） 7 月 5 日～9 日	平成 30 年 7 月豪雨	近永で降り始めからの雨量が 571mm（アメダスによる）に達し、死亡者 1、損壊家屋 24 戸、浸水家屋 104 戸

２－１－１　松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

警報･注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署　松山地方気象台

鬼北町	府県予報区		愛媛県	
	一次細分区域		南予	
	市町村等をまとめた地域		南予南部	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	167
	洪水		流域雨量指数基準	広見川流域=43，三間川流域=26.7，奈良川流域=15.1
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ30cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	120
	洪水		流域雨量指数基準	広見川流域=34.4，三間川流域=21.3，奈良川流域=12
			複合基準*1	広見川流域=(9，27.5)，三間川流域=(9，21.3)，奈良川流域=(5，11.2)
			指定河川洪水予報による基準	―
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ5cm
				山地　12時間降雪の深さ15cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で実効湿度60%	
	なだれ		①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨*2	
	低温		平地　最低気温-4℃以下　山地　最低気温-8℃以下	
	霜		3月20日以降の晩霜最低気温3℃以下	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-1℃～2℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は松山地方気象台の値。

２－１－２　特別警報・警報・注意報の伝達系統図（松山地方気象台）

2021.4.1現在

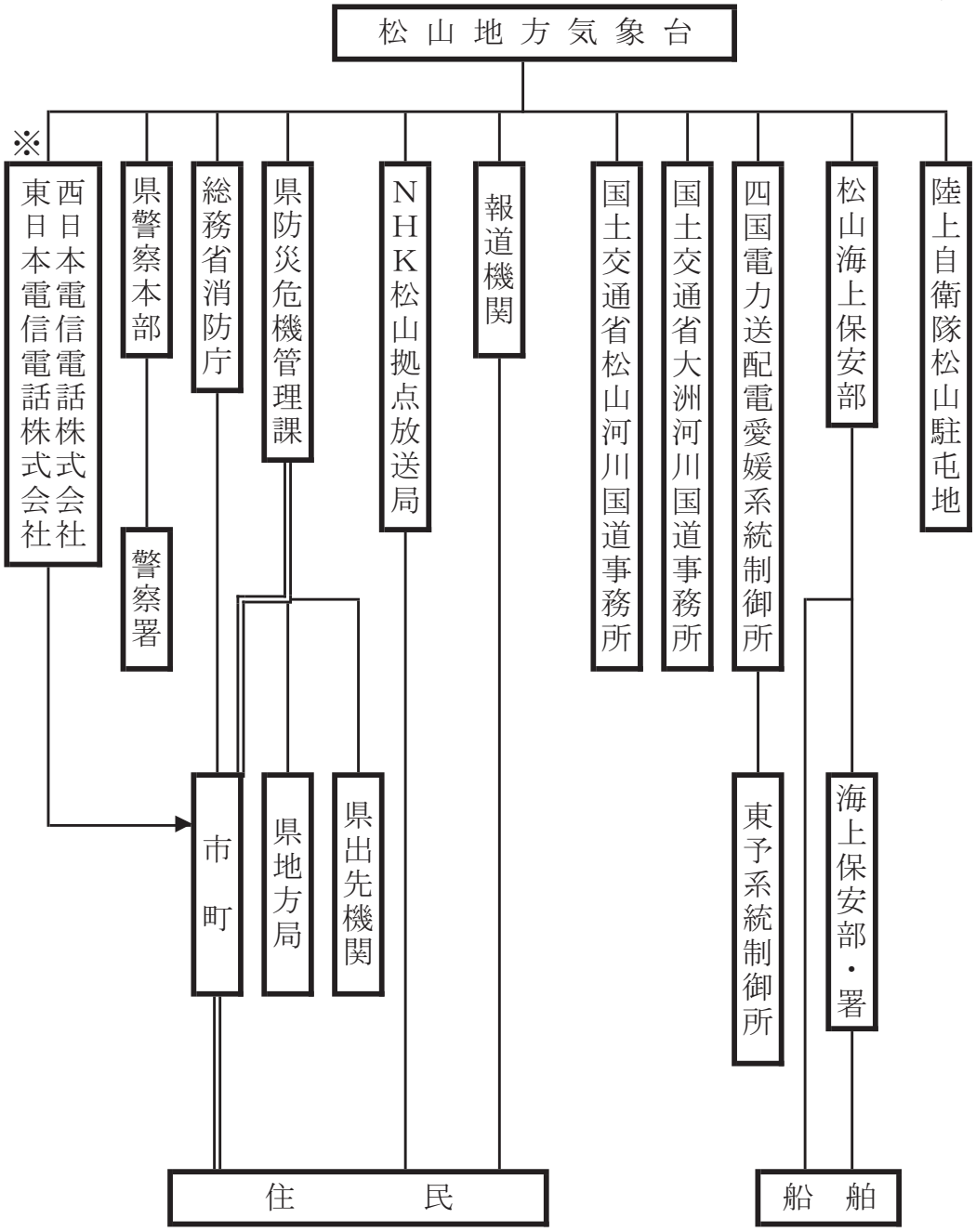

※印は警報のみ。

注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図
（松山地方気象台）

2021.4.1現在

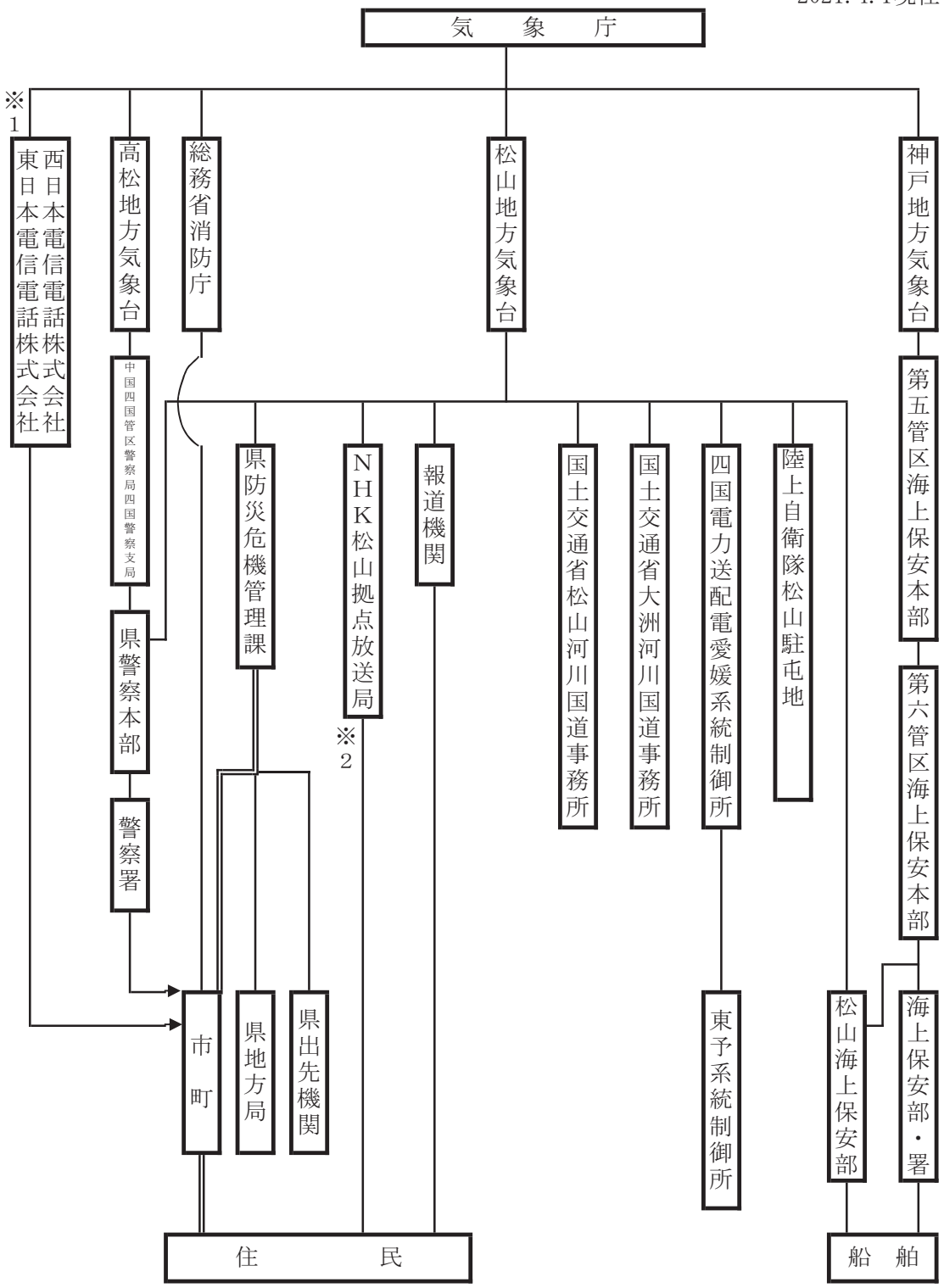

※１：津波警報の発表、解除のみ。
※２：警報はＥＷＳ（緊急警報放送システムの略）により放送する。
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

２－４－１　鬼北町自主防災組織名簿

番号	自主防災組織名	結成年月日		番号	自主防災組織名	結成年月日
1	日向谷地区自主防災会			31	水分地区自主防災会	21. 11. 11
2	小西野々自主防災会			32	年則地区自主防災会	21. 11. 15
3	成藤部落自主防災組織	17. 11. 1		33	沢松地区自主防災会	21. 11. 20
4	上鍵山地区自主防災会	17. 10. 1		34	本町自主防災会	21. 10. 16
5	国遠自主防災会			35	畔屋自主防災会	21. 12. 3
6	柏田地区自主防災組織			36	北川自主防災会	21. 12. 4
7	興野々自主防災会	18. 1. 16		37	清延自主防災会	21. 12. 1
8	出目本村組自主防災会	18. 4. 1		38	成川自主防災会	22. 1. 14
9	下鍵山地区自主防災会	18. 4. 1		39	岩谷自主防災会	22. 3. 14
10	小坂地区自主防災会	17. 10. 1		40	小倉自主防災会	22. 4. 1
11	西仲地区自主防災会	19. 4. 1		41	中島自主防災会	22. 4. 1
12	吉波部落自主防災組織			42	峠自主防災会	22. 4. 15
13	生田自主防災会	19. 1. 1		43	奈良中組自主防災会	22. 4. 1
14	西野々自主防災会			44	南町自主防災会	22. 6. 19
15	久保自主防災会	19. 1. 15		45	父野川地区自主防災会	22. 7. 18
16	奈良下組自主防災会	19. 4. 1		46	鬼北の里自主防災会	22. 8. 1
17	出目二区自主防災会	19. 4. 1		47	東仲自主防災会	22. 12. 21
18	旭町９組自主防災会	19. 4. 1		48	旭町第一自主防災会	23. 12. 22
19	広見自主防災会	19. 6. 1		49	旭町第二自主防災会	23. 12. 22
20	下大野自主防災会	19. 7. 1		50	牛野川自主防災会	24. 1. 10
21	川上自主防災会	19. 11. 1		51	大宿自主防災会	24. 2. 1
22	延川地区自主防災会	19. 11. 6		52	栄町自主防災会	25. 4. 1
23	上大野自主防災会	20. 3. 1		53	永野市自主防災会	25. 4. 1
24	小松地区自主防災会	20. 4. 1		54	今在家自主防災会	25. 9. 14
25	上川自主防災会	21. 4. 19		55	中野川自主防災会	26. 1. 20
26	平井中組地区自主防災会	21. 9. 1		56	清水自主防災会	26. 8. 3
27	新町自主防災会	21. 8. 22				
28	田丸地区自主防災会	21. 10. 1			三島地区自主防災対策連絡会	23. 10. 1
29	沖自主防災会	21. 8. 30			泉地区自主防災連絡協議会	25. 4. 1
30	芝地区自主防災会	21. 11. 2				

２－４－２　要配慮者利用施設

区分	施設名	住所	土砂災害警戒区域（　◎は特別警戒区域含む　）			浸水想定区域	
			急傾斜	土石流	地すべり	計画	最大
病院	町立北宇和病院	近永455-1					○（三間川）
診療所	日吉診療所	下鍵山299		○			
	愛治診療所	清水970-1		○			
	三島診療所	小松1511		○			
	小倉診療所	小倉869-1		○			○（広見川）
小学校	好藤小学校	内深田805-1	○				
	愛治小学校	清水351	○	○			
	泉小学校	岩谷233-6					○（広見川）
	日吉小学校	下鍵山807	○		○		
中学校	日吉中学校	下鍵山813	○	○			
保育所	清水保育所	清水1053-1		○			
	小倉保育所	小倉865-1		○			○（広見川）
	みどり保育所	下鍵山303		○			
老人施設	生きがいづくりセンター西部館	北川1110-1	○				
障がい者施設	ピック・アップ	近永72		○			
	こどものおうちパーティ	近永79					
	ひだまり工房	近永81-1		○			
	手づくり菜宴　あう	近永81-1					
	みもざ	近永81-1					
	シェアハウスみもざⅡ	近永232					
	ほっとホット	上川606-2		○			○（広見川）
	わかば作業所	小倉870-3		○			○（広見川）
介護施設	ゆずの宿（有料老人ホーム）	北川413-1		○			
	あじさい（有料老人ホーム）	北川450-2		○			
	きほく優愛の里	近永455-10					○（三間川）
	鬼北町社会福祉協議会	近永782					○（三間川）
	おれんじ（住宅型有料老人ホーム）	国遠1440-1	○				
	あおぞら（住宅型有料老人ホーム）	興野々1251	○	○			

2－8－1・2　急傾斜地崩壊危険箇所・がけ崩れ危険箇所

（(自然Ⅰ）調査表）1-1

愛　媛　都道府県　　　　斜面区分：(自然斜面)・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号
						m		
2281	古用(ふるもち)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	古用(ふるもち)	350	無	
2282	小松(こまつ)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	西組(にしぐみ)	150	無	
2283	安森(やすもり) a	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	安森(やすもり)	350	無	
2284	中組(なかぐみ)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	中組(なかぐみ)	200	無	
2287	権大(ごんだい)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	大宿(おおじゅく)	権大(ごんだい)	200	無	
2289	宮野々(みやのの)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小倉(おぐわ)	宮野々(みやのの)	300	無	
2290	成藤(なりふじ)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	成藤(なりふじ)		200	無	
2291	内深田(うちふかた)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	内深田(うちふかた)		200	無	
2621	畔屋(あぜや)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	畔屋(あぜや)	重谷(しげたに)	200	無	
2622	稲屋(いなや)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	大宿(おおじゅく)	稲屋(いなや)	400	無	
2623	町組(まちぐみ)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	下大野(しもおおの)	町組(まちぐみ)	120	無	
2624	上組(かみぐみ)	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	上組(かみぐみ)	200	無	
2763	国遠(くにとお)A	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	国遠(くにとお)	年則(としのり)	200	無	
2764	国遠(くにとお)B	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	国遠(くにとお)	清延(きよのぶ)	150	無	
2765	小松(こまつ)B	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	中組(なかぐみ)	100	無	

箇所番号	地形要因 傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状	遷急線	遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面 崩壊履歴	調査斜面 位置	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 位置	湧水 有無	湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	尾根または台地 斜面上部の土地利用状況・ 尾根	台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
	度	m								cm																					
2281	40	20	6	4	4	3	2	3	2	150	1	1	3	3	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6			
2282	55	20	4	1	4	3	2	3	2	100	1	1	3	5	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6			
2283	40	15	2	1	2	3	2	3	2	100	1	1	2	5	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2				6		
2284	40	20	4	4	2	3	2	3	2	150	1	1	2	3	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2			6			
2287	40	15	4	4	3	3	2	3	3	100	1	2	2	5	無	3	5	3	2	1	1	3	5	有	2	2	4	6			
2289	40	20	2	1	2	3	1	3	2	150	1	1	1	5	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2			6			
2290	50	25	2	1	2	3	2	3	2	100	1	2	2	5	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6			
2291	35	20	8	4	7	3	2	3	3	150	1	1	2	5	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	4			
2621	50	15	3	1	4	1	1	2	2	100	1	1	1	5	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2			6			
2622	50	25	4	4	5	1	2	2	2	150	1	1	2	2	無	3	6	4	2	2	1	3	5	有	2			6			
2623	40	20	4	1	4	3	2	3	2	100	1	1	2	3	無	3	6	4	2	3	5	3	5	有	2			6			
2624	35	20	3	1	3	3	2	3	3	150	1	1	1	5	無	3	4	2	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6			
2763	50	13	3	5	8	3	2	3	3	50	5	2	2	5	無	3	5	2	1	1	1	3	5	有	3	2	3	6			
2764	55	12	2	5	3	3	2	2	3	50	5	2	2	7	無	3	5	3	2	2	1	2	1	有	3	2	3	6			
2765	65	5	5	8	3	4	2	1	2	100	5	3	2	2	無	3	6	2	2	3	5	3	5	有	2			6			

箇所番号	保全対象 市町村人口	人家戸数 人家戸数	人家戸数 換算人家戸数	10m以内の人家戸数 斜面上部 木造人家戸数	斜面上部 木造換算人家戸数	斜面上部 非木造人家戸数	斜面上部 非木造換算人家戸数	斜面下部 木造人家戸数	斜面下部 木造換算人家戸数	斜面下部 非木造人家戸数	斜面下部 非木造換算人家戸数	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年 月 日						
2281	6	12	12					8	8					町道	400		急・災 H6.7.26	A	国	H6～9 中			
2282	6	15	15					9	9					町道	100		急・災 H3.11.8	A	国	H3 概			
2283	6	7	7					5	5					町道	350			A	国	未			
2284	6	7	7					5	5					町道 河川	50 100			A	国	未			
2287	6	8	8					4	4					国道	250			A	国	未			
2289	6	7	7					7	7					町道	300			A	国	未			
2290	6	10	10					6	6	1	1	神社	1	県道 町道	200 120			A	国	未			
2291	6	22	22					8	8			学校	1	町道	300			A	国	S58 中			
2621	6	5	5					5	5			神社	1	県道	210			A	国	未			
2622	6	13	13					8	8	1	1			国道	350			A	国	未			
2623	6	8	8					7	7	1	1	郵便局	1	国道 町道	30 100			A	国	未			
2624	6	8	8					4	4					町道	200			A	単	未			
2763	6	7	7					6	6			集会所	1	町道	20			A	単	H10 中			
2764	6	5	5					3	3					国道	150			A	単	S63 中			
2765	6	6	6					3	3	1	1			町道	100			B	単	未			

2766	下大野	北宇和	鬼北	下大野		200	無		50	15	3	4	4	3	2	2	1	50	3	2	1	2	無	3	5	4	2	1	2	3	5	有	2			6			6	8	8					6	6					国道 町道	100 100			無	単	未			
2310	長谷	北宇和	鬼北	上鍵山	長谷	250	無		50	20	2	9	8	3	3	4	3	150	1	1	2	5	無	3	6	2	1	2	3	3	5	有	2			6			7	5	5					5	5			集会所 雨量観測所	1 1	町道	300			A	国	S58 中			
2312	栗の木	北宇和	鬼北	上大野	栗の木	230	無		40	20	1	1	1	3	2	3	2	100	1	1	2	5	無	3	5	1	2	3	5	3	5	有	2	2	4	5			7	5	5					5	5					国道	200			A	国	S59 中			
2313	植木	北宇和	鬼北	上大野	植木	90	有	4-2	50	20	5	9	7	3	2	3	2	100	1	1	2	2	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6			7	5	5					5	5					県道	60		急・災 H4.12.22	A	国	H4～5 概			
2314	堀切	北宇和	鬼北	上大野	堀切	150	無		50	20	2	1	2	4	3	4	3	150	1	1	3	5	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2	2	4	6			7	8	8					8	8					町道	130			A	国	S61 中			
2315	下鍵山	北宇和	鬼北	下鍵山	陽の地	170	無		50	30	1	1	1	3	1	3	2	100	1	1	2	5	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6			7	8	8					8	8					国道	80		急・災 S63.10.7	A	国	S63～H1 概			
2316	岡屋敷	北宇和	鬼北	下鍵山	岡屋敷	180	無		40	15	5	9	6	3	3	4	3	150	1	1	3	3	無	3	5	2	2	3	5	3	5	有	2			5			7	4	4					4	4			小学校 中学校	1 1	町道	120	砂(一)		A	国	S61 概			
2317	下本村	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	130	無		30	10	3	7	4	3	3	4	3	200	1	1	3	5	無	3	5	1	2	3	5	3	5	有	2			6			7	10	10					10	10			集会所	1	県道	120			A	国	中			
2318	川口	北宇和	鬼北	父野川下	川口	120	無		35	20	4	9	4	3	3	4	3	150	1	1	3	5	無	3	6	2	2	3	5	3	5	有	2			5			7	13	13					13	13			集会所 郵便局	1 1	県道	200			A	国	未			
2319	音地	北宇和	鬼北	父野川下	音地	200	無		40	25	5	9	7	3	3	4	2	100	1	1	2	3	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2			6			7	7	7					7	7					町道	180	砂(一)		A	単	S63 中			
2321	野々谷	北宇和	鬼北	父野川中	野々谷	250	無		40	20	4	1	4	3	3	4	3	150	1	2	3	5	無	3	6	2	2	1	1	3	5	有	2			6			7	5	5					5	5					県道	220			A	国	未			
2323	大村	北宇和	鬼北	父野川上	大村	110	無		50	15	2	1	2	3	2	3	3	150	1	1	3	5	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2			6			7	6	6					6	6					町道	100			A	国	未			
2324	宮成	北宇和	鬼北	父野川上	宮成	250	無		50	30	3	1	3	3	2	3	3	150	1	1	3	5	無	3	6	2	2	1	1	3	5	有	2			6			7	11	11					11	11					町道	200	砂(一) 保(一)		A	国	未			
2629	葛坪	北宇和	鬼北	父野川下	葛坪	200	無		40	20	4	3	2	3	2	3	2	150	1	1	2	5	無	3	6	4	2	3	5	3	5	有	2			6			7	6	6					6	6					町道	150			A	国	未			
2630	屋敷	北宇和	鬼北	父野川上	屋敷	150	無		50	20	1	1	1	3	2	3	3	200	1	1	3	5	無	3	6	2	2	3	5	3	5	有	2			6			7	6	6					6	6					県道	150			A	国	未			
合 計	30箇所																																							99	99																				

（注） 1） 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ），（Ⅱ）は別葉とする。
2） 調査票は、自然斜面・人工斜面別に作成し、原則としてA－3判とする。自然斜面・人工斜面別におのおのとおし番号を付けること。
3） 「箇所名」、「位置」の欄はかならずふりがなをつけること。
4） 「‥‥の有無」の欄は、有の場合は有、無の場合は無とする。

・他事業の区域指定　砂：砂防指定地　地：地すべり防止区域　ぼ：ぼた山崩壊防止区域　保：保安林　保施：保安施設地区

・豪雪地帯　豪：豪雪地帯　特：特別豪雪地帯

・特殊土じょう地帯　シ：シラス地域　他：その他の特殊土壌地帯

・リゾート地域　リ：一般の地区」

((自然Ⅱ) 調査表) 1-1

愛　媛　都道府県　　　　　　斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度	地形要因 高さ	地形要因 斜面方位	地形要因 斜面形状	地形要因 上位地形の方向	地形要因 横断形状	地形要因 遷急線	地形要因 遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	地質・土質要因 表土の厚さ	地質・土質要因 地盤の状況	地質・土質要因 岩盤斜面の亀裂間隔	地質・土質要因 開口亀裂の規模	地質・土質要因 斜面と不連続面の傾斜関係	地質・土質要因 断層・破砕帯の有無	地質・土質要因 斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	環境要因 樹木の樹齢	環境要因 伐採根の状況	環境要因 調査斜面 崩壊履歴	環境要因 調査斜面 位置	環境要因 隣接斜面 崩壊履歴	環境要因 隣接斜面 位置	環境要因 湧水 有無	環境要因 湧水 状況	環境要因 対策工	環境要因 対策工上部の状況	環境要因 尾根または台地の土地利用状況 尾根	環境要因 尾根または台地の土地利用状況 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
						m			度	m								cm																					
1	川上(かわかみ)1-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	滝谷(たきたに)	30	無		60	6	4	3	6	1	2	1	3	100	3	1	2	2	無	3	6	3	2	1	3	2	1	有	2	2	4	6			
2	川上(かわかみ)1-3	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	上組(かみぐみ)	10	無		60	5	1	5	2	3	3	4	3	100	3	1	2	5	無	3	4	4	1	3	5	3	5	有	2	2	4	6			
3	川上(かわかみ)1-4	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	野地(のじ)	30	無		60	10	3	2	3	1	2	1	2	20	3	1	1	5	無	3	5	4	2	2	1	3	5	無	4	2	2	6			
4	川上(かわかみ)1-5	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	野地(のじ)	30	無		50	8	3	2	3	1	2	1	3	100	3	1	2	5	無	3	5	3	2	3	5	2	1	無	4	2	3	6			
5	川上(かわかみ)1-6	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	葛川(くずかわ)	20	無		65	15	4	1	5	1	2	1	2	30	5	2	1	5	無	3	4	1	1	1	3	2	1	有	2	2	4	6			
6	川上(かわかみ)1-7	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	古用(ふるもち)	10	無		70	5	4	5	2	1	2	1	3	100	5	2	1	2	無	3	2	1	2	1	2	3	5	有	3			5			
7	川上(かわかみ)1-8	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	葛川(くずかわ)	10	無		50	10	4	5	6	1	2	2	2	50	5	2	1	2	無	3	4	3	2	2	2	3	5	有	2			6			
8	川上(かわかみ)1-9	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	葛川(くずかわ)	20	無		60	10	4	9	5	3	2	3	2	50	5	2	1	2	無	3	4	3	2	1	3	3	5	有	2			6			
9	川上(かわかみ)1-10	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	古用(ふるもち)	40	無		60	10	3	1	3	1	2	1	1	50	5	2	2	5	無	3	5	3	1	2	1	3	5	有	2			6			
10	延川(のぶかわ)2-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	延川(のぶかわ)	小野川(おのがわ)	40	無		60	5	2	4	8	1	2	1	3	100	3	1	2	5	無	3	4	3	2	2	3	3	5	有	2			6			
11	小松(こまつ)3-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	中組(なかぐみ)	10	無		40	10	1	9	2	3	2	3	3	100	1	1	2	5	無	3	2	1	2	1	1	3	5	無	4	2	4	5			
12	小松(こまつ)3-2	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	中組(なかぐみ)	15	無		65	10	1	6	3	4	2	3	3	50	3	2	2	5	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2			6			
13	小松(こまつ)3-3	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	中組(なかぐみ)	25	無		70	15	2	1	2	1	2	1	2	50	5	3	2	5	無	3	3	2	2	1	3	2	1	有	2	2	4	6			
14	小松(こまつ)3-4	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	安森(やすもり)	30	無		65	10	8	1	8	1	2	2	2	50	5	2	2	5	無	3	4	2	2	2	2	3	5	有	2			6			
15	小松(こまつ)3-6	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	安森(やすもり)	30	無		55	15	1	5	3	3	2	3	3	50	5	2	2	5	無	3	3	2	1	1	2	3	5	有	2			6			

箇所番号	箇所名	保全対象 市町村人口	人家戸数 人家戸数	人家戸数 換算人家戸数	10m以内 斜面上部 木造人家戸数	10m以内 斜面上部 木造換算人家戸	10m以内 斜面上部 非木造人家戸数	10m以内 斜面上部 非木造換算人家戸	10m以内 斜面下部 木造人家戸数	10m以内 斜面下部 木造換算人家戸	10m以内 斜面下部 非木造人家戸数	10m以内 斜面下部 非木造換算人家戸	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
			戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年　月　日						
1	川上(かわかみ)1-1	6	1	1					1	1					町道 河川	10 10			A	単	H1 概			
2	川上(かわかみ)1-3	6	1	1					1	1					河川	10			B	単	H4 概			
3	川上(かわかみ)1-4	6	1	1					1	1							保(一)		A	単	中			
4	川上(かわかみ)1-5	6	2	2					2	2					町道	10			A	単	H1 中			
5	川上(かわかみ)1-6	6	1	1					1	1					町道 河川	20 20			A	単	H4 概			
6	川上(かわかみ)1-7	6	1	1					1	1					国道 町道	10 10			A	単	未			
7	川上(かわかみ)1-8	6	1	1					1	1					町道 河川	10 10			A	単	未			
8	川上(かわかみ)1-9	6	2	2					2	2					河川	50			A	単	未			
9	川上(かわかみ)1-10	6	4	4					4	4									A	単	未			
10	延川(のぶかわ)2-1	6	2	2					2	2					町道	40			A	単	未			
11	小松(こまつ)3-1	6	1	1					1	1					町道 河川	10 10			A	単	S63 概			
12	小松(こまつ)3-2	6	1	1					1	1									A	単	未			
13	小松(こまつ)3-3	6	2	2					2	2									A	単	H3 概			
14	小松(こまつ)3-4	6	2	2					2	2					町道 河川	20 10			A	単	未			
15	小松(こまつ)3-6	6	1	1					1	1					町道 河川	30 30			A	単	未			

愛媛 都道府県　　　　斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状	遷急線	遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面 崩壊履歴	調査斜面 位置	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 位置	湧水 有無	湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	用地の状況 尾根または台地 尾根	台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	保全対象 市町村人口	人家戸数 人家戸数	換算人家戸数	10m以内 斜面上部 木造人家戸数	木造換算人家戸数	非木造人家戸数	非木造換算人家戸数	斜面下部 木造人家戸数	木造換算人家戸数	非木造人家戸数	非木造換算人家戸数	公共的建物 種類	数	公共施設 種類	数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
						m			度	m								cm																							戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年月日						
16	小松3-8	北宇和	鬼北	小松	中組	25	無		70	10	1	1	1	1	3	4	3	100	3	0	2	5	無	3	6	2	1	1	2	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	25			A	単	未			
17	下大野4-2	北宇和	鬼北	下大野	西組	20	無		67	8	3	4	3	3	2	1	2	50	3	1	2	5	無	3	2	1	2	3	5	2	1	無	4	2	4	6				6	2	2					2	2					町道	10			B	単	H3 概			
18	下大野4-3	北宇和	鬼北	下大野	西組	20	無		70	8	1	1	8	2	2	1	3	100	3	1	2	5	無	3	3	2	2	3	5	3	5	無	4	2	3	6				6	2	2					2	2					町道	30			A	単	H9 概			
19	下大野4-4	北宇和	鬼北	下大野	西組	30	無		80	10	3	8	3	3	2	1	2	10	3	2	2	5	無	3	5	3	1	3	5	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					町道 河川	30 30			A	単	未			
20	下大野4-5	北宇和	鬼北	下大野	中組	20	無		60	10	5	1	5	3	2	1	2	100	3	2	1	2	無	3	5	3	2	1	1	1	1	無	4	2	4	6				6	1	1					1	1					町道	20			A	単	中			
21	下大野4-6	北宇和	鬼北	下大野	中組	20	無		65	8	3	4	4	4	2	1	3	100	3	1	1	7	無	3	6	2	2	3	5	1	1	無	4			6				6	2	2					2	2					町道 河川	10 10			C	単	未			
22	下大野4-8	北宇和	鬼北	下大野	坂立	150	無		50	7	3	8	4	4	2	1	2	50	3	1	1	5	無	3	3	2	2	2	1	2	1	有	2			6				6	3	3					3	3									A	単	未			
23	下大野4-9	北宇和	鬼北	下大野	上組	25	無		65	7	4	4	3	1	2	1	3	50	3	1	2	7	無	3	5	4	1	2	1	2	1	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	25			A	単	未			
24	下大野4-10	北宇和	鬼北	下大野	中尾坂	40	無		70	10	1	9	3	1	2	3	2	50	3	1	2	7	無	3	5	3	2	3	5	2	1	有	2			6				6	3	3					3	3					町道 河川	40 40			A	単	未			
25	下大野4-11	北宇和	鬼北	下大野	中組	35	無		70	10	3	3	5	3	2	3	2	100	3	2	2	5	無	3	4	3	2	1	1	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					町道	30			A	単	未			
26	下大野4-12	北宇和	鬼北	下大野	東組	40	無		70	10	4	1	5	1	2	3	1	50	5	2	1	2	無	3	3	2	1	2	1	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					町道	40			A	単	未			
27	大宿5-3	北宇和	鬼北	大宿	法師庵	20	無		50	15	1	5	8	4	2	3	3	100	3	2	2	6	無	3	4	5	2	1	1	1	2	有	2			6				6	1	1					1	1									A	単	未			
28	大宿5-4	北宇和	鬼北	大宿	法師庵	15	無		45	10	4	2	4	1	3	4	2	30	5	2	1	6	無	3	5	2	2	2	1	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1					町道	5			A	単	未			
29	生田6-1	北宇和	鬼北	生田	中組	30	無		80	15	2	5	5	3	1	1	3	20	5	3	2	6	無	3	5	3	1	1	1	2	1	有	2	2	4	6				6	2	2					2	2					町道	10			A	単	H9.10 概			
30	清水7-1	北宇和	鬼北	清水	上組	20	無		60	8	4	5	3	1	1	1	3	50	5	2	2	7	無	3	5	2	2	2	3	1	2	無	4	2	3	6				6	1	1					1	1					町道	20			B	単	中			
31	清水7-2	北宇和	鬼北	清水	上組	20	無		55	12	2	9	1	1	2	2	3	80	5	2	2	5	無	3	6	4	2	1	3	3	5	無	4	2	3	6				6	1	1					1	1									A	単	中			
32	清水7-3	北宇和	鬼北	清水	上組	45	無		60	30	2	2	3	3	2	1	3	120	5	2	2	5	無	3	4	5	2	3	5	1	1	有	2	2	4	6				6	3	3					3	3					町道	45			A	単	H5 中			
33	清水7-4	北宇和	鬼北	清水	西中	15	無		60	7	2	5	9	3	1	1	4	70	3	2	2	6	無	4	2	1	2	1	3	3	5	無	4				5			6	1	1					1	1									B	単	未			
34	清水7-5	北宇和	鬼北	清水	西中	50	無		55	7	3	5	9	3	1	1	3	100	3	1	2	6	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4	2	4		5			6	2	2					2	2					町道	50			C	単	S58.59 概			
35	清水7-6	北宇和	鬼北	清水	上組	50	無		60	18	4	5	2	1	2	3	3	60	3	1	2	5	無	3	3	1	1	2	1	1	1	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	50			A	単	未			
36	清水7-7	北宇和	鬼北	清水	上組	50	無		60	12	3	5	2	1	1	1	3	100	3	2	2	5	無	3	5	3	2	2	2	1	1	有	2	2	3	7				6	2	2					2	2					町道	50			A	単	H11 中			
37	清水7-8	北宇和	鬼北	清水	下組	25	無		50	10	2	5	1	3	2	3	3	60	5	1	2	5	無	3	3	1	2	3	5	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									A	単	未			

愛　媛　都道府県　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　斜面区分：自然斜面 ・ 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状	遷急線	遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面 崩壊履歴	調査斜面 位置	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 位置	湧水 有無	湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地利用の状況・尾根・台地 尾根	台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	保全対象 市町村人口	人家戸数 人家戸数	換算人家戸数	10m以内 斜面上部 木造人家戸数	木造換算人家戸数	非木造人家戸数	非木造換算人家戸数	斜面下部 木造人家戸数	木造換算人家戸数	非木造人家戸数	非木造換算人家戸数	公共的建物 種類	数	公共施設 種類	数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
						m			度	m								cm																							戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年 月 日						
38	畔屋8-1	北宇和	鬼北	畔屋	大平	50	無		30	20	4	2	4	1	1	3	3	40	5	2	2	5	無	3	4	4	2	1	1	1	1	有	2			6				6	2	2					2	2					県道	50			A	単	H6~7 概			
39	畔屋8-2	北宇和	鬼北	畔屋	重谷	30	無		45	6	3	5	2	3	1	1	3	50	3	1	3	5	無	4	3	1	1	3	5	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1									C	単	未			
40	畔屋8-3	北宇和	鬼北	畔屋	重谷	20	無		50	20	3	1	2	3	2	2	3	60	5	2	2	5	無	3	6	2	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6				6	1	1					1	1									A	単	S61 中			
41	畔屋8-4	北宇和	鬼北	畔屋	申谷	45	無		55	12	3	9	1	3	1	1	2	50	5	2	2	5	無	3	4	6	2	2	1	2	1	有	2			6				6	2	2					2	2					町道 池	45 1			A	単	未			
42	西野々9-1	北宇和	鬼北	西野々	面屋	20	無		70	8	4	1	3	3	2	1	3	100	3	1	2	5	無	3	4	2	2	2	1	3	5	有	2	2	4	6				6	1	1					1	1					町道	10			A	単	H6 概			
43	西野々9-2	北宇和	鬼北	西野々	面屋	25	無		70	10	4	9	3	1	2	1	3	50	3	1	2	5	無	3	5	2	2	2	3	1	1	有	2			1				6	1	1					1	1									A	単	未			
44	小西野々9-3	北宇和	鬼北	小西野々	宮野々	10	無		80	5	8	4	2	1	2	1	3	100	1	1	2	7	無	3	4	2	2	1	3	3	5	有	3			6				6	2	2					2	2					町道	10			A	単	未			
45	小倉10-2	北宇和	鬼北	小倉	宮野々	20	無		70	10	3	1	4	1	2	2	3	20	3	1	1	5	無	3	6	3	2	2	1	3	5	無	4			6				6	2	2					2	2					町道	10			A	単	未			
46	小倉10-3	北宇和	鬼北	小倉	宮野々	25	無		70	5	4	4	4	1	2	1	2	20	5	2	1	7	無	3	5	3	2	2	1	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					町道	10			B	単	未			
47	小倉10-6	北宇和	鬼北	小倉	宮野々	25	無		50	10	2	3	3	1	2	3	2	70	3	2	1	5	無	3	4	3	2	2	1	1	1	有	2			6				6	1	1					1	1					町道 河川	25 25			A	単	未			
48	上川10-7	北宇和	鬼北	上川	豊永	60	無		70	10	2	3	3	4	2	1	3	100	3	1	2	5	無	3	4	3	2	1	3	3	5	有	1			6				6	4	4					4	4					国道	60			A	単	未			
49	上川10-8	北宇和	鬼北	上川	豊永	15	無		65	15	4	7	5	4	2	3	3	150	3	1	1	2	無	3	4	2	1	1	3	1	1	有	2			6				6	2	2					2	2					町道	10			A	単	未			
50	興野々11-1	北宇和	鬼北	興野々	東組	20	無		55	8	4	5	4	4	2	1	2	10	5	1	1	6	無	3	5	3	1	1	1	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1									A	単	未			
51	興野々11-2	北宇和	鬼北	興野々	東組	15	無		60	7	3	4	9	1	2	1	3	50	3	1	1	5	無	3	5	2	2	2	1	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									A	単	未			
52	興野々11-3	北宇和	鬼北	興野々	芳組	100	無		70	10	2	4	3	1	2	1	1	50	5	2	2	5	無	3	5	3	2	1	1	3	5	有	2			6				6	4	4					4	4					町道	100			A	単	H17 済			
53	出目12-1	北宇和	鬼北	出目	油谷	20	無		70	8	4	5	3	3	2	3	3	100	3	1	2	7	無	3	5	2	2	1	2	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									A	単	未			
54	出目12-2	北宇和	鬼北	出目	油谷	20	無		60	8	4	5	3	3	2	3	3	100	3	1	2	2	無	3	5	1	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6				6	1	1					1	1					町道	20			A	単	H11 中			
55	出目12-4	北宇和	鬼北	国遠	喜来	15	無		50	8	3	7	2	3	2	1	3	100	3	1	2	5	無	3	3	2	2	3	5	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									B	単	未			
56	出目12-5	北宇和	鬼北	出目	谷喜来	10	無		75	7	3	7	2	3	2	1	3	80	3	1	2	5	無	3	5	3	2	1	1	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	10			A	単	未			
57	出目12-6	北宇和	鬼北	出目	油谷	60	無		60	10	4	4	3	4	2	2	3	100	3	1	2	7	無	3	5	3	2	2	3	3	5	有	2			6				6	3	3					3	3					町道	60			A	単	未			
58	国遠13-4	北宇和	鬼北	清延		120	無		60	15	4	5	5	2	2	2	3	50	5	2	2	7	無	3	6	4	1	3	5	3	5	有	2	2	3	6				6	4	4					4	4					町道	120			A	単	H9,10 概			
59	国遠13-5	北宇和	鬼北	国遠	下組	70	無		55	10	5	5	4	1	1	2	3	30	5	2	2	7	無	3	5	3	2	1	2	1	1	有	2			6				6	2	2					2	2					県道	50			A	単	未			

愛　媛　都道府県

斜面区分：自然斜面（○）・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度 (度)	高さ (m)	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状	遷急線	遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	表土の厚さ (cm)	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面 崩壊履歴	調査斜面 位置	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 位置	湧水 有無	湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地利用の状況 尾根	土地利用の状況 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	市町村人口	保全対象 人家戸数 (戸)	換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造人家戸数 (戸)	斜面上部 木造換算人家戸 (戸)	斜面上部 非木造人家戸数 (戸)	斜面上部 非木造換算人家戸 (戸)	斜面下部 木造人家戸数 (戸)	斜面下部 木造換算人家戸 (戸)	斜面下部 非木造人家戸数 (戸)	斜面下部 非木造換算人家戸 (戸)	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (年 月 日)	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
60	国遠13-6	北宇和	鬼北	国遠	上組	30	無		60	30	3	5	4	3	2	1	3	70	5	2	2	5	無	3	4	1	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6				6	1	1					1	1					町道	30			A	単	H5 概			
61	成藤14-1	北宇和	鬼北	成藤	成藤	50	無		45	7	4	9	9	3	2	3	3	120	5	1	3	7	無	3	5	3	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6				6	2	2					2	2					町道	30			A	単	H11 中			
62	沢松15-1	北宇和	鬼北	沢松	沢松	27	無		55	7	4	5	2	5	2	2	3	80	5	1	3	6	無	3	5	5	2	3	5	3	5	有	2	2	3	6				6	1	1					1	1					町道	25			B	単	H8 概			
63	沢松15-2	北宇和	鬼北	沢松	沢松	60	無		65	10	4	5	2	2	2	3	3	50	5	2	2	6	無	3	6	2	2	2	2	3	5	有	2	2	4	6				6	2	2					2	2					町道	60			A	単	H4 概			
64	沢松15-3	北宇和	鬼北	沢松	沢松	10	無		60	5	4	5	4	1	2	1	2	10	3	1	2	6	無	4	6	2	2	1	3	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1									A	単	未			
65	東仲16-1	北宇和	鬼北	東仲	東仲	40	無		55	7	7	5	7	1	2	1	3	30	5	2	2	2	無	3	6	4	1	3	5	3	5	無	4	2	4	6				6	1	1					1	1					県道	40			B	単	S62 中			
66	中野川17-1	北宇和	鬼北	中野川	市の又	25	無		45	6	2	5	2	4	2	3	1	50	5	2	2	7	無	3	4	3	1	2	3	1	3	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	10			A	単	未			
67	奈良18-1	北宇和	鬼北	奈良	今在家	25	無		40	5	2	5	8	4	3	4	3	70	5	1	3	5	無	3	6	4	2	3	5	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1									C	単	未			
68	奈良18-2	北宇和	鬼北	北川	牛野川	60	無		50	15	2	5	1	3	2	3	3	80	5	1	2	5	無	3	6	1	2	3	5	3	5	有	2	2	4	6				6	2	2					2	2					町道	60			A	単	S62 中			
69	奈良18-3	北宇和	鬼北	北川	牛野川	20	無		55	10	4	5	3	3	2	3	3	30	5	2	2	5	無	3	5	5	1	3	5	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	20			B	単	未			
70	奈良18-4	北宇和	鬼北	北川	牛野川	30	無		45	12	2	5	1	3	2	1	3	60	5	1	2	5	無	3	5	5	2	3	5	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	30			A	単	未			
71	奈良18-5	北宇和	鬼北	北川	水分	15	無		45	8	4	5	2	4	2	3	3	30	5	2	2	5	無	3	4	3	2	2	3	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	15	保(一)		B	単	未			
72	北川18-6	北宇和	鬼北	北川	北川1	60	無		55	5	2	5	2	1	1	3	3	30	5	2	2	7	無	3	6	4	2	2	1	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					町道	60			B	単	未			
73	北川18-7	北宇和	鬼北	北川	北川1	30	無		50	5	1	5	1	3	1	3	3	60	5	2	2	7	無	3	4	4	2	2	1	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									B	単	未			
74	北川18-8	北宇和	鬼北	北川	北川2	40	無		50	5	1	5	1	3	2	3	3	50	5	2	2	7	無	3	6	4	2	3	5	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									C	単	未			
75	北川18-9	北宇和	鬼北	北川	北川2	40	無		50	5	1	5	1	3	2	3	3	50	5	1	2	7	無	3	4	4	2	1	1	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									A	単	未			
76	北川18-10	北宇和	鬼北	北川	北川2	100	無		50	15	3	2	3	4	2	3	3	50	5	2	2	5	無	3	6	1	2	1	1	3	5	有	2			6				6	3	3					3	3					町道	50			A	単	未			
77	北川18-11	北宇和	鬼北	北川	北川4	130	無		50	12	4	5	2	1	2	3	3	60	5	1	1	5	無	3	5	2	2	2	1	3	5	有	2			6				6	4	4					4	4					町道	130			無	単	未			
78	川上1-11	北宇和	鬼北	川上		30	無		60	8	4	2	4	3	3	4	3	150	3	1	2	2	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1									無	単	未			
79	川上1-12	北宇和	鬼北	川上		30	無		60	20	2	4	8	3	2	1	2	100	5	3	2	7	無	3	2	1	2	3	5	3	5	有	2			5				6	1	1					1	1					町道 河川	50 30			無	単	未			
80	川上1-13	北宇和	鬼北	川上		30	無		30	7	2	5	2	3	3	4	2	100	3	1	2	7	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4				5			6	1	1					1	1					町道	30			無	単	未			
81	上川10-9	北宇和	鬼北	上川		15	無		45	5	3	4	4	5	2	3	2	100	3	1	2	2	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4			3				6	1	1					1	1					国道	15			無	単	未			

愛 媛 都道府県

斜面区分：自然斜面 ・ 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度 (度)	地形要因 高さ (m)	地形要因 斜面方位	地形要因 斜面形状	地形要因 上位地形の方向	地形要因 横断形状	地形要因 遷急線	地形要因 遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	地質・土質要因 表土の厚さ (cm)	地質・土質要因 地盤の状況	地質・土質要因 岩盤斜面の亀裂間隔	地質・土質要因 開口亀裂の規模	地質・土質要因 斜面と不連続面の傾斜関係	地質・土質要因 断層・破砕帯の有無	地質・土質要因 斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	環境要因 樹木の樹齢	環境要因 伐採根の状況	環境要因 調査斜面 崩壊履歴	環境要因 調査斜面 位置	環境要因 隣接斜面 崩壊履歴	環境要因 隣接斜面 位置	環境要因 湧水 有無	環境要因 湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地利用状況・尾根または台地 尾根	土地利用状況・尾根または台地 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	保全対象 市町村人口	保全対象 人家戸数 (戸)	保全対象 換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 非木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 非木造換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 木造換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 非木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 非木造換算人家戸数 (戸)	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (年 月 日)	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
82	清水(せいずい)7-9	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	清水(せいずい)		20	無		50	6	2	8	1	3	3	4	3	150	3	1	2	7	無	4	2	1	2	2	1	3	5	有	2			5				6	1	1					1	1									無	単	未			
83	生田(いくた)6-2	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	生田(いくた)		20	無		45	7	2	8	2	3	3	4	2	100	3	1	2	7	無	3	5	2	2	3	5	3	5	有	1				5			6	1	1					1	1									無	単	未			
84	畔屋(あぜや)8-5	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	畔屋(あぜや)		70	無		50	12	3	1	3	3	2	1	2	50	3	1	2	2	無	4	6	3	2	2	2	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					県道	70			無	単	未			
85	国遠(くにとお)13-7	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	国遠(くにとお)		30	無		50	7	2	5	1	3	3	4	3	150	5	2	2	2	無	3	5	2	2	2	2	3	5	無	4			5				6	1	1					1	1									無	単	未			
86	清延(きよのぶ)19-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	清延(きよのぶ)		60	無		50	10	5	4	9	5	2	3	2	150	3	2	2	2	無	3	4	3	2	2	1	3	5	有	2			6				6	2	2					2	2					県道	60			無	単	未			
87	内深田(うちふかだ)20-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	内深田(うちふかだ)		80	無		50	10	1	4	9	3	2	1	2	150	3	1	2	7	無	4	2	1	2	1	2	3	5	有	1				5			6	2	2					2	2					町道	80			無	単	未			
88	吉波(よしなみ)21-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	吉波(よしなみ)		40	無		60	10	1	4	7	3	2	1	2	100	3	1	2	2	無	4	6	2	2	2	2	3	5	有	2				6			6	1	1					1	1									無	単	未			
89	延川(のぶかわ)2-2	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	延川(のぶかわ)	長穂(ながほ)	80	無		65	5	2	4	7	3	2	1	3	100	3	1	2	2	無	3	4	3	2	2	3	3	5	有	2			6				6	3	3					3	3									無	単	未			
90	延川(のぶかわ)2-3	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	延川(のぶかわ)	長穂(ながほ)	40	無		55	5	2	4	7	2	2	1	3	100	3	1	2	2	無	3	4	3	2	1	3	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					町道	60			無	単	未			
91	下大野(しもおおの)4-7	北宇和(きたうわ)	広見(ひろみ)	下大野(しもおおの)	上組(かみぐみ)	35	無		70	15	2	2	1	1	2	1	2	20	3	1	2	2	2	3	2	1	2	2	4	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1					町道	35			無	単	H14,15 既			
92	下大野(しもおおの)4-13	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	下大野(しもおおの)	中尾坂(なかおざか)	25	無		75	15	3	1	2	5	2	2	2	10	5	2	2	2	2	3	2	1	2	2	2	3	5	有	2			6				6	1	1					5	4			集会所	1	町道	20			無	単	未			
93	下大野(しもおおの)4-14	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	下大野(しもおおの)	中尾坂(なかおざか)	20	無		70	5	3	9	3	3	1	1	3	30	1	1	2	5	2	5	2	1	2	2	1	1	1	有	2			5				6	1	1					2	2					町道	20			無	単	H17 済			
94	下大野(しもおおの)4-15	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	下大野(しもおおの)	東組(ひがしぐみ)	20	無		75	10	3	1	4	1	1	1	3	50	5	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1					町道	20			無	単	未			
95	北川(きたがわ)18-12	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	北川(きたがわ)		20	有		65	6	3	4	3	5	3	3	3	90	1					5	4	3	2	2	1	3	5	無	2	2	4	6				6	2	2											国道	20			無	単	未			
96	川上(かわかみ)1-14	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)		20	有		65	5																														6													町道	20			無	単	未			
97	川上(かわかみ)1-15	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	野地(のじ)	15	無		60	5	1	9	3	3	2	2	3	50	1			7	2	5	2	1	2	2	2	3	5	無	4			6				6	1	1					2	2									無	単	未			
98	川上(かわかみ)1-16	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	野地(のじ)	30	無		50	5	6	4	6	3	3	3	3	100	1			3	2	5	2	1	1	2	1	3	5	有	2			6				6	1	1					2	2					県道	30			無	単	未			
99	内深田(うちふかだ)20-2	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	内深田(うちふかだ)	平井(ひらい)	40	無		70	5	4	4	4	3	2	2	3	100	1			7	2	5	2	1	1	1	2	2	4	無	4			6				6	1	1					3	3					県道	30			無	単	未			
100	清水(せいずい)7-10	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	清水(せいずい)	清水下組(せいずいしもぐみ)	32	無		70	5	4	3	3	2	2	1	3	100	1			7	2	5	2	1	1	1	1	3	5	有	2			6				6	1	1					1	1					県道	30			無	単	未			
101	国遠(くにとお)13-8	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	国遠(くにとお)	年則(としのり)	20	無		45	5	3	5	3	5	3	3	3	100	1			7	2	5	6	3	1	2	1	3	5	有	2			6				6	1	1					2	2									無	単	未			
102	小松(こまつ)3-9	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	清詰(せいづめ)	15	無		56	8	1	5	1	3	2	2	1	10	5	2	2	2	無	3	5	3	1	2	4	1	2	有	3	2	4	6				6	1	1					1	1					国道	15			無	単	未			
103	川上(かわかみ)1-17	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	野地(のじ)	10	無		50	6	4	7	4	3	2	2	2	10	5	2	2	7	無	3	1	1	2	2	1	3	5	無	2							6	2	2					2	2					国道	20			無	単	未			

愛 媛 都道府県　　　　斜面区分 : 自然斜面 ・ 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度	地形要因 高さ	地形要因 斜面方位	地形要因 斜面形状	地形要因 上位地形の方向	地形要因 横断形状	地形要因 遷急線	地形要因 遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	地質・土質要因 表土の厚さ	地質・土質要因 地盤の状況	地質・土質要因 岩盤斜面の亀裂間隔	地質・土質要因 開口亀裂の規模	地質・土質要因 斜面と不連続面の傾斜関係	地質・土質要因 断層・破砕帯の有無	地質・土質要因 斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	環境要因 樹木の樹齢	環境要因 伐採根の状況	環境要因 調査斜面 崩壊履歴	環境要因 調査斜面 位置	環境要因 隣接斜面 崩壊履歴	環境要因 隣接斜面 位置	環境要因 湧水 有無	環境要因 湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	尾根の土地利用状況または台地 尾根	尾根の土地利用状況または台地 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	市町村人口	保全対象 人家戸数 人家戸数	保全対象 人家戸数 換算人家戸数	10m以内 斜面上部 木造人家戸数	10m以内 斜面上部 木造換算人家戸数	10m以内 斜面上部 非木造人家戸数	10m以内 斜面上部 非木造換算人家戸数	10m以内 斜面下部 木造人家戸数	10m以内 斜面下部 木造換算人家戸数	10m以内 斜面下部 非木造人家戸数	10m以内 斜面下部 非木造換算人家戸数	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
						m			度	m								cm																							戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年 月 日						
104	大宿5-5	北宇和	鬼北	大宿	御開山	30	無		68	5	4	4	4	1	1	1	2	0	3	1	2	2	無	3	2	1	2	3	5	2	1	有	1							6	1	1					1	1									無	単	未			
105	興野々11-4	北宇和	鬼北	興野々	芳組	30	無		60	6	1	1	1	1	1	1	2	0	3	1	2	2	無	4	2	1	2	1	1	1	1	無	4							6	1	1					1	1					町道	20			無	単	未			
106	北川18-13	北宇和	鬼北	北川		20	有		60	6	3	1	3	5	1	1	3	100	1			7	無	5	1	1	2	2	4	3	4	無	4							6	1	1					1	1					町道	30			無	単	未			
107	下大野4-16	北宇和	鬼北	下大野	中組	40	有		60	6	3	4	3	5	1	2	2	30	3	2	2	2	無	4	2	1	2	2	4	2	2	有	2							6	2	2					2	2									無	単	未			
108	下大野4-17	北宇和	鬼北	下大野	西組	30	有		50	8	8	7	1	5	2	2	3	200	1				無	4	2	1	2	2	1	1	1	無	4							6	1	1					1	1									無	単	未			
109	広見1-1	北宇和	鬼北	広見	下広見	40	有		65	12	4	1	3	2	1	2	1	0	5	4	2	2	1	3	1	1	2	2	3	2	2	有	2		2	6				6	2	2					2	2									無	単	未			
110	川上1-19	北宇和	鬼北	川上	野地	60	有		50	6	6	6	6	3	3	2	3	200	1				無	5	2	1	2	2	2	3	5	有	2							6	3	3					3	3					県道	60			無	単	未			
111	川上1-20	北宇和	鬼北	川上	野地	17	無		70	7	5	5	5	5	2	1	5	50	5	1	3		2	2	2	1	2	3	5	3	5	無	3			6				6	1	1					1	1									無	単	未			
112	川上1-21	北宇和	鬼北	川上	小越	20	無		55	5	4	6	4	5	3	4	3	200	1	1	3		2		2	1	2	3	5	3	5	無	4			6				6	1	1					1	1					町道	30			無	単	未			
113	下大野4-18	北宇和	鬼北	下大野	下大野東	16	無		80	3～6	8	4	8	3	3	4	2	0	5	2	2		1	3	1	1	2	3	5	3	5	無	3				5			6	1	1					1	1					町道	20			無	単	未			
114	下大野4-19	北宇和	鬼北	下大野	中組	30	無		60	7	4	4	4	3	1	1	3	200	1	1	3	2	2	3	2	1	2	2	3	3	5	無	3				5			6	1	1					1	1					町道	20			無	単	未			
115	川上1-22	北宇和	鬼北	川上	小越	15	無		60	5	2	5	2	3	3	4	3	100	1	1	3		2		2	1	2	2	2	3	5	無	4			6				6	2	2					2	2					町道	40			無	単	R2 済			
116	川上1-23	北宇和	鬼北	川上	古用	21	無		60	6	2	5	2	3	2	2	5	50	5	1	3		2	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4				5			6	1	1					1	1					町道	30			無	単	未			
117	西仲1-1	北宇和	鬼北	西仲	下組	15	無		65	7	2	4	2	3	3	4	3	100	1	1	3	2	2	3	2	1	2	1	2	1	2	無	3			6				6	1	1					1	1									無	単	未			
118	川上1-24	北宇和	鬼北	川上	滝谷	12	無		65	5	5	5	5	1	3	4	3	50	1	1	3	4	2	3	2	1	2	2	3	1	2	無	4			6				6	1	1					1	1									無	単	未			
1	上鍵山1-1	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	90	無		55	7	2	2	2	2	3	4	3	60	1	1	3	2	無	3	3	3	2	3	5	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					町道	90			B	単	未			
2	上鍵山1-2	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	50	無		50	7	2	3	1	3	3	4	3	30	1	4	2	2	無	3	5	1	2	3	5	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					町道	50			C	単	未			
3	上鍵山1-3	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	70	無		60	5	3	1	3	1	2	2	3	50	5	2	2	2	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4				6			7	2	2					2	2					町道	70			B	単	未			
4	上鍵山1-4	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	75	無		65	8	5	3	4	3	2	1	2	0	5	1	2	2	無	3	1	1	2	3	5	3	5	無	4	2	3	6				7	3	3					3	3					町道	75			C	単	S62 概			
5	上鍵山1-5	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	40	無		60	5	6	1	5	1	3	4	2	10	5	4	2	2	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	1	1					1	1					町道	40			B	単	未			
6	上鍵山1-6	北宇和	鬼北	上鍵山	上本村	40	無		65	7	3	3	3	1	1	1	2	70	5	2	2	2	無	4	1	1	2	2	3	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	40			B	単	未			
7	上鍵山1-7	北宇和	鬼北	上鍵山	上下2	50	無		50	7	4	3	3	4	3	4	3	30	5	1	3	2	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	2	2					2	2					町道	50			C	単	未			

愛　媛　都道府県

斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度	地形要因 高さ	地形要因 斜面方位	地形要因 斜面形状	地形要因 上位地形の方向	地形要因 横断形状	地形要因 遷急線	地形要因 遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	地質・土質要因 表土の厚さ	地質・土質要因 地盤の状況	地質・土質要因 岩盤斜面の亀裂間隔	地質・土質要因 開口亀裂の規模	地質・土質要因 斜面と不連続面の傾斜関係	地質・土質要因 断層・破砕帯の有無	地質・土質要因 斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	環境要因 樹木の樹齢	環境要因 伐採根の状況	環境要因 調査斜面 崩壊履歴	環境要因 調査斜面 位置	環境要因 隣接斜面 崩壊履歴	環境要因 隣接斜面 位置	環境要因 湧水 有無	環境要因 湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地利用の状況 尾根	土地利用の状況 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	市町村人口	人家戸数 人家戸数	人家戸数 換算人家戸数	10m以内 斜面上部 木造人家戸数	10m以内 斜面上部 木造換算人家戸数	10m以内 斜面上部 非木造人家戸数	10m以内 斜面上部 非木造換算人家戸数	10m以内 斜面下部 木造人家戸数	10m以内 斜面下部 木造換算人家戸数	10m以内 斜面下部 非木造人家戸数	10m以内 斜面下部 非木造換算人家戸数	保全対象 公共的建物 種類	保全対象 公共的建物 数	保全対象 公共施設 種類	保全対象 公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
						m			度	m								cm																							戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年 月 日						
8	上鍵山1-10A	北宇和	鬼北	上鍵山	長谷	15	無		70	5	2	1	7	1	2	2	2	10	5	2	2	2	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	15			B	単	未			
9	上鍵山1-10B	北宇和	鬼北	上鍵山	長谷	10	無		70	6	4	1	4	1	2	1	2	10	5	1	2	1	無	5	5	1	2	2	4	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	10			B	単	未			
10	上鍵山1-11	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	130	無		65	6	4	3	5	1	3	4	2	20	5	2	2	2	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	3	3					3	3					町道	30			C	単	未			
11	上鍵山1-12	北宇和	鬼北	上鍵山	上本村	60	無		60	7	8	3	8	1	2	1	3	70	5	1	3	1	無	3	2	1	2	1	2	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					町道	60			B	単	未			
12	上鍵山1-13	北宇和	鬼北	上鍵山	長谷	70	無		70	8	1	3	8	1	2	2	3	0	5	1	2	2	無	3	2	1	2	1	2	3	5	有	1			6				7	2	2					2	2					町道	30			A	単	未			
13	上鍵山1-15	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	50	無		55	7	1	2	1	2	1	1	3	60	5	1	2	2	無	3	5	1	2	3	5	3	5	無	4	2	3		5			7	2	2					2	2					町道	50			B	単	S59 概			
14	下鍵山2-2	北宇和	鬼北	下鍵山	下4	15	無		65	8	4	3	7	3	3	4	2	10	5	1	2	1	無	2	1	1	2	3	5	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	15			C	単	未			
15	下鍵山2-3	北宇和	鬼北	下鍵山	下4	40	無		50	6	8	1	1	2	1	1	4	100	1	1	3	2	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4	2	4		5			7	4	4					4	4					町道	20			B	単	H8 概			
16	下鍵山2-4	北宇和	鬼北	下鍵山	下1	25	無		60	5	6	3	6	3	1	1	3	100	1	1	3	3	無	3	2	1	2	2	3	3	5	無	4				5			7	1	1					1	1					県道	25			B	単	H4,10 概			
17	下鍵山2-5	北宇和	鬼北	下鍵山	下6	40	無		65	15	2	3	2	5	3	4	3	100	1	1	3	3	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4				4			7	3	3	1	1			2	2					町道	40			A	単	未			
18	下鍵山2-6	北宇和	鬼北	下鍵山	下1	30	無		50	5	6	5	6	5	1	1	3	50	1	1	3	3	無	4	1	1	2	3	5	3	5	無	4				5			7	1	1					1	1					県道	30			C	単	未			
19	下鍵山2-7	北宇和	鬼北	下鍵山	下4	15	無		70	5	2	1	2	5	3	4	3	100	1	1	3	2	無	5	2	1	2	1	1	3	5	無	4	2	4		4			7	1	1					1	1					国道	15			A	単	H4 概			
20	日向谷3-1	北宇和	鬼北	日向谷	出口	18	無		65	8	2	3	2	3	3	4	3	50	1	1	3	2	無	5	5	3	2	1	1	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	18			B	単	未			
21	日向谷3-2	北宇和	鬼北	日向谷	出口	20	無		45	10	4	1	5	5	2	1	3	50	1	1	3	3	無	4	2	1	2	3	5	3	5	有	3	2	4		6			7	1	1					1	1					町道	20			A	単	未			
22	日向谷3-3	北宇和	鬼北	日向谷	出口	33	無		60	7	3	1	3	3	2	2	3	50	1	1	3	2	無	4	5	2	2	3	5	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					町道	33			A	単	未			
23	日向谷3-4	北宇和	鬼北	日向谷	出口	110	無		50	8	6	3	6	3	3	4	3	50	5	4	2	4	無	2	3	2	2	3	5	3	5	有	2				5			7	4	4					4	4					国道	110			B	単	未			
24	日向谷3-5	北宇和	鬼北	日向谷	出口	65	無		70	12	3	3	3	3	2	2	1	30	5	1	1	2	無	5	5	3	2	2	2	3	5	無	4	2	3	6				7	2	2					2	2					林道	65			A	単	H9 概			
25	日向谷3-6	北宇和	鬼北	日向谷	中屋敷	30	無		60	8	2	3	2	3	2	1	3	20	1	1	3	2	無	4	2	1	2	1	2	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					国道	30			A	単	未			
26	日向谷3-7	北宇和	鬼北	日向谷	中屋敷	20	無		55	8	2	2	2	3	3	4	3	60	1	1	3	2	無	5	5	2	1	2	3	3	5	有	2	2	4	5				7	1	1					1	1					町道	20			B	単	未			
27	日向谷3-8	北宇和	鬼北	日向谷	中屋敷	18	無		50	8	2	5	2	5	1	1	3	40	5	4	2	2	無	3	1	1	2	3	5	3	5	有	2	2	4	5				7	1	1					1	1					町道	18			C	単	未			
28	日向谷3-9	北宇和	鬼北	日向谷	下中合	13	無		65	12	3	3	3	3	2	2	3	60	5	1	2	2	無	5	5	3	2	3	5	3	5	有	3			6				7	1	1					1	1					町道	13	保(一)		A	単	未			
29	日向谷3-10	北宇和	鬼北	日向谷	上中合	55	無		65	12	4	3	4	3	2	1	2	80	5	1	2	2	無	3	5	3	2	3	5	3	5	有	3	2	4	6				7	3	3					3	3					町道	60	保(一)		A	単	H10 概			

愛　媛　都道府県　　　　斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度 (度)	地形要因 高さ (m)	地形要因 斜面方位	地形要因 斜面形状	地形要因 上位地形の方向	地形要因 横断形状	地形要因 遷急線	地形要因 遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	地質・土質要因 表土の厚さ (cm)	地質・土質要因 地盤の状況	地質・土質要因 岩盤斜面の亀裂間隔	地質・土質要因 開口亀裂の規模	地質・土質要因 斜面と不連続面の傾斜関係	地質・土質要因 断層・破砕帯の有無	地質・土質要因 斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	環境要因 樹木の樹齢	環境要因 伐採根の状況	環境要因 調査斜面 崩壊履歴	環境要因 調査斜面 位置	環境要因 隣接斜面 崩壊履歴	環境要因 隣接斜面 位置	環境要因 湧水 有無	環境要因 湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	尾根または台地の土地利用状況 尾根	尾根または台地の土地利用状況 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	保全対象 市町村人口	人家戸数 人家戸数 (戸)	人家戸数 換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 非木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 非木造換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 木造換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 非木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 非木造換算人家戸数 (戸)	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定 年月日	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
30	日向谷3-11	北宇和	鬼北	日向谷	上中合	23	無		65	10	4	3	4	3	3	4	2	50	5	1	2	2	無	5	6	3	2	3	5	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	23	保(一)		A	単	未			
31	日向谷3-12	北宇和	鬼北	日向谷	上中合	40	無		60	10	2	2	2	2	1	1	3	80	1	1	3	2	無	3	5	3	2	1	4	3	5	有	3			1				7	1	1					1	1					町道	40	保(一)		A	単	H5 概			
32	日向谷3-13	北宇和	鬼北	日向谷	上中合	35	無		58	15	5	3	5	3	3	4	2	100	5	1	2	2	無	4	5	3	2	3	5	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	30	保(一)		A	単	未			
33	日向谷3-14	北宇和	鬼北	日向谷	奥	45	無		60	25	4	3	4	3	3	4	2	80	5	1	2	2	無	3	5	3	2	3	5	3	5	有	3			6				7	2	2					2	2					町道	50			A	単	未			
34	日向谷3-15	北宇和	鬼北	日向谷	奥	22	無		70	15	6	3	6	3	3	4	2	30	5	2	2	1	無	4	5	3	2	1	2	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					国道	22	保(一)		A	単	未			
35	日向谷3-16	北宇和	鬼北	日向谷	奥	20	無		75	20	4	3	4	3	3	4	2	60	5	2	2	1	無	5	5	3	2	2	2	3	5	有	2			6				7	1	1					1	1					河川	20			A	単	未			
36	日向谷3-17	北宇和	鬼北	日向谷	奥	60	無		65	18	2	3	2	4	2	1	3	100	1	1	3	2	無	3	4	3	2	2	2	3	5	有	2			6				7	1	1					1	1					河川	60			A	単	未			
37	上大野4-1	北宇和	鬼北	上大野	長瀬	20	無		60	15	2	3	2	3	2	1	3	60	5	1	3	2	無	2	4	3	2	3	5	3	5	無	4	2	3	6				7	2	2					2	2					国道	20			A	単	H11 概			
38	上大野4-2	北宇和	鬼北	上大野	植勝	18	無		55	10	5	1	5	1	2	1	3	80	5	2	2	3	無	3	6	2	2	3	5	3	5	有	2			6				7	1	1					1	1					県道	18			A	単	未			
39	上大野4-4	北宇和	鬼北	上大野	植勝	20	無		40	7	5	5	5	5	2	1	2	50	5	4	2	3	無	3	2	1	2	3	5	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					県道	20			B	単	H9~10 概			
40	上大野4-6	北宇和	鬼北	上大野	長瀬	70	無		62	15	3	3	3	3	1	1	3	80	1	1	3	3	無	4	2	1	2	3	5	3	5	有	3				6			7	2	2			2	2							町道	70			A	単	H6.11 概			
41	父野川下5-1	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	30	無		50	7	1	1	1	1	1	2	4	100	1	1	3	3	無	5	5	2	2	2	3	3	5	有	1			5				7	1	1					1	1					町道	30			A	単	H9.11 概			
42	父野川下5-2	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	15	無		65	10	8	3	8	3	2	1	3	50	1	1	3	2	無	3	2	1	2	1	1	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	15			A	単	未			
43	父野川下5-3	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	50	無		65	7	7	3	7	3	3	4	3	100	1	1	3	2	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	1	1					1	1					町道	50			B	単	未			
44	父野川下5-4	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	35	無		50	6	6	2	6	2	1	1	3	50	1	1	3	2	無	3	2	1	2	1	2	3	5	有	2	2	4	5				7	2	2					2	2					町道	35			B	単	H2 概			
45	父野川下5-5	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	20	無		43	7	6	3	6	3	2	1	3	50	1	1	3	3	無	3	5	1	2	3	5	3	5	無	4				1			7	1	1					1	1					町道	20			C	単	未			
46	父野川下5-6	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	15	無		65	7	6	1	6	1	2	1	4	100	1	1	3	4	無	5	2	1	1	2	3	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	15			B	単	未			
47	父野川下5-7	北宇和	鬼北	父野川下	下本村	60	無		60	5	2	8	2	2	1	2	4	80	1	1	3	3	無	3	5	2	2	3	5	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					町道	60			B	単	未			
48	父野川下5-8	北宇和	鬼北	父野川下	川口	25	無		55	6	3	3	3	3	2	1	4	100	1	1	3	3	無	4	2	1	2	2	2	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					県道	25			B	単	未			
49	父野川下5-9	北宇和	鬼北	父野川下	川口	20	無		55	5	1	5	1	5	2	1	4	100	1	1	3	3	無	4	1	1	2	3	5	3	5	有	2			6				7	1	1					1	1					林道	20			C	単	未			
50	父野川下5-10	北宇和	鬼北	父野川下	川口	50	無		65	10	6	2	6	2	2	1	3	50	1	1	3	2	無	3	5	2	2	3	5	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					町道	50			A	単	未			
51	父野川下5-11	北宇和	鬼北	父野川下	上本村	160	無		60	10	5	3	5	3	3	4	3	100	1	1	2	2	無	3	5	1	2	3	5	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					河川	60			A	単	未			

愛　媛　都道府県　　　　斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度 (度)	地形要因 高さ (m)	地形要因 斜面方位	地形要因 斜面形状	地形要因 上位地形の方向	地形要因 横断形状	地形要因 遷急線	地形要因 遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	地質・土質要因 表土の厚さ (cm)	地質・土質要因 地盤の状況	地質・土質要因 岩盤斜面の亀裂間隔	地質・土質要因 開口亀裂の規模	地質・土質要因 斜面と不連続面の傾斜関係	地質・土質要因 断層・破砕帯の有無	地質・土質要因 斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	環境要因 樹木の樹齢	環境要因 伐採根の状況	環境要因 調査斜面 崩壊履歴	環境要因 調査斜面 位置	環境要因 隣接斜面 崩壊履歴	環境要因 隣接斜面 位置	環境要因 湧水 有無	環境要因 湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地利用状況・尾根または台地 尾根	土地利用状況・尾根または台地 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	保全対象 市町村人口	保全対象 人家戸数 人家戸数 (戸)	保全対象 人家戸数 換算人家戸 (戸)	10m以内 斜面上部 木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造換算人家戸 (戸)	10m以内 斜面上部 非木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 非木造換算人家戸 (戸)	10m以内 斜面下部 木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 木造換算人家戸 (戸)	10m以内 斜面下部 非木造人家戸数 (戸)	10m以内 斜面下部 非木造換算人家戸 (戸)	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (年月日)	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
52	父野川下5-12	北宇和	鬼北	父野川下	上本村	40	無		65	8	2	3	2	3	1	1	3	100	1	1	3	2	無	3	5	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	2	2					2	2					町道	40			B	単	未			
53	父野川下5-14	北宇和	鬼北	父野川下	音地	80	無		60	8	1	3	1	3	3	4	3	100	1	1	3	1	無	3	5	2	2	3	5	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					町道	80			B	単	未			
54	父野川下5-16	北宇和	鬼北	父野川下	犬飼	20	無		55	6	3	1	3	1	2	4	3	70	1	1	3	2	無	3	2	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	2	2					2	2					町道	20			B	単	未			
55	父野川下5-23	北宇和	鬼北	父野川下	犬飼	40	無		50	6	2	3	2	3	2	1	2	50	1	1	1	1	無	3	2	1	2	1	3	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					河川	40			B	単	未			
56	犬飼	北宇和	鬼北	父野川下	犬飼	150	無		50	20	7	9	6	3	3	4	2	150	1	1	2	2	無	3	6	3	2	1	1	3	5	有	2			6				7	3	3					3	3					町道	120			A	単	中			
57	父野川下5-17	北宇和	鬼北	父野川下	板釣	25	無		55	12	1	2	1	2	2	1	3	50	1	1	3	3	無	4	5	2	2	3	5	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	25			A	単	未			
58	父野川下5-18	北宇和	鬼北	父野川下	板釣	20	無		55	6	1	1	1	1	2	1	3	70	1	1	3	2	無	4	2	1	2	2	3	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	20			B	単	未			
59	父野川下5-19	北宇和	鬼北	父野川下	上川口	20	無		65	8	4	3	3	3	3	4	3	50	1	1	3	2	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1					町道	20			B	単	未			
60	父野川下5-20	北宇和	鬼北	父野川下	上川口	130	無		50	5	2	3	2	3	3	4	3	50	1	1	3	3	無	4	2	1	2	3	5	3	5	無	4			6				7	3	3					3	3					県道	130			B	単	未			
61	父野川下5-21	北宇和	鬼北	父野川下	板釣	45	無		70	12	4	2	4	2	3	4	4	100	1	1	3	2	無	3	2	1	2	1	3	3	5	有	2	2	4	6				7	1	1					1	1					河川	45			A	単	S58 概			
62	父野川中6-1	北宇和	鬼北	父野川中	野の谷	55	無		48	15	4	3	4	3	2	1	3	60	1	1	3	3	無	4	6	3	2	1	3	3	5	有	3	2	4	6				7	3	3					3	3					町道 河川	40 40			A	単	未			
63	父野川中6-2	北宇和	鬼北	父野川中	野の谷	75	無		50	8	3	3	3	3	2	2	3	60	1	1	3	3	無	4	6	3	2	2	2	3	5	無	4			6				7	2	2					2	2					県道	80			A	単	未			
64	父野川中6-3	北宇和	鬼北	父野川中	野の谷	45	無		45	10	6	3	6	3	3	4	3	80	1	1	3	3	無	3	5	2	2	3	5	3	5	無	4			5				7	2	2					2	2					河川	45			A	単	未			
65	父野川中6-4	北宇和	鬼北	父野川中	野の谷	45	無		70	18	4	3	4	3	3	4	2	50	5	1	2	2	無	3	5	3	2	3	5	3	5	有	3			6				7	2	2					2	2					県道	70			A	単	未			
66	父野川中6-5	北宇和	鬼北	父野川中	宮成	20	無		65	10	8	5	8	5	3	4	3	70	1	1	3	2	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					町道 河川	20 20			A	単	未			
67	父野川中6-6	北宇和	鬼北	父野川中	宮成	35	無		50	8	5	5	5	5	3	4	3	50	1	1	3	3	無	4	5	3	2	3	5	3	5	無	4			6				7	3	3					3	3					県道	35			C	単	未			
68	父野川中6-7	北宇和	鬼北	父野川中	藤川	20	無		60	18	6	3	5	3	1	1	2	80	5	4	2	2	無	3	6	3	2	3	5	3	5	有	2			6				7	1	1					1	1					町道	20			A	単	未			
69	父野川中6-8	北宇和	鬼北	父野川中	宮成	35	無		58	8	5	2	5	2	2	1	3	60	1	1	3	2	無	4	5	3	2	3	5	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					町道	35	保(一)		B	単	未			
70	父野川中6-9	北宇和	鬼北	父野川中	宮成	40	無		55	12	5	3	5	3	2	1	3	80	1	1	3	3	無	4	5	3	2	3	5	3	5	有	2			6				7	2	2					2	2					町道	40	保(一)		A	単	未			
71	父野川中6-11	北宇和	鬼北	父野川中	宮成	30	無		50	10	3	3	3	3	2	1	3	90	1	1	3	2	無	4	6	3	2	3	5	3	5	無	4	2	3	6				7	2	2					2	2					県道	30	保(一)		A	単	H6 概			
72	父野川上7-1	北宇和	鬼北	父野川上	屋敷	60	無		45	15	6	5	6	5	2	2	3	80	1	1	3	3	無	3	1	1	2	3	5	3	5	無	4			5				7	2	2					2	2					町道	60			A	単	S62 概			
73	父野川上7-3	北宇和	鬼北	父野川上	屋敷	28	無		48	8	2	3	2	3	2	1	2	80	5	1	2	3	無	3	3	2	2	1	1	3	5	無	4			5				7	2	2					2	2					町道	30			A	単	未			

（(人工）調査表）1-1

愛　媛　都道府県　　　　斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度 (度)	高さ (m)	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状	遷急線	遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	表土の厚さ (cm)	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況	環境要因 植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面 崩壊履歴	調査斜面 位置	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 位置	湧水 有無	湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地利用状況 尾根	土地利用状況 台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	市町村人口	人家戸数 (戸)	換算人家戸数 (戸)	10m以内 斜面上部 木造人家戸数 (戸)	斜面上部 木造換算人家戸数 (戸)	斜面上部 非木造人家戸数 (戸)	斜面上部 非木造換算人家戸数 (戸)	斜面下部 木造人家戸数 (戸)	斜面下部 木造換算人家戸数 (戸)	斜面下部 非木造人家戸数 (戸)	斜面下部 非木造換算人家戸数 (戸)	公共的建物 種類	公共的建物 数	公共施設 種類	公共施設 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (年月日)	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
74	父野川上7-4	北宇和	鬼北	父野川上	屋敷	58	無		40	10	4	5	4	5	1	2	3	100	1	1	3	3	無	4	5	3	2	3	5	3	5	有	2			5				7	3	3					3	3					町道	60			A	単	未			
75	父野川下5-22	北宇和	鬼北	父野川下	犬飼	20	無		55	8	2	4	2	3	2	2	3	50	1	1	3	2	無	5	4	3	2	2	2	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1									C	単	H17 概			
76	下鍵山2-7	北宇和	鬼北	下鍵山	下4	20	無		65	10	4	4	4	3	3	4	3	70	1	1	3	3	無	5	2	1	2	2	2	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1									C	単	H17 概			
77	日向谷3-18	北宇和	鬼北	日向谷	中屋敷	20	無		70	8	2	1	2	1	1	1	3	100	1	1	3	7	無	5	2	1	2	2	1	3	5	無	4			6				7	1	1					1	1									C	単	未			
78	上鍵山1-17	北宇和	鬼北	上鍵山	黒川	40	有		60	6	6	1	6	5	1	1	3	200	1			7	無	4	2	1	2	2	4	3	5	有	2							6	2	2					2	2					町道	20								
79	日向谷3-19	北宇和	鬼北	日向谷	中屋敷	20	有		60	8	5	1	5	2	2	2	3	100	1			2	無	5	2	1	2	2	1	3	5	無	2							6	1	1					1	1					国道	20								
80	下鍵山2-8	北宇和	鬼北	下鍵山	下 4	17	無		65	4	8	6	8	3	3	4		70			3		2		2		2	1	4	3	5	無	4				5				1	1					1	1									無	単	R2 概			
81	上大野4-8	北宇和	鬼北	上大野	植勝	13	無		60	4	8	6	8	3	3	4		100			3				2		2	2	2	3	5	無	4			6					1	1					1	1									無	単	未			
82	上鍵山1-18	北宇和	鬼北	上鍵山	巻	18	無		65	5	1	5	1	1	3	4	5	50		1	3		無	2	2	1	2	3	5	3	5	無	4			6					1	1					1	1									無	単	未			
83	父野川下5-23	北宇和	鬼北	父野川下	川口	21	無		60	8	2	2	2	3	3	4		100			3		2		2	1	2	3	5	3	5	無	4			6					1	1					1	1									無	単	未			
合計	201 箇所																																								318	318																				

（注）1）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）,（Ⅱ）は別葉とする。
2）調査票は、自然斜面・人工斜面別に作成し、原則としてＡ－3判とする。自然斜面・人工斜面別におのおのとおし番号を付けること。
3）「箇所名」,「位置」の欄はかならずふりがなをつけること。
4）「……の有無」の欄は、有の場合は有、無の場合は無とする。

・他事業の区域指定
砂：砂防指定地
地：地すべり防止区域
ぼ：ぼた山崩壊防止区域
保：保安林
保施：保安施設地区

・急傾斜地崩壊危険区域の指定
急：急傾斜地崩壊危険区域指定年月日
災：災害危険区域指定年月日

・豪雪地帯
豪：豪雪地帯
特：特別豪雪地帯

・半島振興地区等
半：半島振興地区
離：離島振興地区

・特殊土じょう地帯
シ：シラス地域
他：その他の特殊土壌地帯

・リゾート地域
リ：一般の地区」
重：重点化整備地区

・都市計画区域関係
市：市街化区域
調：市街化調整区域
未：未線引

愛　媛　都道府県（県に丸印）　　　　斜面区分 ： 自然斜面 ・ 人工斜面（自然斜面に丸印）

箇所番号	箇所名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	位置 小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	地形要因 傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状	遷急線	遷急線の位置	地質・土質要因 地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況
						m			度	m								cm						
1	小松(こまつ)3−5	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小松(こまつ)	安森(やすもり)	30	無		50	10	1	6	3	4	2	2	3	100	3	1	2	7	無	3
2	小倉(おぐわ)10-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	小倉(おぐわ)	宮野々(みやのの)	20	無		70	5	6	2	4	3	2	1	3	100	1	1	2	2	無	3
3	中野川(なかのかわ)17-2	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	中野川(なかのかわ)	中野川(なかのかわ)	20	無		50	5	1	5	8	2	1	3	1	50	5	2	2	7	無	3
4	沢松(さわまつ)15-4	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	沢松(さわまつ)	上組(かみぐみ)	30	無		70	8	4	5	3	3	1	1	3	20	3	2	2	5	無	3
5	下大野(しもおおの)4−16	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	下大野(しもおおの)	中尾坂(なかおざか)	16	無		75	7	3	1	2	3	2	1	3	50	3	1	3	2	無	4
6	生田(いくた)6−2	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	生田(いくた)	七荷(ななに)	15	無		56	7	1	1	1	2	1	3	4	100	1	1	3	2	無	5
7	川上(かわかみ)1-18	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	川上(かわかみ)	小越(こごえ)	19	無		60	8	2	1	2	3	2	2	3	100						
1	上鍵山(かみかぎやま)1-16	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	上鍵山(かみかぎやま)	白根(しらね)	30	無		55	10	2	3	2	3	2	2	3	50	5	1	3	2	無	5
2	下鍵山(しもかぎやま)2-1	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	下鍵山(しもかぎやま)	下(しも) 4	70	無		65	6	3	1	3	3	3	4	3	70	5	1	3	2	無	4
3	父野川下(ちちのがわしも)5−15	北宇和(きたうわ)	鬼北(きほく)	父野川下(ちちのかわしも)	犬飼(いぬかい)	15	無		55	5	6	5	6	5	2	1	3	50	1	1	3	2	無	4
合計	10箇所																							

箇所番号	環境要因 植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面 崩壊履歴	調査斜面 位置	隣接斜面 崩壊履歴	隣接斜面 位置	湧水 有無	湧水 状況	対策工	対策工上部の状況	土地の利用状況 尾根または台地 尾根	台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
1	3	2	2	1	2	3	5	有	2	2	4	6			
2	3	2	1	3	5	3	5	有	3			6			
3	5	1	2	1	1	3	5	有	2			6			
4	6	3	2	3	5	3	5	有	2			6			
5	2	1	2	2	3	3	1	無	4	2	4	5			
6	2		2	3	5	3	5	有	3	2	4	6			
7	2	1	2	3	5	3	5	無	4			6			
1	1	1	2	3	5	3	5	無	4			6			
2	5	1	2	2	3	3	5	無	4	2	4	6			
3	1	1	2	3	5	3	5	無	4			6			
合計															

箇所番号	保全対象 市町村人口	人家戸数 人家戸数	換算人家戸数	10m以内 斜面上部 木造人家戸数	木造換算人家戸数	非木造人家戸数	非木造換算人家戸数	斜面下部 木造人家戸数	木造換算人家戸数	非木造人家戸数	非木造換算人家戸数	公共的建物 種類	数	公共施設 種類	数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	要施工箇所	施工状況	他事業施工状況	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸						年 月 日						
1	6	2	2					2	2					河川 町道	30 30			A	単	未			
2	6	1	1					1	1					町道	20			B	単	未			
3	6	1	1					1	1									A	単	未			
4	6	1	1					1	1					町道	30			C	単	未			
5	6	1	1					1	1					町道	16								
6	6	1	1					1	1						15								
7		1	1					1	1					町道	20								
1	7	1	1					1	1					町道	30			B	単	未			
2	7	2	2					2	2					町道	70			C	単	H2 概			
3	7	1	1					1	1					町道	15			C	単	未			
合計		12	12																				

（注） 1） 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）,（Ⅱ）は別葉とする。
2） 調査票は、自然斜面・人工斜面別に作成し、原則としてA－3判とする。自然斜面・人工斜面別におのおのとおし番号を付けること。
3） 「箇所名」、「位置」の欄はかならずふりがなをつけること。
4） 「…‥の有無」の欄は、有の場合は有、無の場合は無とする。

・他事業の区域指定
砂：砂防指定地
地：地すべり防止区域
ぼ：ぼた山崩壊防止区域
保：保安林
保施：保安施設地区

・急傾斜地崩壊危険区域の指定
急：急傾斜地崩壊危険区域指定年月日
災：災害危険区域指定年月日

・豪雪地帯
豪：豪雪地帯
特：特別豪雪地帯

・半島振興地区等
半：半島振興地区
離：離島振興地区

・特殊土じょう地帯
シ：シラス地域
他：その他の特殊土壌地帯

・リゾート地域
リ：一般の地区」
重：重点化整備地区

・都市計画区域関係
市：市街化区域
調：市街化調整区域
未：未線引

２－８－３　土石流危険渓流

土石流危険渓流Ⅰ

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概要				
				字名	渓流長	流域面積	発生流域面積	川幅	人家戸数
					km	km2	km2	m	戸
ＵＪ483-1409	渡川	奈良川	市の又川	中野川	2.10	2.14	1.91	6.0	5(5)
ＵＪ483-1410	渡川	奈良川	二股瀬川	中野川	3.01	2.68	2.24	6.0	5(5)
ＵＪ483-1411	渡川	奈良川	下奈良川	奈良	0.60	0.11	0.11	1.0	1(1)
ＵＪ483-1412	渡川	奈良川	上東奈良川	奈良	0.47	0.60	0.56	4.0	0(0)
ＵＪ483-1413	渡川	奈良川	成川	成川	0.47	0.37	0.33	4.0	0(0)
ＵＪ483-1414	渡川	三間川	水分川	北川	0.23	0.04	0.03	1.5	8(8)
ＵＪ483-1415	渡川	奈良川	西黒田川	北川	0.15	0.09	0.06	2.0	10(10)
ＵＪ483-1416	渡川	奈良川	東黒田川	北川	0.23	0.13	0.09	2.0	9(9)
ＵＪ483-1417	渡川	奈良川	風山川	北川	0.17	0.12	0.08	1.4	8(8)
ＵＪ483-1418	渡川	奈良川	北川	北川	0.13	0.09	0.07	1.4	6(1)
ＵＪ483-1419	渡川	奈良川	中今在家川	奈良	0.21	0.11	0.07	1.5	5(5)
ＵＪ483-1420	渡川	奈良川	小串川	奈良	0.18	0.06	0.04	2.0	0(0)
ＵＪ483-1421	渡川	三間川	勢波佐川	内深田	0.14	0.13	0.08	1.0	0(0)
ＵＪ483-1422	渡川	三間川	田丸川	内深田	0.10	0.10	0.05	2.0	17(17)
ＵＪ483-1423	渡川	三間川	東大本川	田丸	0.19	0.08	0.06	1.5	7(7)
ＵＪ483-1424	渡川	三間川	大本川	中組	0.25	0.05	0.04	3.0	1(1)
ＵＪ483-1425	渡川	三間川	西大本川	内深田	0.24	0.13	0.09	2.0	0(0)
ＵＪ483-1426	渡川	三間川	平井組川	内深田	0.11	0.04	0.03	4.0	6(6)
ＵＪ483-1427	渡川	三間川	成泰川	吉波	0.66	0.72	0.49	3.0	9(9)
ＵＪ483-1428	渡川	三間川	沢松川	沢松	0.08	0.02	0.01	2.0	5(5)
ＵＪ483-1429	渡川	三間川	上柏田川	清延	0.06	0.01	0.01	2.0	9(9)
ＵＪ483-1430	渡川	三間川	柏田川	清延	0.04	0.03	0.01	1.5	5(5)
ＵＪ483-1431	渡川	広見川	油谷川	出目	0.41	0.18	0.11	1.0	1(1)
ＵＪ483-1432	渡川	広見川	下芳組川	興野々	0.57	0.21	0.11	2.0	6(6)
ＵＪ483-1433	渡川	広見川	豊永川	豊永	0.10	0.03	0.02	1.2	5(5)
ＵＪ483-1434	渡川	広見川	下川崎川	小西野々	0.07	0.10	0.07	2.5	9(9)
ＵＪ483-1435	渡川	大宿川	大畑川	大畑	0.13	0.05	0.04	2.0	6(6)
ＵＪ483-1436	渡川	畔屋川	西申谷川	申屋	0.29	0.25	0.12	2.0	7(7)
ＵＪ483-1437	渡川	畔屋川	申谷川	申屋	0.23	0.15	0.04	2.0	10(3)
ＵＪ483-1438	渡川	畔屋川	北申谷川	申屋	0.07	0.03	0.01	1.0	9(2)
ＵＪ483-1439	渡川	大宿川	東大平川	畔屋	0.10	0.06	0.02	3.0	7(7)
ＵＪ483-1440	渡川	大宿川	下大平川	畔屋	0.05	0.02	0.01	2.0	7(7)
ＵＪ483-1441	渡川	大宿川	道ガ谷川	清水	0.06	0.04	0.01	4.0	11(11)
ＵＪ483-1442	渡川	大宿川	西生田川	生田	0.08	0.01	0.01	4.0	5(5)
ＵＪ483-1443	渡川	大宿川	南久甲川	生田	0.43	0.10	0.35	0.5	10(10)
ＵＪ483-1444	渡川	大宿川	安楽寺川	久保川	0.29	0.13	0.12	3.0	6(6)
ＵＪ483-1445	渡川	大宿川	ロシュウジ川	久保川	0.26	0.41	0.19	2.5	5(4)
ＵＪ483-1446	渡川	大宿川	穴の御前川	大宿	0.21	0.21	0.19	2.0	8(8)
ＵＪ483-1447	渡川	大宿川	稲屋川	稲屋	0.32	0.17	0.13	2.0	5(5)
ＵＪ483-1448	渡川	大宿川	牛打川	稲屋	0.61	0.98	0.77	4.0	6(6)
ＵＪ483-1449	渡川	大宿川	法師庵川	法師庵	0.38	0.25	0.25	4.0	11(11)
ＵＪ483-1450	渡川	大宿川	久甲川	生田	0.29	0.28	0.12	1.5	5(5)
ＵＪ483-1451	渡川	大宿川	奥大神川	東仲	0.13	0.23	0.04	1.0	18(18)
ＵＪ483-1452	渡川	大宿川	石神谷川	東仲	0.15	0.23	0.05	2.0	21(21)
ＵＪ483-1453	渡川	大宿川	奥の山川	東仲	0.06	0.02	0.01	1.5	9(3)
ＵＪ483-1454	渡川	大宿川	玉井の奥川	東仲	0.16	0.09	0.04	2.0	8(2)
ＵＪ483-1455	渡川	大宿川	東清水下組川	清水下組	0.18	0.12	0.04	1.5	12(12)
ＵＪ483-1456	渡川	大宿川	西野々中組川	西野々中組	0.09	0.02	0.01	4.0	5(5)
ＵＪ483-1457	渡川	大宿川	東西野々中組川	西野々	0.09	0.04	0.01	3.0	5(5)
ＵＪ483-1458	渡川	大宿川	北面屋川	西野々	0.12	0.12	0.04	2.6	5(5)
ＵＪ483-1459	渡川	大宿川	南面屋川	西野々	0.05	0.02	0.01	1.0	6(6)

ＵＪ483-1460	渡川	広見川	堂ノ奥川	藤野々	0.20	0.12	0.02	1.4	5(5)
ＵＪ483-1461	渡川	広見川	南中尾坂川	下大野	0.21	0.40	0.40	2.0	6(6)
ＵＪ483-1462	渡川	広見川	中尾坂川	中尾坂	0.62	0.71	0.21	4.0	10(5)
ＵＪ483-1463	渡川	広見川	西中尾坂川	下大野	0.10	0.02	0.01	3.0	7(1)
ＵＪ483-1464	渡川	広見川	東中尾坂川	下大野	0.04	0.05	0.02	3.0	5(3)
ＵＪ483-1465	渡川	広見川	上組川	下大野	0.11	0.05	0.04	1.0	6(6)
ＵＪ483-1466	渡川	広見川	下大野川	下大野	0.53	0.68	0.53	1.5	5(5)
ＵＪ483-1467	渡川	広見川	東権台川	下大野	0.11	0.07	0.04	2.0	5(5)
ＵＪ483-1468	渡川	広見川	中組上川	下大野	0.16	0.16	0.09	1.8	5(5)
ＵＪ483-1469	渡川	広見川	東組川	東組	0.13	0.09	0.02	1.5	11(11)
ＵＪ483-1470	渡川	広見川	北清詰川	清詰	0.34	0.97	0.76	1.8	5(5)
ＵＪ483-1471	渡川	広見川	清詰川	清詰	0.23	0.11	0.04	1.5	8(8)
ＵＪ483-1472	渡川	広見川	奥安森川	小松	0.94	0.61	0.48	1.7	6(6)
ＵＪ483-1473	渡川	広見川	東小松川	小松	0.18	0.04	0.03	1.0	5(5)
ＵＪ483-1474	渡川	広見川	北小松川	小松	0.25	0.08	0.08	1.0	6(6)
ＵＪ483-1475	渡川	広見川	東延川	川上	0.52	0.31	0.27	3.2	5(3)
ＵＪ483-1476	渡川	広見川	南ホソリ川	川上	0.30	0.07	0.07	2.0	5(0)
ＵＪ483-1477	渡川	広見川	西ホソリ川	川上	0.80	0.30	0.30	3.0	5(5)
ＵＪ483-1478	渡川	広見川	ホソリ川	川上	0.77	1.15	0.92	8.0	4(4)
ＵＪ483-1479	渡川	広見川	東ホソリ川	川上	0.32	0.04	0.04	0.5	5(0)
ＵＪ483-1480	渡川	広見川	ホヅチ川	小越	0.50	0.60	0.47	3.0	5(5)
ＵＪ483-1481	渡川	広見川	小越川	小越	0.24	0.21	0.13	2.0	3(3)
ＵＪ483-1482	渡川	広見川	西野地川	川上	0.28	0.05	0.05	1.0	8(8)
ＵＪ483-1483	渡川	広見川	野地川	野地	0.13	0.02	0.01	1.0	5(5)
ＵＪ483-1484	渡川	広見川	スノス川	上組	0.32	1.05	0.56	5.0	5(5)
ＵＪ483-1485	渡川	広見川	上横山川	川上	0.23	0.12	0.08	1.5	2(2)
ＵＪ483-1486	渡川	広見川	下野地川	川上	0.29	0.08	0.06	2.0	3(3)
ＵＪ483-1487	渡川	広見川	延川川	延川	0.13	0.02	0.01	1.0	5(5)
ＵＪ483-1488	渡川	広見川	下久保川	久保	0.21	0.19	0.13	2.0	1(0)
ＵＪ483-1489	渡川	広見川	北久保川	久保	0.10	0.05	0.05	1.2	1(1)
ＵＪ483-1490	渡川	広見川	畦川	畦	0.11	0.02	0.01	0.3	25(25)
ＵＪ483-1491	渡川	広見川	南上組川	上組	0.10	0.03	0.01	1.4	8(8)
ＵＪ483-1492	渡川	広見川	北中組川	中組	0.12	1.44	0.06	1.4	7(7)
ＵＪ483-1493	渡川	広見川	南中組川	中組	0.13	0.11	0.03	1.0	5(5)
ＵＪ483-1494	渡川	広見川	下組川	広見	0.10	0.05	0.03	1.5	5(5)
ＵＪ483-1495	渡川	広見川	上谷川	上住	0.51	0.50	0.36	3.6	6(6)
ＵＪ483-1496	渡川	広見川	上住川	上住	0.09	0.01	0.01	1.2	5(5)
ＵＪ483-1497	渡川	広見川	下住川	小倉	0.26	0.32	0.17	2.2	13(13)
ＵＪ483-1498	渡川	大藤川	西伊ゲノ奥川	小倉	0.19	0.08	0.05	1.8	6(6)
ＵＪ483-1499	渡川	広見川	東寺谷川	上川	0.12	0.05	0.04	1.5	6(6)
ＵＪ483-1500	渡川	広見川	寺谷川	本村	0.46	0.63	0.37	2.0	15(15)
ＵＪ483-1501	渡川	広見川	大谷川	本村	0.29	0.22	0.14	2.4	10(10)
ＵＪ483-1502	渡川	広見川	西伊の谷川	岩谷	0.35	0.14	0.04	1.3	5(5)
ＵＪ483-1503	渡川	広見川	興中川	中組	0.18	0.07	0.03	1.5	7(7)
ＵＪ483-1504	渡川	広見川	上東組川	興野々	0.23	0.11	0.07	2.0	11(11)
ＵＪ483-1505	渡川	広見川	東組川	興野々	0.37	0.18	0.16	3.2	3(3)
ＵＪ483-2153	渡川	奈良川	西戸石川	芝	0.18	0.03	0.02	0.5	4(4)
ＵＪ483-2154	渡川	奈良川	北市の又川	芝	0.21	0.14	0.09	2.0	1(1)
ＵＪ483-2155	渡川	奈良川	東市の又川	芝	0.74	0.78	0.63	5.0	3(0)
ＵＪ483-2156	渡川	奈良川	谷山川	奈良	1.43	1.82	1.58	5.0	1(1)
ＵＪ483-2157	渡川	奈良川	下中奈良川	奈良	0.32	0.08	0.08	1.0	2(2)
ＵＪ483-2158	渡川	奈良川	上北川	北川	0.22	0.12	0.09	2.0	1(1)
ＵＪ483-2159	渡川	奈良川	下丸山川	北川	0.15	0.02	0.02	0.5	2(2)
ＵＪ483-2160	渡川	奈良川	上丸山川	奈良	0.19	0.84	0.01	1.0	3(3)
ＵＪ483-2161	渡川	奈良川	東成川	奈良	1.02	0.29	0.08	1.6	1(1)
ＵＪ483-2162	渡川	奈良川	下今在家川	奈良	0.19	0.07	0.04	1.5	3(3)
ＵＪ483-2163	渡川	三間川	下吉波川	西仲	0.12	0.19	0.08	2.0	1(1)
ＵＪ483-2164	渡川	三間川	東船の川	西仲	0.09	0.11	0.03	1.4	2(2)
ＵＪ483-2165	渡川	三間川	下船の川	吉波	0.15	0.07	0.06	2.0	2(2)
ＵＪ483-2166	渡川	三間川	中船の川	吉波	0.10	0.07	0.05	3.0	4(4)
ＵＪ483-2167	渡川	三間川	下柏田川	清延	0.09	0.02	0.01	0.5	2(2)

ＵＪ483-2168	渡川	三間川	下竹谷川	成藤	0.19	0.06	0.04	1.4	4(4)
ＵＪ483-2169	渡川	ヲモ谷川	南ヲモ谷川	国遠	0.12	0.02	0.02	1.5	3(2)
ＵＪ483-2170	渡川	三間川	西ヲモ谷川	国遠	0.15	0.04	0.01	1.1	2(2)
ＵＪ483-2171	渡川	ヲモ谷川	南ロウロウ谷川	国遠	0.10	0.03	0.01	1.0	2(2)
ＵＪ483-2172	渡川	三間川	表田川	国遠	0.09	0.09	0.03	2.0	3(3)
ＵＪ483-2173	渡川	三間川	下組川	下組	0.12	0.03	0.02	2.0	3(3)
ＵＪ483-2174	渡川	三間川	国遠川	国遠	0.15	0.03	0.01	1.0	1(1)
ＵＪ483-2175	渡川	音無川	出目川	出目	0.30	0.05	0.05	2.0	1(1)
ＵＪ483-2176	渡川	広見川	西谷喜来川	出目	0.09	0.09	0.03	0.7	1(1)
ＵＪ483-2177	渡川	広見川	東谷喜来川	出目	0.06	0.03	0.01	2.0	1(1)
ＵＪ483-2178	渡川	音無川	上音無川	出目	0.29	0.29	0.22	1.0	1(1)
ＵＪ483-2179	渡川	広見川	西音無川	出目	0.48	0.18	0.13	1.0	1(1)
ＵＪ483-2180	渡川	広見川	下油谷川	出目	0.34	0.08	0.02	1.6	4(4)
ＵＪ483-2181	渡川	広見川	西興野々川	興野々	0.14	0.02	0.01	2.0	1(1)
ＵＪ483-2182	渡川	広見川	上芳組川	興野々	0.18	0.05	0.03	1.0	4(4)
ＵＪ483-2183	渡川	大宿川	西野々川	西野々	0.12	0.10	0.06	3.0	3(3)
ＵＪ483-2184	渡川	大宿川	下南清水川	清水	0.07	0.02	0.01	1.0	1(1)
ＵＪ483-2185	渡川	大宿川	南清水川	清水	0.24	0.11	0.05	2.0	1(1)
ＵＪ483-2186	渡川	大宿川	下清水川	清水	0.12	0.06	0.03	1.0	1(0)
ＵＪ483-2187	渡川	大宿川	清水川	清水	0.13	0.02	0.02	1.0	4(4)
ＵＪ483-2188	渡川	畔屋川	下畔屋川	畔屋	0.31	0.08	0.08	2.0	2(1)
ＵＪ483-2189	渡川	畔屋川	畔屋川	畔屋	0.80	0.54	0.53	3.0	2(2)
ＵＪ483-2190	渡川	大宿川	堂ガ谷川	畔屋	0.20	0.11	0.04	2.0	4(0)
ＵＪ483-2191	渡川	大宿川	南下長楽寺川	生田	0.10	0.03	0.01	1.0	1(1)
ＵＪ483-2192	渡川	大宿川	下長楽寺川	生田	0.06	0.02	0.01	2.0	1(1)
ＵＪ483-2193	渡川	大宿川	中長楽寺川	生田	0.23	0.14	0.07	1.0	2(2)
ＵＪ483-2194	渡川	大宿川	上長楽寺川	生田	0.08	0.20	0.05	3.0	1(0)
ＵＪ483-2195	渡川	大宿川	東生田川	生田	0.08	0.04	0.01	2.0	4(0)
ＵＪ483-2196	渡川	大宿川	中生田川	生田	0.30	0.16	0.15	2.0	1(1)
ＵＪ483-2197	渡川	大宿川	東法師庵川	大宿	0.36	0.10	0.10	3.0	3(3)
ＵＪ483-2198	渡川	大宿川	西法師庵川	大宿	0.37	0.08	0.08	3.0	4(3)
ＵＪ483-2199	渡川	大宿川	下権台川	大宿	0.29	0.08	0.08	2.0	3(3)
ＵＪ483-2200	渡川	大宿川	南権台川	大宿	0.49	0.23	0.18	3.0	4(4)
ＵＪ483-2201	渡川	大宿川	南土屋川	大宿	0.48	0.08	0.08	1.0	1(0)
ＵＪ483-2202	渡川	大宿川	西権台川	大宿	0.42	0.49	0.24	2.0	3(2)
ＵＪ483-2203	渡川	大宿川	権台川	大宿	0.41	1.28	0.90	3.0	4(4)
ＵＪ483-2204	渡川	大宿川	北下法師庵川	大宿	0.32	0.07	0.07	2.0	3(0)
ＵＪ483-2205	渡川	大宿川	柿の木坂川	大宿	0.32	0.25	0.21	4.0	3(3)
ＵＪ483-2206	渡川	大宿川	南下法師庵川	生田	0.40	0.23	0.16	1.0	4(4)
ＵＪ483-2207	渡川	大宿川	スダニ川	生田	0.16	0.28	0.12	1.5	4(0)
ＵＪ483-2208	渡川	大宿川	下生田川	生田	0.12	0.06	0.04	1.0	1(1)
ＵＪ483-2209	渡川	大宿川	西清水下組川	清水	0.05	0.03	0.01	1.0	4(4)
ＵＪ483-2210	渡川	大宿川	東清水下組川	清水	0.12	0.12	0.02	2.0	2(2)
ＵＪ483-2211	渡川	大宿川	西榎谷川	西野々	0.13	0.12	0.04	1.5	2(1)
ＵＪ483-2212	渡川	大宿川	榎谷川	西野々	0.16	0.77	0.13	2.0	2(0)
ＵＪ483-2213	渡川	広見川	上堂ノ奥川	広見	0.09	0.02	0.01	1.5	1(1)
ＵＪ483-2214	渡川	広見川	西組下川	下大野	0.08	0.02	0.01	2.0	3(3)
ＵＪ483-2215	渡川	広見川	西組川	下大野	0.32	0.38	0.08	1.4	3(3)
ＵＪ483-2216	渡川	広見川	南上組川	下大野	0.06	0.07	0.05	1.0	3(3)
ＵＪ483-2217	渡川	広見川	奥下大野川	下大野	0.33	0.30	0.24	2.2	3(3)
ＵＪ483-2218	渡川	広見川	北下大野川	下大野	0.34	0.32	0.28	2.2	2(0)
ＵＪ483-2219	渡川	広見川	中組下川	下大野	0.17	0.16	0.07	2.5	3(3)
ＵＪ483-2220	渡川	広見川	上東組川	下大野	0.12	0.14	0.06	2.0	2(2)
ＵＪ483-2221	渡川	広見川	上小松川	小松	0.27	0.05	0.03	1.0	2(2)
ＵＪ483-2222	渡川	広見川	下中組川	小松	0.22	0.19	0.10	2.2	1(1)
ＵＪ483-2223	渡川	広見川	上中組川	小松	0.22	0.29	0.10	2.5	1(1)
ＵＪ483-2224	渡川	広見川	下安森川	小松	0.15	0.04	0.01	2.0	2(2)
ＵＪ483-2225	渡川	広見川	中安森川	小松	0.35	0.27	0.21	1.2	3(3)
ＵＪ483-2226	渡川	広見川	西安森川	小松	0.42	0.60	0.38	4.0	1(1)
ＵＪ483-2227	渡川	広見川	春木川	小松	1.36	2.27	0.68	1.8	1(1)
ＵＪ483-2228	渡川	広見川	西延川	川上	0.12	0.06	0.05	1.5	4(4)

ＵＪ483-2229	渡川	広見川	中延川川	川上	0.62	0.22	0.14	2.0	4(4)
ＵＪ483-2230	渡川	広見川	西古用川	古用	0.34	0.08	0.03	2.0	4(4)
ＵＪ483-2231	渡川	広見川	古用川	古用	0.16	0.04	0.03	1.5	4(4)
ＵＪ483-2232	渡川	広見川	東古用川	川上	0.22	0.14	0.11	2.0	4(4)
ＵＪ483-2233	渡川	広見川	東野地川	川上	0.26	0.04	0.04	1.5	2(2)
ＵＪ483-2234	渡川	広見川	横山川	横山	0.29	0.14	0.09	2.5	3(3)
ＵＪ483-2235	渡川	広見川	東横山川	川上	0.13	0.03	0.03	2.0	1(1)
ＵＪ483-2236	渡川	広見川	滝谷川	川上	0.35	0.39	0.31	3.6	3(3)
ＵＪ483-2237	渡川	広見川	上つづら川	川上	0.28	0.04	0.04	1.0	2(2)
ＵＪ483-2238	渡川	広見川	北つづら川	川上	0.48	0.31	0.26	3.0	1(1)
ＵＪ483-2239	渡川	広見川	つづら川	川上	0.61	0.99	0.85	2.6	2(2)
ＵＪ483-2240	渡川	広見川	南つづら川	川上	0.69	0.47	0.46	3.0	2(2)
ＵＪ483-2241	渡川	広見川	西野地川	川上	0.56	0.63	0.31	4.0	1(1)
ＵＪ483-2242	渡川	広見川	高瀬川	川上	0.28	0.55	0.09	2.0	3(3)
ＵＪ483-2243	渡川	広見川	西高瀬川	川上	0.25	0.03	0.03	0.5	2(2)
ＵＪ483-2244	渡川	広見川	東川奥川	延川	0.11	0.04	0.02	1.5	1(1)
ＵＪ483-2245	渡川	広見川	長穂川	延川	0.54	0.26	0.25	2.0	4(4)
ＵＪ483-2246	渡川	広見川	東久保川	久保	0.08	0.02	0.02	2.0	2(2)
ＵＪ483-2247	渡川	広見川	西久保川	久保	0.11	0.02	0.01	2.2	3(3)
ＵＪ483-2248	渡川	広見川	南久保川	久保	0.22	0.03	0.03	1.0	2(2)
ＵＪ483-2249	渡川	広見川	北上組川	上組	0.08	0.05	0.01	1.4	3(3)
ＵＪ483-2250	渡川	広見川	中住川	小倉	0.03	0.02	0.01	1.8	4(4)
ＵＪ483-2251	渡川	広見川	小倉川	小倉	0.09	0.07	0.06	0.5	4(4)
ＵＪ483-2252	渡川	大藤川	伊ゲノ奥川	宮野々	0.35	0.16	0.14	1.5	2(2)
ＵＪ483-2253	渡川	広見川	伊の谷川	市ヶ城	0.05	0.01	0.01	1.0	3(3)
ＵＪ483-2254	須賀川	須賀川	奥東谷川	北川	0.31	0.30	0.14	1.9	1(1)
ＵＪ483-2255	須賀川	須賀川	奥東谷川	北川	0.38	0.46	0.36	1.2	3(2)
ＵＪ483-J087	渡川	戸布川	西芝川	芝	0.00	0.09	0.03	0.0	0(0)
ＵＪ483-J088	渡川	戸布川	東芝川	芝	0.00	0.06	0.03	0.0	0(0)
ＵＪ483-J089	渡川	戸布川	新町川	近永	0.00	0.02	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J090	渡川	三間川	田丸川	内深田	0.00	0.10	0.06	0.0	0(0)
ＵＪ483-J091	渡川	三間川	東勢波佐川	内深田	0.00	0.04	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J092	渡川	三間川	北有瀬川	内深田	0.00	0.40	0.28	0.0	0(0)
ＵＪ483-J093	渡川	告森川	本村川	清延	0.00	0.04	0.01	0.0	0(0)
ＵＪ483-J094	渡川	告森川	南橋詰川	国遠	0.00	0.02	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J095	渡川	ヲモ谷川	下ヲモ谷川	国遠	0.00	0.05	0.03	0.0	0(0)
ＵＪ483-J096	渡川	ヲモ谷川	西ヲモ谷川	国遠	0.00	0.05	0.04	0.0	0(0)
ＵＪ483-J097	渡川	ヲモ谷川	上ヲモ谷川	国遠	0.00	0.08	0.06	0.0	0(0)
ＵＪ483-J098	渡川	ヲモ谷川	北ヲモ谷川	国遠	0.00	0.56	0.18	0.0	0(0)
ＵＪ483-J099	渡川	ヲモ谷川	東ヲモ谷川	国遠	0.00	0.29	0.12	0.0	0(0)
ＵＪ483-J100	渡川	ヲモ谷川	西橋詰川	国遠	0.00	0.04	0.03	0.0	0(0)
ＵＪ483-J101	渡川	ヲモ谷川	南橋詰川	国遠	0.00	0.03	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J102	渡川	ヲモ谷川	中国遠川	国遠	0.00	0.11	0.10	0.0	0(0)
ＵＪ483-J103	渡川	ヲモ谷川	下ロウロウ谷川	国遠	0.00	0.02	0.01	0.0	0(0)
ＵＪ483-J104	渡川	ヲモ谷川	南表田川	国遠	0.00	0.03	0.03	0.0	0(0)
ＵＪ483-J105	渡川	ヲモ谷川	ロウロウ谷川	国遠	0.00	0.33	0.20	0.0	0(0)
ＵＪ483-J106	渡川	ヲモ谷川	表田川	国遠	0.00	0.30	0.15	0.0	0(0)
ＵＪ483-J107	渡川	告森川	下組川	国遠	0.00	0.14	0.09	0.0	0(0)
ＵＪ483-J108	渡川	三間川	太田川	国遠	0.00	0.07	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J109	渡川	三間川	国遠川	国遠	0.00	0.15	0.09	0.0	0(0)
ＵＪ483-J110	渡川	音無川	南油谷川	出目	0.00	0.03	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J111	渡川	音無川	北油谷川	出目	0.00	0.02	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J112	渡川	音無川	下出目川	出目	0.00	0.03	0.03	0.0	0(0)
ＵＪ483-J113	渡川	音無川	南出目川	出目	0.00	0.03	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J114	渡川	音無川	下谷喜来川	出目	0.00	0.03	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J115	渡川	音無川	南谷喜来川	出目	0.00	0.02	0.01	0.0	0(0)
ＵＪ483-J116	渡川	音無川	西谷喜来川	出目	0.00	0.03	0.01	0.0	0(0)
ＵＪ483-J117	渡川	音無川	北音無川	出目	0.00	0.44	0.22	0.0	0(0)
ＵＪ483-J118	渡川	音無川	谷喜来川	出目	0.00	0.03	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J119	渡川	音無川	東谷喜来川	出目	0.00	0.02	0.02	0.0	0(0)
ＵＪ483-J120	渡川	音無川	南谷喜来川	出目	0.00	0.04	0.04	0.0	0(0)

ＵＪ483-J121	渡川	音無川	北出目川	出目	0.00	0.03	0.03	0.0	0(0)
UJ485-1541	渡川	広見川	長瀬川	上大野	0.00	0.08	0.08	0.00	5(5)
UJ485-1542	渡川	広見川	柱松川	上大野	0.00	0.67	0.45	0.00	10(10)
UJ485-1543	渡川	広見川	栗ノ木川	上大野	0.00	0.06	0.06	0.00	8(8)
UJ485-1544	渡川	広見川	ソデノ川	上大野	0.00	0.13	0.13	0.00	17(17)
UJ485-1545	渡川	広見川	下堀切川	上大野	0.00	0.19	0.16	0.00	5 (1)
UJ485-1546	渡川	広見川	上堀切川	上大野	0.00	0.04	0.04	0.00	6(6)
UJ485-1547	渡川	日向谷川	下陽の地川	下鍵山	0.00	0.06	0.05	0.00	5(5)
UJ485-1548	渡川	鍵山川	南下鍵山川	下鍵山	0.00	0.06	0.05	0.00	44 (35)
UJ485-1549	渡川	鍵山川	竹ヶ谷川	下鍵山	0.00	0.12	0.09	0.00	22 (0)
UJ485-1550	渡川	鍵山川	北下鍵山川	下鍵山	0.00	0.03	0.02	0.00	22 (11)
UJ485-1551	渡川	鍵山川	西下本村川	下鍵山	0.00	0.04	0.03	0.00	13(13)
UJ485-1552	渡川	鍵山川	二子松川	上鍵山	0.00	0.5	0.25	0.00	6 (0)
UJ485-1553	渡川	鍵山川	山出口川	上鍵山	0.00	0.31	0.18	0.00	6(6)
UJ485-1554	渡川	鍵山川	黒川川	上鍵山	0.00	0.08	0.08	0.00	0(0)
UJ485-1555	渡川	鍵山川	西上本村川	上鍵山	0.00	0.09	0.07	0.00	11(11)
UJ485-1556	渡川	鍵山川	北下本村川	上鍵山	0.00	0.03	0.02	0.00	12 (7)
UJ485-1557	渡川	鍵山川	南下本村川	上鍵山	0.00	0.03	0.03	0.00	11 (0)
UJ485-1558	渡川	鍵山川	西幸田川	下鍵山	0.00	0.02	0.02	0.00	5(5)
UJ485-1559	渡川	日向谷川	幸田川	下鍵山	0.00	0.01	0.01	0.00	9(9)
UJ485-1560	渡川	日向谷川	東幸田川	日向谷	0.00	0.02	0.02	0.00	1(1)
UJ485-1561	渡川	日向谷川	上面谷川	日向谷	0.00	0.26	0.24	0.00	10(10)
UJ485-1562	渡川	日向谷川	面谷川	日向谷	0.00	0.2	0.16	0.00	4(4)
UJ485-1563	渡川	日向谷川	フロケ谷川	下鍵山	0.00	0.04	0.03	0.00	5(4)
UJ485-1564	渡川	広見川	西下本村川	父野川下	0.00	0.04	0.02	0.00	9(9)
UJ485-1565	渡川	広見川	東下本村川	父野川下	0.00	0.23	0.18	0.00	3(2)
UJ485-1566	渡川	広見川	川口川	父野川下	0.00	0.07	0.06	0.00	10(10)
UJ485-1567	渡川	広見川	奥宮ナロ川	父野川中	0.00	0.17	0.17	0.00	10(10)
UJ485-1568	渡川	広見川	西屋敷川	父野川上	0.00	0.42	0.35	0.00	2(2)
UJ485-1569	渡川	広見川	節安川	父野川上	0.00	0.1	0.1	0.00	0(0)
UJ485-1570	渡川	広見川	上大村川	父野川上	0.00	0.39	0.35	0.00	0(0)
UJ485-1571	渡川	藤川	南藤川	父野川中	0.00	0.1	0.09	0.00	3(3)
UJ485-1572	渡川	犬飼川	南音地川	父野川下	0.00	0.14	0.13	0.00	5(5)
UJ485-1573	渡川	犬飼川	北音地川	父野川下	0.00	0.17	0.13	0.00	2(2)
UJ485-1574	渡川	犬飼川	西犬飼川	父野川下	0.00	0.18	0.17	0.00	5(5)
UJ485-1575	渡川	犬飼川	下音地川	父野川下	0.00	0.35	0.37	0.00	2(2)
UJ485-1576	渡川	犬飼川	葛坪川	父野川下	0.00	0.04	0.03	0.00	5(5)

土石流危険渓流Ⅱ

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流概要				
				字名	渓流長	流域面積	発生流域面積	川幅	人家戸数
					km	km2	km2	m	戸
UJ483-2153	渡川	奈良川	西戸石川	芝		0.03	0.02	0	4(4)
UJ483-2154	渡川	奈良川	北市の又川	芝		0.14	0.09	0	1(1)
UJ483-2155	渡川	奈良川	東市の又川	芝		0.78	0.63	0	3(0)
UJ483-2156	渡川	奈良川	谷山川	奈良		1.82	1.58	0	1(1)
UJ483-2157	渡川	奈良川	下中奈良川	奈良		0.08	0.08	0	2(2)
UJ483-2158	渡川	奈良川	上北川	北川		0.12	0.09	0	1(1)
UJ483-2159	渡川	奈良川	下丸山川	北川		0.02	0.02	0	2(2)
UJ483-2160	渡川	奈良川	上丸山川	奈良		0.84	0.01	0	3(3)
UJ483-2161	渡川	奈良川	東成川	奈良		0.29	0.08	0	1(1)
UJ483-2162	渡川	奈良川	下今在家川	奈良		0.07	0.04	0	3(3)
UJ483-2163	渡川	三間川	下吉波川	西仲		0.19	0.08	0	1(1)
UJ483-2164	渡川	三間川	東船の川	西仲		0.11	0.03	0	2(2)

UJ483-2165	渡川	三間川	下船の川	吉波		0.07	0.06	0	2(2)
UJ483-2166	渡川	三間川	中船の川	吉波		0.07	0.05	0	4(4)
UJ483-2167	渡川	三間川	下柏田川	清延		0.02	0.01	0	2(2)
UJ483-2168	渡川	三間川	下竹谷川	成藤		0.06	0.04	0	4(4)
UJ483-2169	渡川	ヲモ谷川	南ヲモ谷川	国遠		0.02	0.02	0	3(2)
UJ483-2170	渡川	ヲモ谷川	西ヲモ谷川	国遠		0.04	0.01	0	2(2)
UJ483-2171	渡川	ヲモ谷川	南ロウロウ谷川	国遠		0.03	0.01	0	2(2)
UJ483-2172	渡川	三間川	表田川	国遠		0.09	0.03	0	3(3)
UJ483-2173	渡川	三間川	下組川	下組		0.03	0.02	0	3(3)
UJ483-2174	渡川	三間川	国遠川	国遠		0.03	0.01	0	1(1)
UJ483-2175	渡川	音無川	出目川	出目		0.05	0.05	0	1(1)
UJ483-2176	渡川	広見川	西谷喜来川	出目		0.09	0.03	0	1(1)
UJ483-2177	渡川	広見川	東谷喜来川	出目		0.03	0.01	0	1(1)
UJ483-2178	渡川	音無川	上音無川	出目		0.29	0.22	0	1(1)
UJ483-2179	渡川	広見川	西音無川	出目		0.18	0.13	0	1(1)
UJ483-2180	渡川	広見川	下油谷川	出目		0.08	0.02	0	4(4)
UJ483-2181	渡川	広見川	西興野々川	興野々		0.02	0.01	0	1(1)
UJ483-2182	渡川	広見川	上芳組川	興野々		0.05	0.03	0	4(4)
UJ483-2183	渡川	大宿川	西野々川	西野々		0.1	0.06	0	3(3)
UJ483-2184	渡川	大宿川	下南清水川	清水		0.02	0.01	0	1(1)
UJ483-2185	渡川	大宿川	南清水川	清水		0.11	0.05	0	1(1)
UJ483-2186	渡川	大宿川	下清水川	清水		0.06	0.03	0	1(0)
UJ483-2187	渡川	大宿川	清水川	清水		0.02	0.02	0	4(4)
UJ483-2188	渡川	畔屋川	下畔屋川	畔屋		0.08	0.08	0	2(1)
UJ483-2189	渡川	畔屋川	畔屋川	畔屋		0.54	0.53	0	2(2)
UJ483-2190	渡川	大宿川	堂ガ谷川	畔屋		0.11	0.04	0	4(0)
UJ483-2191	渡川	大宿川	南下長楽寺川	生田		0.03	0.01	0	1(1)
UJ483-2192	渡川	大宿川	下長楽寺川	生田		0.02	0.01	0	1(1)
UJ483-2193	渡川	大宿川	中長楽寺川	生田		0.14	0.07	0	2(2)
UJ483-2194	渡川	大宿川	上長楽寺川	生田		0.2	0.05	0	1(0)
UJ483-2195	渡川	大宿川	東生田川	生田		0.04	0.01	0	4(0)
UJ483-2196	渡川	大宿川	中生田川	生田		0.16	0.15	0	1(1)
UJ483-2197	渡川	大宿川	東法師庵川	大宿		0.1	0.1	0	3(3)
UJ483-2198	渡川	大宿川	西法師庵川	大宿		0.08	0.08	0	4(3)
UJ483-2199	渡川	大宿川	下権台川	大宿		0.08	0.08	0	3(3)
UJ483-2200	渡川	大宿川	南権台川	大宿		0.23	0.18	0	4(4)
UJ483-2201	渡川	大宿川	南土屋川	大宿		0.08	0.08	0	1(0)
UJ483-2202	渡川	大宿川	西権台川	大宿		0.49	0.24	0	3(2)
UJ483-2203	渡川	大宿川	権台川	大宿		1.28	0.9	0	4(4)
UJ483-2204	渡川	大宿川	北下法師庵川	大宿		0.07	0.07	0	3(0)
UJ483-2205	渡川	大宿川	柿の木坂川	大宿		0.25	0.21	0	3(3)
UJ483-2206	渡川	大宿川	南下法師庵川	生田		0.23	0.16	0	4(4)
UJ483-2207	渡川	大宿川	スダニ川	生田		0.28	0.12	0	4(0)
UJ483-2208	渡川	大宿川	下生田川	生田		0.06	0.04	0	1(1)
UJ483-2209	渡川	大宿川	西清水下組川	清水		0.03	0.01	0	4(4)
UJ483-2210	渡川	大宿川	東清水下組川	清水		0.12	0.02	0	2(2)
UJ483-2211	渡川	大宿川	西榎谷川	西野々		0.12	0.04	0	2(1)
UJ483-2212	渡川	大宿川	榎谷川	西野々		0.77	0.13	0	2(0)
UJ483-2213	渡川	広見川	上堂ノ奥川	広見		0.02	0.01	0	1(1)
UJ483-2214	渡川	広見川	西組下川	下大野		0.02	0.01	0	3(3)
UJ483-2215	渡川	広見川	西組川	下大野		0.38	0.08	0	3(3)
UJ483-2216	渡川	広見川	南上組川	下大野		0.07	0.05	0	3(3)
UJ483-2217	渡川	広見川	奥下大野川	下大野		0.3	0.24	0	3(3)
UJ483-2218	渡川	広見川	北下大野川	下大野		0.32	0.28	0	2(0)
UJ483-2219	渡川	広見川	中組下川	下大野		0.16	0.07	0	3(3)
UJ483-2220	渡川	広見川	上東組川	下大野		0.14	0.06	0	2(2)
UJ483-2221	渡川	広見川	上小松川	小松		0.05	0.03	0	2(2)

UJ483-2222	渡川	広見川	下中組川	小松		0.19	0.1	0	1(1)
UJ483-2223	渡川	広見川	上中組川	小松		0.29	0.1	0	1(1)
UJ483-2224	渡川	広見川	下安森川	小松		0.04	0.01	0	2(2)
UJ483-2225	渡川	広見川	中安森川	小松		0.27	0.21	0	3(3)
UJ483-2226	渡川	広見川	西安森川	小松		0.6	0.38	0	1(1)
UJ483-2227	渡川	広見川	春木川	小松		2.27	0.68	0	1(1)
UJ483-2228	渡川	広見川	西延川	延川		0.06	0.05	0	4(4)
UJ483-2229	渡川	広見川	中延川川	川上		0.22	0.14	0	4(4)
UJ483-2230	渡川	広見川	西古用川	古用		0.08	0.03	0	4(4)
UJ483-2231	渡川	広見川	古用川	古用		0.04	0.03	0	4(4)
UJ483-2232	渡川	広見川	東古用川	川上		0.14	0.11	0	4(4)
UJ483-2233	渡川	広見川	東野地川	川上		0.04	0.04	0	2(2)
UJ483-2234	渡川	広見川	横山川	横山		0.14	0.09	0	3(3)
UJ483-2235	渡川	広見川	東横山川	川上		0.03	0.03	0	1(1)
UJ483-2236	渡川	広見川	滝谷川	川上		0.39	0.31	0	3(3)
UJ483-2237	渡川	広見川	上つづら川	川上		0.04	0.04	0	2(2)
UJ483-2238	渡川	広見川	北つづら川	川上		0.31	0.26	0	1(1)
UJ483-2239	渡川	広見川	つづら川	川上		0.99	0.85	0	2(2)
UJ483-2240	渡川	広見川	南つづら川	川上		0.47	0.46	0	2(2)
UJ483-2241	渡川	広見川	西野地川	川上		0.63	0.31	0	1(1)
UJ483-2242	渡川	広見川	高瀬川	川上		0.55	0.09	0	3(3)
UJ483-2243	渡川	広見川	西高瀬川	川上		0.03	0.03	0	2(2)
UJ483-2244	渡川	広見川	東川奥川	延川		0.04	0.02	0	1(1)
UJ483-2245	渡川	広見川	長穂川	延川		0.26	0.25	0	4(4)
UJ483-2246	渡川	広見川	東久保川	久保		0.02	0.02	0	2(2)
UJ483-2247	渡川	広見川	西久保川	久保		0.02	0.01	0	3(3)
UJ483-2248	渡川	広見川	南久保川	久保		0.03	0.03	0	2(2)
UJ483-2249	渡川	広見川	北上組川	上組		0.05	0.01	0	3(3)
UJ483-2250	渡川	広見川	中住川	小倉		0.02	0.01	0	4(4)
UJ483-2251	渡川	広見川	小倉川	小倉		0.07	0.06	0	4(4)
UJ483-2252	渡川	大藤川	伊ゲノ奥川	宮野々		0.16	0.14	0	2(2)
UJ483-2253	渡川	広見川	伊の谷川	市ヶ成		0.01	0.01	0	3(3)
UJ483-2254	渡川	須賀川	奥東谷川	北川		0.3	0.14	0	1(1)
UJ483-2255	渡川	須賀川	奥東谷川	北川		0.46	0.36	0	3(2)
UJ485-2334	渡川	鍵山川	東黒川川	上鍵山		0.2	0.18	0	2(2)
UJ485-2335	渡川	高皿川	上高皿川	上鍵山		0.11	0.1	0	3(3)
UJ485-2336	渡川	高皿川	相林川	上鍵山		0.02	0.02	0	1(1)
UJ485-2337	渡川	鍵山川	下相林川	上鍵山		0.46	0.46	0	3(3)
UJ485-2338	渡川	鍵山川	西黒川川	上鍵山		0.06	0.05	0	4 (2)
UJ485-2339	渡川	鍵山川	下黒川川	上鍵山		0.05	0.05	0	2(2)
UJ485-2340	渡川	鍵山川	長谷川	上鍵山		0.81	0.52	0	3(3)
UJ485-2341	渡川	鍵山川	中幸田川	下鍵山		0.16	0.14	0	3(2)
UJ485-2342	渡川	日向谷川	中屋敷川	日向谷		0.12	0.11	0	1(1)
UJ485-2343	渡川	日向谷川	上中屋敷川	日向谷		0.16	0.15	0	2(2)
UJ485-2344	渡川	日向谷川	石打川	日向谷		0.3	0.17	0	3(3)
UJ485-2345	渡川	日向谷川	北谷の奥川	日向谷		0.06	0.06	0	1(1)
UJ485-2346	渡川	日向谷川	石打川	日向谷		0.04	0.04	0	2(0)
UJ485-2347	渡川	日向谷川	南石打川	日向谷		0.02	0.02	0	1(1)
UJ485-2348	渡川	中の川	下中の川	日向谷		0.05	0.04	0	1(1)
UJ485-2349	渡川	中の川	下中の川	日向谷		0.07	0.07	0	3(3)
UJ485-2350	渡川	一ノ又川	下一ノ又川	日向谷		0.03	0.03	0	1(1)
UJ485-2351	渡川	日向谷川	宇津木川	日向谷		0.06	0.05	0	2(2)
UJ485-2352	渡川	日向谷川	下面谷川	日向谷		0.07	0.06	0	1(1)
UJ485-2353	渡川	日向谷川	岡屋敷川	下鍵山		0.09	0.08	0	2(2)
UJ485-2354	渡川	広見川	北下本村川	父野川下		0.03	0.03	0	2(2)
UJ485-2355	渡川	広見川	西野々谷川	父野川中		0.08	0.09	0	1(1)
UJ485-2356	渡川	広見川	東野々谷川	父野川中		0.03	0.03	0	2(1)

UJ485-2357	渡川	広見川	東野々谷川-B	父野川中		0.44	0.44	0	4(4)
UJ485-2358	渡川	藤川	北下藤川	父野川中		0.36	0.32	0	4(4)
UJ485-2359	渡川	広見川	西宮成川	父野川中		0.09	0.1	0	2(2)
UJ485-2360	渡川	広見川	木ケ谷川	父野川中		0.28	0.2	0	4(4)
UJ485-2361	渡川	藤川	中藤川-B	父野川中		0.13	0.1	0	1(1)
UJ485-2362	渡川	藤川	中藤川	父野川中		0.05	0.04	0	3(3)
UJ485-2363	渡川	犬飼川	上本村川	父野川下		0.14	0.14	0	2(2)
UJ485-2364	渡川	板釣川	奥板釣川	父野川下		0.19	0.17	0	1(1)
UJ485-2365	渡川	板釣川	西板釣川	父野川下		0.16	0.16	0	2(2)
UJ485-2366	渡川	板釣川	上板釣川	父野川下		0.2	0.2	0	2(2)
UJ485-2367	渡川	犬飼川	音地川	父野川下		0.04	0.04	0	1(1)
UJ485-2368	渡川	犬飼川	下犬飼川	父野川下		0.06	0.06	0	3(3)
UJ485-2369	渡川	犬飼川	上犬飼川	父野川下		0.02	0.02	0	2(2)
UJ485-2370	渡川	広見川	中間久保側	父野川下		0.2	0.13	0	4(3)
UJ485-2371	渡川	広見川	西下本村川-B	父野川下		0.02	0.02	0	1(1)
UJ485-2372	渡川	広見川	上谷川	父野川下		0.06	0.06	0	4(4)
UJ485-2373	渡川	広見川	西下本村川-C	父野川下		0.09	0.08	0	1(1)
UJ485-2374	渡川	広見川	大野谷川	上大野		0.75	0.54	0	2(2)

２－８－５　ため池危険箇所

名称	読み	住所	かんがい受益面積（ha）	総貯水量（千m3）	流域面積（km²）	満水面積（km²）	堤高（m）	堤頂長（m）	天端幅（m）	堤体材料	備考
瓢箪池	ひょうたんいけ	大字北川	10.0	35.5	0.410	0.012	5.7	125.6	7.1	土（粘性土）	
周治池	しゅうじいけ	大字北川	6.0	6.0	0.140	0.002	7.8	50.0	4.8	土（粘性土）	
上池（北川）	かみいけ	大字北川	7.0	15.5	0.230	0.003	6.1	93.0	2.0	土（粘性土）	
長谷池	ながたにいけ	大字奈良	6.0	5.6	0.050	0.002	7.7	33.0	3.3	土（砂礫質粘土）	
つつみが奥池	つつみがおくいけ	大字奈良	0.0	6.0	0.100	0.002	5.5	40.0	1.6	土（砂礫質粘土）	
烏頭台池	うとうだいいけ	大字奈良	6.0	9.6	0.040	0.004	4.4	101.8	2.6	土（粘性土）	
嘉市奥池	かいちがおくいけ	大字奈良	8.0	45.0	0.110	0.006	7.5	146.4	3.6	土（粘性土）	
アチ谷池	あちだにいけ	大字奈良	20.0	96.0	0.220	0.012	9.2	91.0	4.1	土（砂礫質粘土）	
梵天池	ぼんてんいけ	大字中野川	6.0	19.9	0.030	0.005	5.9	114.5	3.3	土（砂礫質粘土）	
新池(芝)	しんいけ	大字芝	0.5	10.0	0.140	0.001	5.0	30.0	1.5	土（粘性土）	
神谷池	かみやいけ	大字芝	7.0	10.0	0.030	0.002	6.8	111.0	3.2	土（粘性土）	
市越池	いちごえいけ	大字永野市	28.0	163.5	0.070	0.022	12.5	119.0	4.6	土（砂質土）	
本村池	ほんむらいけ	大字永野市、出目	7.0	34.0	1.170	0.017	6.6	95.0	3.3	土（粘性土）	
迫池	さこいけ	大字近永	1.0	2.5	0.070	0.002	3.0	40.0	2.5	土（砂礫質粘土）	
熊の田池	くまのでんいけ	大字近永	6.0	30.0	0.150	0.007	8.0	50.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
ドンガブチ池	どんがぶちいけ	大字近永	0.0	25.0	0.090	0.006	8.0	52.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
畑ヶ谷池	はたがたにいけ	大字吉波	3.0	3.0	0.140	0.001	4.0	28.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
中山池	なかやまいけ	大字吉波	25.0	45.0	0.190	0.013	6.2	61.0	5.0	土（砂質土）	
竹の谷池(西仲)	たけのたにいけ	大字吉波	23.0	34.7	0.130	0.011	7.6	44.0	2.4	土（砂質土）	
舟の川池	ふなのかわいけ	大字吉波	8.0	30.2	0.800	0.003	4.5	254.0	3.7	土（砂質土）	
ひえ谷池	ひえだにいけ	大字吉波	1.0	2.0	0.120	0.001	3.0	20.0	1.4	土（砂礫質粘土）	
粟ヶ谷池	あわがたにいけ	大字西仲	19.2	24.9	0.180	0.008	9.4	77.0	3.0	土（砂質土）	
美濃谷上池	みのだにかみいけ	大字東仲	27.0	5.9	0.100	0.003	4.2	67.0	1.3	土（砂質土）	
美濃谷池	みのだにいけ	大字東仲	27.0	60.9	0.170	0.015	7.7	106.0	3.6	土（粘性土）	
国清谷上池	くにしだにかみいけ	大字東仲	2.0	4.5	0.040	0.002	4.5	40.0	3.1	土（粘性土）	
国清谷下池	くにしだにしもいけ	大字東仲	2.0	8.4	0.050	0.003	6.3	57.3	3.2	土（砂礫質粘土）	
竹の谷池(東仲)	たけのたにいけ	大字東仲	6.0	12.0	0.040	0.004	5.2	56.0	2.3	土（砂質土）	
導寺池	どうじいけ	大字内深田	50.0	61.3	0.520	0.012	8.8	105.0	2.7	土（砂質土）	
葛谷池	くずたにいけ	大字内深田	0.5	2.0	0.007	0.001	3.0	20.0	1.0	土（粘性土）	

西谷池	にしたにいけ	大字内深田	3.8	4.2	0.190	0.002	6.1	42.0	1.7	土（砂礫質粘土）	
保福池	ほふくいけ	大字内深田	3.1	14.1	0.070	0.002	7.2	110.0	1.7	土（砂礫質粘土）	
内の子池	うちのこいけ	大字内深田	2.0	2.0	0.070	0.001	4.0	20.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
久保池	くぼいけ	大字内深田	19.0	50.9	0.540	0.014	7.0	136.0	3.5	土（砂礫質粘土）	
奥内池	おくうちいけ	大字沢松	8.0	24.0	0.170	0.010	6.8	121.0	3.8	土（粘性土）	
新池（沢松）	しんいけ	大字沢松	4.0	5.3	0.020	0.002	5.6	35.0	2.1	土（粘性土）	
鎌ヶ谷池	かまがたにいけ	大字沢松	10.0	17.6	0.390	0.005	7.0	102.0	2.3	土（砂質土）	
笛吹池	ふえふきいけ	大字清延	6.0	29.7	0.140	0.023	5.8	48.0	2.6	土（粘性土）	
胡麻谷池	ごまだにいけ	大字清延	10.0	18.8	0.060	0.009	6.7	57.0	3.5	土（粘性土）	
西観寺池	さいかんじいけ	大字清延	1.0	2.0	0.050	0.001	3.0	15.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
惣ヶ狭池1	そうがはざいけ１	大字清延	15.0	20.1	0.060	0.007	4.9	113.0	5.1	土（粘性土）	
惣ヶ狭池２	そうがはざいけ2	大字清延	3.0	3.0	0.130	0.001	4.0	30.0	2.5	土（粘性土）	
宮谷池	みやたにいけ	大字清延	0.0	1.0	0.050	0.001	3.0	10.0	1.0	土（砂礫質粘土）	
竹の谷池(成藤)	たけのたにいけ	大字成藤	0.5	7.2	0.230	0.002	6.0	40.0	1.5	土（粘性土）	
呂々池	ろうろういけ	大字国遠	16.0	15.9	0.170	0.006	7.0	91.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
成福寺池	じょうふくじいけ	大字国遠	14.0	21.1	0.130	0.005	9.1	56.0	3.7	土（砂質土）	
東又池	ひがしまたいけ	大字国遠	6.0	5.5	0.070	0.005	8.2	35.0	3.4	土（砂質土）	
大田２号池	おおた２ごういけ	大字国遠	0.5	5.0	0.040	0.001	7.0	20.0	1.5	土（粘性土）	
大田１号池	おおたいちごういけ	大字国遠	3.0	1.6	0.130	0.004	4.3	20.0	4.3	土（粘性土）	
新池(畔屋)	しんいけ	大字畔屋	3.0	3.0	0.100	0.001	5.3	65.0	3.1	土（粘性土）	
松ヶハザ池	まつがはざいけ	大字畔屋	0.0	2.0	0.040	0.000	3.0	40.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
池の越池	いけのこえいけ	大字畔屋	2.0	2.0	0.030	0.000	3.5	40.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
ヌタノ峠池	ぬたのとうげいけ	大字畔屋	0.3	1.0	0.020	0.001	4.5	30.0	1.6	土（砂礫質粘土）	
六つ詰池	むつづめいけ	大字畔屋	4.0	1.9	0.090	0.002	11.9	30.0	2.9	土（砂礫質粘土）	
谷の池	たにのいけ	大字畔屋	2.0	3.0	0.070	0.001	4.5	70.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
河内池	かわうちいけ	大字畔屋	2.0	1.3	0.040	0.002	5.2	50.0	1.5	土（粘性土）	
焼杉池	やきすぎいけ	大字畔屋	0.3	2.8	0.050	0.001	5.0	41.0	3.0	土（砂礫質粘土）	
坂本池	さかもといけ	大字畔屋	0.5	4.0	0.080	0.002	4.5	100.0	1.5	土（粘性土）	
井の谷池	いのたにいけ	大字畔屋	0.5	2.0	0.008	0.000	3.5	50.0	3.0	土（粘性土）	
ウバガ谷池	うばがたにいけ	大字畔屋	1.0	1.4	0.040	0.002	3.5	27.0	1.2	土（砂礫質粘土）	
堂ヶ谷池	どうがたにいけ	大字畔屋	5.0	5.8	0.090	0.002	10.6	31.4	3.5	土（砂質土）	
牛打池	うしうちいけ	大字大宿	3.0	6.1	0.100	0.002	6.5	43.0	3.4	土（粘性土）	

井戸谷池	いどたにいけ	大字生田	2.0	0.6	0.020	0.000	4.0	10.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
和田池	わだいけ	大字清水	2.0	1.4	0.080	0.000	4.5	30.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
池の奥池	いけのおくいけ	大字西野々	1.0	3.5	0.150	0.002	4.5	33.0	1.9	土（砂礫質粘土）	
フロンタ池	ふろんたいけ	大字西野々	0.2	0.8	0.050	0.000	3.0	30.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
毛反池	けそりいけ	大字西野々	0.2	0.5	0.050	0.000	3.0	15.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
古池	ふるいけ	大字下大野	20.0	10.0	0.090	0.003	4.5	29.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
中尾坂池	なかおざかいけ	大字下大野	0.5	2.5	0.210	0.001	4.5	27.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
春木池	はるきいけ	大字小松	0.5	2.5	0.030	0.001	4.0	25.0	1.5	土（粘性土）	
蓮池	はすいけ	大字延川	5.1	7.9	0.290	0.001	6.0	170.0	3.0	土（砂礫質粘土）	
柳谷池	やなぎだにいけ	大字延川	2.0	1.6	0.070	0.001	5.2	26.0	1.5	土（砂質土）	
新池(延川)	しんいけ	大字延川	3.0	3.0	0.140	0.002	4.0	42.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
堀田池	ほりたいけ	大字延川	3.0	3.0	0.280	0.001	6.0	30.0	2.5	土（砂礫質粘土）	
高松池	たかまついけ	大字川上	5.0	3.0	0.040	0.001	5.0	46.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
奥の畑池	おくのはたいけ	大字出目	4.0	9.0	0.060	0.003	5.0	36.0	1.5	土（粘性土）	
一反田池	いったんだいけ	大字出目	1.0	0.5	0.010	0.000	5.0	60.0	2.5	土（砂礫質粘土）	
奥釣池	おくつりいけ	大字出目	1.0	1.8	0.004	0.001	4.0	50.0	1.1	土（砂礫質粘土）	
背鎌池	せがまいけ	大字出目	1.0	1.8	0.003	0.001	4.0	27.0	2.0	土（粘性土）	
寺うね池	てらうねいけ	大字興野々	0.2	0.3	0.010	0.000	2.0	25.0	1.0	土（砂礫質粘土）	
拾ヶ谷池	じゅうがたにいけ	大字興野々	2.0	1.3	0.050	0.001	4.0	21.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
早生田池	そうだいけ	大字興野々	4.0	0.5	0.010	0.000	3.0	36.0	1.0	土（砂礫質粘土）	
奥ヶ谷１号池	おくがたに１ごういけ	大字興野々	1.0	1.3	0.004	0.000	4.0	36.0	1.9	土（砂礫質粘土）	
奥ヶ谷２号池	おくがたに２ごういけ	大字興野々	1.0	1.8	0.010	0.001	4.0	45.0	1.3	土（砂礫質粘土）	
奥ヶ谷３号池	おくがたに３ごういけ	大字興野々	1.0	1.4	0.060	0.000	4.0	45.0	1.9	土（砂礫質粘土）	
小久保美下池	こくぼみしたいけ	大字興野々	2.0	5.4	0.120	0.001	5.0	45.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
小久保美上池	こくぼみかみいけ	大字興野々	0.3	0.7	0.050	0.000	4.0	9.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
チイシバ上池	ちいしばかみいけ	大字興野々	0.2	0.5	0.050	0.000	3.0	11.0	1.0	土（砂礫質粘土）	
チイシバ下池	ちいしばしもいけ	大字興野々	0.3	1.1	0.050	0.000	4.0	27.0	1.0	土（砂礫質粘土）	
中ぞり池	なかぞりいけ	大字興野々	0.0	0.4	0.100	0.000	2.0	18.0	0.9	土（砂礫質粘土）	
東谷池	ひがしたにいけ	大字興野々	0.0	14.4	0.007	0.005	11.0	27.0	0.0		
芳上池	よしかみいけ	大字興野々	6.0	12.2	0.190	0.003	9.8	43.2	3.3	土（粘性土）	
芳下池	よししもいけ	大字興野々	5.0	5.7	0.210	0.002	7.7	83.0	3.6	土（粘性土）	
村池	むらいけ	大字岩谷	2.0	9.0	0.100	0.002	4.0	47.0	1.5	土（砂礫質粘土）	

金毘羅池	こんぴらいけ	大字岩谷	0.2	1.1	0.050	0.001	4.0	27.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
薬師池	やくしいけ	大字上川	1.0	9.0	0.140	0.003	5.0	45.0	3.5	土（砂礫質粘土）	
ハス池	はすいけ	大字上川	1.0	0.5	0.002	0.001	5.0	45.0	1.4	土（砂礫質粘土）	
木築池	きちくいけ	大字上川	2.0	0.8	0.040	0.001	3.0	11.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
引地池	ひいちいけ	大字上川	0.1	0.7	0.050	0.000	4.0	11.0	2.0	土（粘性土）	
ケイガ谷池１	けいがたにいけ１	大字小倉	0.1	0.3	0.050	0.000	3.0	13.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
下谷池	しもたにいけ	大字小倉	1.0	7.2	0.006	0.001	5.0	45.0	1.5	土（砂礫質粘土）	
タネ池	たねいけ	大字小西野々	3.0	7.0	0.120	0.002	3.0	20.0	3.0	土（砂礫質粘土）	
駄場久保東池	だばくぼひがしいけ	大字父野川下	4.0	1.9	0.050	0.001	10.4	33.0	3.2	土（粘性土）	
駄場久保西池	だばくぼにしいけ	大字父野川下	2.0	2.9	0.050	0.001	7.7	52.7	3.6	土（粘性土）	
宮久保宮森池	みやくぼみやもりいけ	大字父野川下	0.2	0.4	0.050	0.000	2.5	15.0	2.0	コンクリート	
和中池	わちゅういけ	大字日向谷	1.0	0.3	0.001	0.000	2.5	10.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
くわの木池	くわのきいけ	大字上鍵山	1.0	0.4	0.007	0.001	1.5	50.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
白根一号池	しらねいちごういけ	大字上鍵山	1.0	0.9	0.070	0.001	2.5	20.0	2.0	土（砂礫質粘土）	
白根二号池	しらねにごういけ	大字上鍵山	1.0	0.1	0.020	0.000	2.0	15.0	1.2	土（砂礫質粘土）	
長田池	ながたいけ	大字延川	0.2	5.0	0.162	0.002	5.8	30.0	2.5		
中ノ又池	なかのまたいけ	大字永野市	1.5	3.0	0.022	0.001	6.0	32.0	1.8		
門池	もんいけ	大字内深田	2.0	1.0	0.030	0.000	4.0	20.0	1.5		

２－８－６　山地災害危険箇所

(1)山腹崩壊危険地区一覧表

箇所番号	市町村	大字	字	危険地面積	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	危険度	人家	公共施設	道路
485-032	鬼北町	父野川中		4	有	無	無	無	一部概成	B	1		林
483-044	鬼北町	小倉	大藤	36	有	無	無	無	一部概成	A	12		町
485-031	鬼北町	父野川下	川口	62	有	無	無	無	一部概成	A	31		県
483-001	鬼北町	清水	下組	2	無	無	無	無	無	A	10	1	県
483-002	鬼北町	年則		2	有	無	無	無	無	A	20		町
483-003	鬼北町	西野々	榎川	3	無	無	無	無	無	A	10		県
483-004	鬼北町	小倉	宮野々	9	無	無	無	無	無	A	13		県
483-005	鬼北町	小倉	大藤	4	有	無	無	無	無	B	2		町
483-006	鬼北町	久保		9	無	無	無	無	無	A	12		県
483-007	鬼北町	小松		2	無	無	無	無	無	A	30	1	県
483-008	鬼北町	川上	高瀬	6	有	無	無	無	一部概成	A	8		町
483-009	鬼北町	川上	野地	7	有	無	無	無	無	A	40	1	町
483-010	鬼北町	川上	上組	2	無	無	無	無	無	A	10		
483-011	鬼北町	出目		1	無	無	無	無	無	B	40	1	県
483-012	鬼北町	清延		2	無	無	無	無	一部概成	A	12		町
483-013	鬼北町	生田		3	無	無	無	無	無	A	22	1	国
483-014	鬼北町	小松	安森下	6	有	無	無	無	一部概成	A	4	1	国
483-015	鬼北町	川上		8	有	無	無	無	一部概成	B	4		町
483-016	鬼北町	広見	中組	2	無	無	無	無	無	A	6		国
483-017	鬼北町	広見	中組	1	無	無	無	無	無	B	7		県
483-018	鬼北町	広見	下組	6	無	無	無	無	無	A	20		県
483-019	鬼北町	大宿	法師庵	9	有	無	無	無	一部概成	A	10	1	国
483-020	鬼北町	川上	葛川	3	無	無	無	無	無	B	3		町
483-021	鬼北町	生田	上組	2	無	無	無	無	無	A	5		
483-022	鬼北町	下大野	上組	2	無	無	無	無	無	B	4		町
483-023	鬼北町	下大野	東組	3	無	無	無	無	無	A	6		町
483-024	鬼北町	小松	安森	2	無	無	無	無	無	B	2		町
483-025	鬼北町	小松	中組	3	無	無	無	無	無	A	6		
483-026	鬼北町	小松	下組	3	無	無	無	無	無	A	10		町
483-027	鬼北町	川上	古用	5	無	無	無	無	無	A	10		国
483-028	鬼北町	川上	野地	2	有	無	無	無	一部概成	C	5		国
483-029	鬼北町	川上	横山	2	無	無	無	無	無	C	3		国
483-030	鬼北町	川上	滝谷	2	無	無	無	無	無	B	3		町
483-031	鬼北町	川上	滝谷	2	無	無	無	無	無	A	5		町
483-032	鬼北町	清水	下組	2	無	無	無	無	無	A	14		町
483-033	鬼北町	清水	愛治	2	有	無	無	無	一部概成	B	5	1	
483-034	鬼北町	下大野	東組	1	無	無	無	無	無	A	15	1	県
483-035	鬼北町	下大野	東組	2	無	無	無	無	無	A	11		県

483-036	鬼北町	成藤		1	無	無	無	無	無	C	3		町
483-037	鬼北町	成藤		3	無	無	無	無	無	A	12		町
483-038	鬼北町	成藤		1	無	無	無	無	一部概成	C	4		町
483-039	鬼北町	成藤		2	無	無	無	無	無	B	18		県
483-040	鬼北町	年則		2	有	無	無	無	無	A	9		町
483-041	鬼北町	小倉		3	無	無	無	無	無	A	15		県
483-042	鬼北町	小倉	宮野々	1	無	無	無	無	無	A	6		町
483-043	鬼北町	出目	中島	1	有	無	無	無	無	C	8		町
485-001	鬼北町	下鍵山	甲田	5	無	無	無	無	無	A	50	1	国
485-002	鬼北町	日向谷	一の又	4	有	無	無	無	一部概成	B	2		町
485-003	鬼北町	父野川	音地	4	無	無	無	無	無	B	1		町
485-004	鬼北町	父野川	中藤川	7	無	無	無	無	無	A	7		町
485-005	鬼北町	父野川	屋敷	2	無	無	無	無	無	C	3		町
485-006	鬼北町	日向谷		3	有	無	無	無	無	B	4		国
485-007	鬼北町	父野川		1	有	無	無	無	一部概成	C			町
485-008	鬼北町	下鍵山	岡屋敷	22	有	無	無	無	一部概成	A	40	1	県
485-009	鬼北町	日向谷		9	有	無	無	無	一部概成	B	1		国
485-010	鬼北町	日向谷	中の川	8	有	無	無	無	一部概成	B	1		町
485-011	鬼北町	日向谷	石打	19	有	無	無	有	無	B	2		国
485-012	鬼北町	上鍵山	高皿	10	有	無	無	無	一部概成	B	2		町
485-013	鬼北町	上鍵山	上本村	1	無	無	無	無	無	B	2		町
485-014	鬼北町	日向谷	出口	3	無	無	無	無	無	B	3		国
485-015	鬼北町	日向谷	出口	2	無	無	無	無	無	B	2		県
485-016	鬼北町	日向谷	中屋敷	2	無	無	無	無	無	B	1		県
485-017	鬼北町	日向谷	下中合	1	無	無	無	無	無	B	1		県
485-018	鬼北町	上鍵山	黒川	1	無	無	無	無	無	B	2		林
485-019	鬼北町	父野川	野々谷	3	無	無	無	無	一部概成	B	4		林
485-020	鬼北町	父野川	葛坪	1	無	無	無	無	無	B	3		町
485-021	鬼北町	父野川	葛坪	2	無	無	無	無	無	A	5		町
485-022	鬼北町	父野川下	上本村	9	有	無	無	有	無	B	1		町
485-023	鬼北町	父野川	上本村	3	無	無	無	無	無	B	1		町
485-024	鬼北町	父野川	宮成	2	無	無	無	無	無	C	2		町
485-025	鬼北町	父野川	音地	2	無	無	無	無	無	C	1		町
485-026	鬼北町	父野川	板釣	2	無	無	無	無	無	B	2		町
485-027	鬼北町	父野川	板釣	2	無	無	無	無	無	B	3		町
485-028	鬼北町	父野川下	屋敷	6	有	無	無	無	一部概成	A	10		町
485-029	鬼北町	日向谷	中の川	3	有	無	無	無	一部概成	B			町
485-030	鬼北町	日向谷	中の川	3	有	無	無	無	一部概成	A	5		町

(2)地すべり危険地区一覧表

箇所番号	市町村	大字	字	危険地区面積	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	危険度	人家	公共施設	道路
483-001	鬼北町	下大野	坂立	40	無	無	無	有	無	A	11		町

(3)崩壊土砂流出危険地区一覧表

箇所番号	市町村	大字	字	危険地面積	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	危険度	人家	公共施設	道路
483-064	鬼北町	延川	川奥	1.25	有	無	無	無	未着手	A	10		県
488-007	鬼北町	上鍵山	高皿	0	有	無	無	無	一部概成	A	11		町
485-042	鬼北町	父野川中		1.4	有	無	無	無	一部概成	A	6		林
485-041	鬼北町	上鍵山		0.76	無	無	無	無	一部概成	A	10		町
483-063	鬼北町	葛川		2.49	有	無	無	無	一部概成	A	32		国
483-062	鬼北町	奈良		0.4	有	無	無	無	一部概成	B			国
483-061	鬼北町	下大野		0.05	有	無	無	無	一部概成	A	10		国
483-001	鬼北町	東仲		0.69	無	無	無	有	一部概成	A	30		県
483-002	鬼北町	沢松		0.16	無	無	無	有	概成	B	12		県
483-003	鬼北町	生田	上組	0.65	有	無	無	無	無	A	11		国
483-004	鬼北町	大宿	稲屋	2.02	有	無	無	有	一部概成	A	15		国
483-005	鬼北町	奈良	成川	1.39	無	無	無	無	無	B	1		町
483-006	鬼北町	小倉	大藤	2.28	有	無	無	無	無	B	1		町
483-007	鬼北町	清水		0.38	有	無	無	有	一部概成	A	30	1	国
483-008	鬼北町	下大野		1.73	有	無	無	有	概成	A	15		国
483-009	鬼北町	小松	安森上	1.88	有	無	無	有	無	A	12	1	町
483-010	鬼北町	北川	牛野川	1.4	有	無	無	有	概成	A	13	1	町
483-011	鬼北町	畔屋		0.41	無	無	無	有	一部概成	B	10	1	県
483-012	鬼北町	小松	安森	0.84	有	無	無	有	一部概成	A	12	1	町
483-013	鬼北町	大宿	土屋	0.69	有	無	無	無	未成	B	4		町
483-014	鬼北町	大宿	権大	0.73	有	無	無	無	一部概成	A	5		国
483-015	鬼北町	川上		0.14	有	無	無	有	未成	C	4		町
483-016	鬼北町	大宿		0.37	有	無	無	無	一部概成	A	10		国
483-017	鬼北町	大宿		0.42	有	無	無	無	一部概成	A	12		国
483-018	鬼北町	大宿		0.3	有	無	無	無	一部概成	A	25		国
483-019	鬼北町	大宿		0.35	有	無	無	無	一部概成	A	20		国
483-020	鬼北町	大宿		0.47	有	無	無	無	一部概成	A	25		国
483-021	鬼北町	大宿		2.09	有	無	無	無	一部概成	A	25		国
483-022	鬼北町	大宿		0.14	有	無	無	無	無	C			町
483-023	鬼北町	大宿		0.43	有	無	無	無	無	B			町
483-024	鬼北町	大宿		2.48	有	無	無	無	無	A	12		国
483-025	鬼北町	大宿		0.37	有	無	無	無	一部概成	B	5		国
483-026	鬼北町	大宿		0.36	有	無	無	無	無	A	12		国
483-027	鬼北町	清水		0.54	有	無	無	有	一部概成	A	10		町
483-028	鬼北町	生田	内山	1.19	有	無	無	無	無	A	20		町
483-029	鬼北町	生田	内山	0.43	有	無	無	無	無	B	20		町
483-030	鬼北町	生田	内山	2.42	有	無	無	無	一部概成	A	20		町

483-031	鬼北町	下大野	上組	0.02	無	無	無	無	無	C	4		町
483-032	鬼北町	川上	古用	0.8	有	無	無	無	一部概成	A	7		国
483-033	鬼北町	川上	古用	1.2	有	無	無	無	無	A	7		
483-034	鬼北町	川上	古用	0.14	有	無	無	有	一部概成	C	7		国
483-035	鬼北町	川上	小越	1.88	無	無	無	無	無	A	12		国
483-036	鬼北町	川上	小越	0.36	無	無	無	無	無	A	7		国
483-037	鬼北町	川上	横山	1.05	無	無	無	無	無	B	3		国
483-038	鬼北町	清水	下組	0.71	有	無	無	無	無	A	11		県
483-039	鬼北町	清水	下組	0.18	無	無	無	無	無	C	7		県
483-040	鬼北町	西野々	大畑	1	無	無	無	無	無	A	15		町
483-041	鬼北町	西野々	中組	0.14	無	無	無	無	無	B	13		県
483-042	鬼北町	西野々	面屋	0.05	有	無	無	無	一部概成	B	15		県
483-043	鬼北町	広見	中組	0.29	無	無	無	無	無	C	7		県
483-044	鬼北町	広見	中組	0.35	無	無	無	無	無	B	15		県
483-045	鬼北町	広見	中組	0.29	無	無	無	無	無	B	8	1	県
483-046	鬼北町	広見	中組	0.1	無	無	無	無	無	B	8		国
483-047	鬼北町	小倉	上住	2.08	無	無	無	無	無	A	32		県
483-048	鬼北町	沢松		0.21	有	無	無	有	無	B	5		町
483-049	鬼北町	小倉		0.54	無	無	無	無	無	A	15	1	県
483-050	鬼北町	小倉	宮野々	0.32	無	無	無	無	無	B	3		町
483-051	鬼北町	北川	1110	0.28	無	無	無	無	無	B	11		町
483-052	鬼北町	北川	1110	0.36	無	無	無	無	無	B	11		町
483-053	鬼北町	川上	葛川	0.28	有	無	無	無	一部概成	A	11		町
483-054	鬼北町	川上	葛川	0.15	有	無	無	無	無	B	15		町
483-055	鬼北町	川上	葛川	1.26	有	無	無	無	一部概成	A	12		町
483-056	鬼北町	北川		2.59	有	無	無	無	一部概成	A		1	町
483-057	鬼北町	大宿	土屋	1.53	有	無	無	無	一部概成	A	45	1	国
483-058	鬼北町	奈良		2.9	有	無	無	無	一部概成	B			国
485-001	鬼北町	上鍵山	長谷	0.56	無	無	無	有	無	A	25		町
485-002	鬼北町	富母里	宮成	0.04	有	無	無	有	一部概成	B	5		県
485-003	鬼北町	富母里	相の川	2.18	有	無	無	有	無	A	13		県
485-004	鬼北町	下鍵山		0.58	有	無	無	有	概成	A	30	1	国
485-005	鬼北町	父野川	野々谷	1.39	無	無	無	有	概成	A	10		県
485-006	鬼北町	父野川中	藤川	2.44	有	無	無	有	概成	A	7		林
485-007	鬼北町	日向谷	面谷	1.2	有	無	無	有	無	A	8		国
485-008	鬼北町	日向谷		0.85	有	無	無	有	無	B	2		国
485-009	鬼北町	父野川	下本村	0.39	有	無	無	有	無	A	12		県
485-010	鬼北町	上鍵山		0.75	有	無	無	有	無	A	10		町
485-011	鬼北町	上鍵山		0.69	有	無	無	有	一部概成	A	10		町

485-012	鬼北町	上大野	大野谷	2.22	有	無	無	有	一部概成	A	6		町
485-013	鬼北町	父野川	下本村	0.42	無	無	無	有	無	A	10		県
485-014	鬼北町	日向谷	石打	0.92	有	無	無	有	無	B	1		県
485-015	鬼北町	日向谷	中屋敷	0.37	無	無	無	無	無	B	2		県
485-016	鬼北町	日向谷	中の川	1.54	有	無	無	無	一部概成	B	3		町
485-017	鬼北町	父野川	野々谷	2.81	有	無	無	無	一部概成	A	5		県
485-018	鬼北町	父野川	野々谷	2.75	有	無	無	無	一部概成	A	5		県
485-019	鬼北町	父野川	節安	2.48	有	無	無	無	一部概成	B			県
485-020	鬼北町	父野川	節安	0.4	有	無	無	無	無	A	10		県
485-021	鬼北町	父野川上	節安	3.38	有	無	無	有	一部概成	A	10		県
485-022	鬼北町	下鍵山	甲田	0.35	無	無	無	無	無	A	10		国
485-023	鬼北町	下鍵山	甲田	0.05	無	無	無	無	無	B	15		国
485-024	鬼北町	上大野	栗の木	0.36	有	無	無	無	一部概成	A	15		国
485-025	鬼北町	上大野	長瀬	1.02	有	無	無	無	無	A	18		国
485-026	鬼北町	上大野	長瀬	0.29	有	無	無	無	一部概成	B	2		国
485-027	鬼北町	父野川	下本村	0.73	有	無	無	無	無	A	10		県
485-028	鬼北町	父野川	下本村	0.7	有	無	無	無	一部概成	A	10		県
485-029	鬼北町	父野川	下本村	0.45	有	無	無	無	一部概成	A	10		県
485-030	鬼北町	父野川	下本村	0.25	有	無	無	無	無	C	3		町
485-031	鬼北町	父野川	上川口	1.3	有	無	無	無	一部概成	B	4		県
485-032	鬼北町	富母里	宮成	0.26	有	無	無	無	一部概成	A	10	1	県
485-033	鬼北町	富母里	宮成	0.66	有	無	無	無	一部概成	A	8		県
485-034	鬼北町	父野川	上本村	0.36	無	無	無	無	無	A	6	1	林
485-035	鬼北町	父野川	犬飼	0.38	有	無	無	無	一部概成	C	3		町
485-036	鬼北町	父野川	藤川	2.71	有	無	無	無	無	A	7		林
485-037	鬼北町	日向谷	一ノ又	0.15	有	無	無	無	一部概成	B	10		町
485-038	鬼北町	日向谷		1.27	有	無	無	無	一部概成	A	100	1	国
485-039	鬼北町	日向谷	出口	2.65	有	無	無	無	一部概成	A	6		県
485-040	鬼北町	日向谷	中の川	0.34	有	無	無	無	無	A	5		町
483-059	鬼北町	大宿	法師庵	0.12	有	無	無	有	概成	B	10		国
483-060	鬼北町	久保		0.1	有	無	無	無	一部概成	C	1		

２－８－７　土砂災害（特別）警戒区域

指定箇所集計表

指定年月日	指定箇所						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成17年6月17日	3	3	8	7	0	0	11	10
平成17年9月26日	1	1	3	2	0	0	4	3
平成18年8月15日	7	7	11	10	0	0	18	17
平成19年3月16日	8	8	30	27	0	0	38	35
平成28年3月25日	3	3	69	63	0	0	72	66
令和2年2月28日	70	70	150	141	0	0	220	211
令和3年3月23日	103	103	99	81	15	0	217	184
令和4年1月14日	2	2	0	0	0	0	2	2
合計	197	197	370	331	15	0	582	528

基礎調査結果（指定予定箇所）

公表年月日	基礎調査結果（指定予定箇所）						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成27年9月1日	1	1	0	0	0	0	1	1
合計	1	1	0	0	0	0	1	1

※現時点で調査が完了した箇所のみの公表であり、今後も調査が完了した段階で随時公表します。

解除箇所集計表

指定年月日	解除箇所						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
令和4年1月14日	0※	0※	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

※急傾斜施設の完成等に伴う土砂災害（特別）警戒区域の部分解除です。

（1）急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	鬼北町	大字下大野	下大野4-4	483-Ⅱ-019(1)	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
2	鬼北町	大字下大野	下大野4-10	483-Ⅱ-024(1)	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
3	鬼北町	大字下大野	下大野4-12	483-Ⅱ-026(1)	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
4	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-7	485-Ⅱ-7(1)	平成17年9月26日	愛媛県告示第1766号	平成17年9月26日	愛媛県告示第1766号
5	鬼北町	大字父野川下	川口	485-Ⅰ-2318(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
6	鬼北町	大字父野川中	宮成	485-Ⅰ-2324(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
7	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-2	485-Ⅱ-2(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
8	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山2-5	485-Ⅱ-17(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
9	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-3	485-Ⅱ-22(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
10	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-12	485-Ⅱ-52(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
11	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-2	485-Ⅱ-63(1)	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
12	鬼北町	大字小松	中組	483-Ⅰ-2284(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
13	鬼北町	大字下川上	上組	483-Ⅰ-2624(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
14	鬼北町	大字小松	小松B	483-Ⅰ-2765(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
15	鬼北町	大字小松	小松3-5	483-Ⅱ-001(2)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
16	鬼北町	大字上川	上川10-7	483-Ⅱ-048(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
17	鬼北町	大字国遠	国遠13-5	483-Ⅱ-059(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
18	鬼北町	大字北川	北川18-11	483-Ⅱ-077(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
19	鬼北町	大字畔屋	畔屋8-5	483-Ⅱ-084(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
20	鬼北町	小松	安森a	483-Ⅰ-2283(1)	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
21	鬼北町	大宿	権大	483-Ⅰ-2287(1)	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
22	鬼北町	畔屋	畔屋	483-Ⅰ-2621(1)	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
23	鬼北町	大字成藤	成藤	483-Ⅰ-2290(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
24	鬼北町	大字小松	下大野	483-Ⅰ-2766(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
25	鬼北町	大字川上	川上1-3	483-Ⅱ-2(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
26	鬼北町	大字川上	川上1-4	483-Ⅱ-3(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
27	鬼北町	大字川上	川上1-5	483-Ⅱ-4(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
28	鬼北町	大字川上	川上1-7	483-Ⅱ-6(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
29	鬼北町	大字川上	川上1-8	483-Ⅱ-7(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
30	鬼北町	大字小松	小松3-2	483-Ⅱ-12(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
31	鬼北町	大字小松	小松3-6	483-Ⅱ-15(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
32	鬼北町	大字小松	小松3-8	483-Ⅱ-16(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
33	鬼北町	大字下大野	下大野4-9	483-Ⅱ-23(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
34	鬼北町	大字大宿	大宿5-3	483-Ⅱ-27(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
35	鬼北町	大字大宿	大宿5-4	483-Ⅱ-28(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
36	鬼北町	大字清水	清水7-4	483-Ⅱ-33(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
37	鬼北町	大字清水	清水7-6	483-Ⅱ-35(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
38	鬼北町	大字清水	清水7-8	483-Ⅱ-37(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
39	鬼北町	大字畦屋	畦屋8-2	483-Ⅱ-39(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
40	鬼北町	大字西野々	西野々9-2	483-Ⅱ-43(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
41	鬼北町	大字小倉	小倉10-6	483-Ⅱ-47(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
42	鬼北町	大字興野々	興野々11-1	483-Ⅱ-50(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
43	鬼北町	大字興野々	興野々11-2	483-Ⅱ-51(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
44	鬼北町	大字興野々	興野々11-3	483-Ⅱ-52(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
45	鬼北町	大字出目	出目12-1	483-Ⅱ-53(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
46	鬼北町	大字出目	出目12-4	483-Ⅱ-55(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
47	鬼北町	大字出目	出目12-5	483-Ⅱ-56(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
48	鬼北町	大字沢松	沢松15-3	483-Ⅱ-64(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
49	鬼北町	大字中野川	中野川17-1	483-Ⅱ-66(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
50	鬼北町	大字奈良	奈良18-1	483-Ⅱ-67(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
51	鬼北町	大字北川	奈良18-3	483-Ⅱ-69(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
52	鬼北町	大字北川	奈良18-4	483-Ⅱ-70(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
53	鬼北町	大字北川	奈良18-5	483-Ⅱ-71(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
54	鬼北町	大字北川	奈良18-7	483-Ⅱ-73(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
55	鬼北町	大字北川	奈良18-8	483-Ⅱ-74(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
56	鬼北町	大字北川	奈良18-9	483-Ⅱ-75(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号

57	鬼北町	大字川上	川上1-11	483-Ⅱ-78(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
58	鬼北町	大字川上	川上1-12	483-Ⅱ-79(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
59	鬼北町	大字川上	川上1-13	483-Ⅱ-80(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
60	鬼北町	大字上川	上川10-9	483-Ⅱ-81(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
61	鬼北町	大字清水	清水7-9	483-Ⅱ-82(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
62	鬼北町	大字生田	生田6-2	483-Ⅱ-83(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
63	鬼北町	大字国遠	国遠13-7	483-Ⅱ-85(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
64	鬼北町	大字吉波	吉波21-1	483-Ⅱ-88(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
65	鬼北町	大字延川	延川2-3	483-Ⅱ-90(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
66	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-5	485-Ⅱ-5(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
67	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-6	485-Ⅱ-6(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
68	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-10A	485-Ⅱ-8(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
69	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-10B	485-Ⅱ-9(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
70	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山2-2	485-Ⅱ-14(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
71	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山2-6	485-Ⅱ-18(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
72	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-1	485-Ⅱ-20(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
73	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-6	485-Ⅱ-25(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
74	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-7	485-Ⅱ-26(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
75	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-8	485-Ⅱ-27(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
76	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-9	485-Ⅱ-28(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
77	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-11	485-Ⅱ-30(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
78	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-13	485-Ⅱ-32(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
79	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-16	485-Ⅱ-35(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
80	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-17	485-Ⅱ-36(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
81	鬼北町	大字上大野	上大野4-2	485-Ⅱ-38(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
82	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-2	485-Ⅱ-42(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
83	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-3	485-Ⅱ-43(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
84	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-5	485-Ⅱ-45(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
85	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-6	485-Ⅱ-46(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
86	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-8	485-Ⅱ-48(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
87	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-17	485-Ⅱ-57(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
88	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-18	485-Ⅱ-58(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
89	鬼北町	大字父野川下・父野川中	父野川下5-19	485-Ⅱ-59(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
90	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-7	485-Ⅱ-68(1)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
91	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-16	485-Ⅱ-1(2)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
92	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-15	485-Ⅱ-3(2)	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
93	鬼北町	大字川上	古用	483-Ⅰ-2281(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
94	鬼北町	大字小松	小松	483-Ⅰ-2282(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
95	鬼北町	大字内深田	内深田	483-Ⅰ-2291(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
96	鬼北町	大字国遠	国遠A	483-Ⅰ-2763(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
97	鬼北町	大字清延	国遠B	483-Ⅰ-2764(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
98	鬼北町	大字川上・上大野	川上1-1	483-Ⅱ-1(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
99	鬼北町	大字小倉	小倉10-1	483-Ⅱ-2(2)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
100	鬼北町	大字中野川	中野川17-2	483-Ⅱ-3(2)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
101	鬼北町	大字沢松	沢松15-4	483-Ⅱ-4(2)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
102	鬼北町	大字川上	川上1-6	483-Ⅱ-5(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
103	鬼北町	大字川上	川上1-9	483-Ⅱ-8(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
104	鬼北町	大字川上・延川	川上1-10	483-Ⅱ-9(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
105	鬼北町	大字延川	延川2-1	483-Ⅱ-10(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
106	鬼北町	大字小松	小松3-1	483-Ⅱ-11(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
107	鬼北町	大字小松	小松3-3	483-Ⅱ-13(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
108	鬼北町	大字小松	小松3-4	483-Ⅱ-14(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
109	鬼北町	大字下大野	下大野4-2	483-Ⅱ-17(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
110	鬼北町	大字下大野	下大野4-3	483-Ⅱ-18(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
111	鬼北町	大字下大野	下大野4-5	483-Ⅱ-20(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
112	鬼北町	大字下大野	下大野4-6	483-Ⅱ-21(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
113	鬼北町	大字下大野	下大野4-8	483-Ⅱ-22(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
114	鬼北町	大字下大野	下大野4-11	483-Ⅱ-25(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号

115	鬼北町	大字生田	生田6-1	483-Ⅱ-29(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
116	鬼北町	大字清水	清水7-1	483-Ⅱ-30(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
117	鬼北町	大字清水	清水7-2	483-Ⅱ-31(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
118	鬼北町	大字清水	清水7-3	483-Ⅱ-32(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
119	鬼北町	大字清水	清水7-5	483-Ⅱ-34(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
120	鬼北町	大字清水	清水7-7	483-Ⅱ-36(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
121	鬼北町	大字畔屋	畔屋8-1	483-Ⅱ-38(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
122	鬼北町	大字畔屋	畔屋8-3	483-Ⅱ-40(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
123	鬼北町	大字畔屋	畔屋8-4	483-Ⅱ-41(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
124	鬼北町	大字西野々	西野々9-1	483-Ⅱ-42(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
125	鬼北町	大字小西野々	小西野々9-3	483-Ⅱ-44(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
126	鬼北町	大字小倉	小倉10-2	483-Ⅱ-45(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
127	鬼北町	大字小倉	小倉10-3	483-Ⅱ-46(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
128	鬼北町	大字上川	上川10-8	483-Ⅱ-49(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
129	鬼北町	大字出目	出目12-2	483-Ⅱ-54(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
130	鬼北町	大字出目	出目12-6	483-Ⅱ-57(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
131	鬼北町	大字清延・国遠	国遠13-4	483-Ⅱ-58(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
132	鬼北町	大字国遠	国遠13-6	483-Ⅱ-60(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
133	鬼北町	大字成藤	成藤14-1	483-Ⅱ-61(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
134	鬼北町	大字沢松	沢松15-1	483-Ⅱ-62(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
135	鬼北町	大字沢松	沢松15-2	483-Ⅱ-63(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
136	鬼北町	大字東仲	東仲16-1	483-Ⅱ-65(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
137	鬼北町	大字北川	奈良18-2	483-Ⅱ-68(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
138	鬼北町	大字北川・奈良	北川18-6	483-Ⅱ-72(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
139	鬼北町	大字北川	北川18-10	483-Ⅱ-76(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
140	鬼北町	大字内深田	内深田20-1	483-Ⅱ-87(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
141	鬼北町	大字延川	延川2-2	483-Ⅱ-89(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
142	鬼北町	大字上鍵山	長谷	485-Ⅰ-2310(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
143	鬼北町	大字上大野	栗の木	485-Ⅰ-2312(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
144	鬼北町	大字上大野	植木	485-Ⅰ-2313(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
145	鬼北町	大字下鍵山・上大野	堀切	485-Ⅰ-2314(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
146	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山	485-Ⅰ-2315(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
147	鬼北町	大字下鍵山	岡屋敷	485-Ⅰ-2316(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
148	鬼北町	大字父野川下	下本村	485-Ⅰ-2317(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
149	鬼北町	大字父野川下	音地	485-Ⅰ-2319(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
150	鬼北町	大字父野川中	野々谷	485-Ⅰ-2321(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
151	鬼北町	大字父野川上	大村	485-Ⅰ-2323(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
152	鬼北町	大字父野川下	葛坪	485-Ⅰ-2629(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
153	鬼北町	大字父野川上	屋敷	485-Ⅰ-2630(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
154	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-1	485-Ⅱ-1(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
155	鬼北町	大字上鍵山・下鍵山	下鍵山2-1	485-Ⅱ-2(2)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
156	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-3	485-Ⅱ-3(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
157	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-4	485-Ⅱ-4(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
158	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-11	485-Ⅱ-10(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
159	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-12	485-Ⅱ-11(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
160	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-13	485-Ⅱ-12(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
161	鬼北町	大字上鍵山	上鍵山1-15	485-Ⅱ-13(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
162	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山2-3	485-Ⅱ-15(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
163	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山2-4	485-Ⅱ-16(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
164	鬼北町	大字下鍵山	下鍵山2-7	485-Ⅱ-19(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
165	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-4	485-Ⅱ-23(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
166	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-5	485-Ⅱ-24(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
167	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-10	485-Ⅱ-29(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
168	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-12	485-Ⅱ-31(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
169	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-14	485-Ⅱ-33(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
170	鬼北町	大字日向谷	日向谷3-15	485-Ⅱ-34(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
171	鬼北町	大字上大野	上大野4-1	485-Ⅱ-37(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
172	鬼北町	大字上大野	上大野4-4	485-Ⅱ-39(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
173	鬼北町	大字上大野	上大野4-6	485-Ⅱ-40(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号

174	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-1	485-Ⅱ-41(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
175	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-4	485-Ⅱ-44(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
176	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-7	485-Ⅱ-47(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
177	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-10	485-Ⅱ-50(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
178	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-11	485-Ⅱ-51(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
179	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-14	485-Ⅱ-53(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
180	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-16	485-Ⅱ-54(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
181	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-23	485-Ⅱ-55(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
182	鬼北町	大字父野川下	犬飼	485-Ⅱ-56(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
183	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-20	485-Ⅱ-60(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
184	鬼北町	大字父野川下	父野川下5-21	485-Ⅱ-61(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
185	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-1	485-Ⅱ-62(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
186	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-3	485-Ⅱ-64(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
187	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-4	485-Ⅱ-65(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
188	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-5	485-Ⅱ-66(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
189	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-6	485-Ⅱ-67(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
190	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-8	485-Ⅱ-69(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
191	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-9	485-Ⅱ-70(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
192	鬼北町	大字父野川中	父野川中6-11	485-Ⅱ-71(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
193	鬼北町	大字父野川上	父野川上7-1	485-Ⅱ-72(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
194	鬼北町	大字父野川上	父野川上7-3	485-Ⅱ-73(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
195	鬼北町	大字父野川上	父野川上7-4	485-Ⅱ-74(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
196※	鬼北町	大字大宿	稲屋	483-Ⅰ-2622(1)	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号
197※	鬼北町	大字下大野	町組	483-Ⅰ-2623(1)	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号

※196の箇所については、平成19年3月16日愛媛県告示第456号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所です。

※197の箇所については、平成17年6月17日愛媛県告示第1259号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所です。

（2）土石流

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	鬼北町	大字下大野	南中尾坂川	483-1461	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
2	鬼北町	大字下大野	中尾坂川	483-1462-1	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
3	鬼北町	大字下大野	中尾坂川	483-1462-2	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
4	鬼北町	大字下大野	中尾坂川	483-1462-3	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
5	鬼北町	大字下大野	中尾坂川	483-1462-4	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
6	鬼北町	大字下大野	西中尾坂川	483-1463	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
7	鬼北町	大字下大野	東中尾坂川	483-1464	平成17年6月17日	愛媛県告示第1256号	-	-
8	鬼北町	大字下大野	東組川	483-1469	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号
9	鬼北町	大字上鍵山	西上本村川	485-1555	平成17年9月26日	愛媛県告示第1766号	平成17年9月26日	愛媛県告示第1766号
10	鬼北町	大字上鍵山	北下本村川	485-1556	平成17年9月26日	愛媛県告示第1766号	平成17年9月26日	愛媛県告示第1766号
11	鬼北町	大字上鍵山	南下本村川	485-1557	平成17年9月26日	愛媛県告示第1765号	-	-
12	鬼北町	大字上大野	ソデノ川	485-1544	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
13	鬼北町	大字下鍵山	下陽の地川	485-1547	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
14	鬼北町	大字下鍵山	北下鍵山川	485-1550	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
15	鬼北町	大字下鍵山	西下本村川	485-1551	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
16	鬼北町	大字上鍵山	山出口川	485-1553	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
17	鬼北町	大字上鍵山	黒川川	485-1554	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
18	鬼北町	大字下鍵山	幸田川	485-1559-1	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
19	鬼北町	大字下鍵山	幸田川	485-1559-2	平成18年8月15日	愛媛県告示第1215号	-	-
20	鬼北町	大字父野川下	西下本村川	485-1564	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
21	鬼北町	大字父野川上	西屋敷川	485-1568	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
22	鬼北町	大字父野川上	節安川	485-1569	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号	平成18年8月15日	愛媛県告示第1214号
23	鬼北町	大字内深田	平井組川	483-1426	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
24	鬼北町	大字出目	油谷川	483-1431	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
25	鬼北町	大字畔屋	東大平川	483-1439	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
26	鬼北町	大字畔屋	下大平川	483-1440	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
27	鬼北町	大字清水	道ガ谷川	483-1441	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
28	鬼北町	大字生田	南久甲川	483-1443	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
29	鬼北町	大字生田	久甲川	483-1450	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
30	鬼北町	大字生田	奥大神川	483-1451-1	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
31	鬼北町	大字生田	奥大神川	483-1451-2	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
32	鬼北町	大字生田	奥大神川	483-1451-3	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
33	鬼北町	大字生田・清水	奥大神川	483-1451-4	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
34	鬼北町	大字生田・清水	石神谷川	483-1452-1	平成19年3月16日	愛媛県告示第457号	-	-
35	鬼北町	大字生田・清水	石神谷川	483-1452-2	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
36	鬼北町	大字生田・清水	石神谷川	483-1452-3	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
37	鬼北町	大字生田・清水	奥の山川	483-1453	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
38	鬼北町	大字清水	東清水下組川	483-1455	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
39	鬼北町	大字小松	東小松川	483-1473	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
40	鬼北町	大字小松	北小松川	483-1474	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
41	鬼北町	大字川上	ホヅチ川	483-1480	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
42	鬼北町	大字川上	小越川	483-1481	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
43	鬼北町	大字川上	西野地川	483-1482	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
44	鬼北町	延川	延川川	483-1487	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
45	鬼北町	大字広見	畦川	483-1490	平成19年3月16日	愛媛県告示第457号	-	-
46	鬼北町	大字広見	南中組川	483-1493	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
47	鬼北町	大字広見	下組川	483-1494	平成19年3月16日	愛媛県告示第457号	-	-

48	鬼北町	大字小倉	上谷川	483-1495	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
49	鬼北町	大字上川	東寺谷川	483-1499	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
50	鬼北町	大字興野々	興中川	483-1503	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
51	鬼北町	大字興野々	上東組川	483-1504	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
52	鬼北町	大字生田	スダニ川	483-2207	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号
53	鬼北町	中野川・奈良	二股瀬川	483-1410	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
54	鬼北町	奈良	下奈良川	483-1411	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
55	鬼北町	奈良	上東奈良川	483-1412	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
56	鬼北町	奈良・北川	水分川	483-1414	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
57	鬼北町	北川・奈良	西黒田川	483-1415	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
58	鬼北町	北川	東黒田川	483-1416	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
59	鬼北町	北川	風山川	483-1417-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
60	鬼北町	北川	北川	483-1418	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
61	鬼北町	内深田	田丸川	483-1422-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
62	鬼北町	内深田	田丸川	483-1422-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
63	鬼北町	内深田	大本川	483-1424	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
64	鬼北町	内深田	西大本川	483-1425	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
65	鬼北町	沢松	沢松川	483-1428	平成28年3月25日	愛媛県告示第336号	-	-
66	鬼北町	清延	上柏田川	483-1429	平成28年3月25日	愛媛県告示第336号	-	-
67	鬼北町	清延	柏田川	483-1430	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
68	鬼北町	興野々	下芳組川	483-1432-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
69	鬼北町	興野々	下芳組川	483-1432-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
70	鬼北町	上川	豊永川	483-1433	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
71	鬼北町	小西野々	下川崎川	483-1434	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
72	鬼北町	西野々	大畑川	483-1435	平成28年3月25日	愛媛県告示第336号	-	-
73	鬼北町	畔屋	西申谷川	483-1436-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
74	鬼北町	畔屋	西申谷川	483-1436-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
75	鬼北町	畔屋	申谷川	483-1437	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
76	鬼北町	畔屋	北申谷川	483-1438	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
77	鬼北町	生田・清水	西生田川	483-1442	平成28年3月25日	愛媛県告示第336号	-	-
78	鬼北町	西野々	西野々中組川	483-1456	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
79	鬼北町	西野々	東西野々中組川	483-1457	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
80	鬼北町	西野々	南面屋川	483-1459	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
81	鬼北町	下大野	上組川	483-1465	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
82	鬼北町	下大野	下大野川	483-1466-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
83	鬼北町	下大野	下大野川	483-1466-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
84	鬼北町	下大野	中組上川	483-1468	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
85	鬼北町	小松	北清詰川	483-1470	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
86	鬼北町	小松	清詰川	483-1471	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
87	鬼北町	小松	奥安森川	483-1472	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
88	鬼北町	川上	東延川	483-1475	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
89	鬼北町	川上	南ホソリ川	483-1476	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
90	鬼北町	川上	西ホソリ川	483-1477	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
91	鬼北町	川上	ホソリ川	483-1478	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
92	鬼北町	川上	東ホソリ川	483-1479	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
93	鬼北町	川上	野地川	483-1483	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
94	鬼北町	川上	スノス川	483-1484-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
95	鬼北町	川上	スノス川	483-1484-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
96	鬼北町	川上	スノス川	483-1484-3	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
97	鬼北町	川上	上横山川	483-1485	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
98	鬼北町	川上	下野地川	483-1486	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
99	鬼北町	広見	南上組川	483-1491	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
100	鬼北町	広見	北中組川	483-1492	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
101	鬼北町	小倉	上住川	483-1496	平成28年3月25日	愛媛県告示第336号	-	-
102	鬼北町	上川	寺谷川	483-1500	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
103	鬼北町	上川	大谷川	483-1501	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号

104	鬼北町	岩谷・上川	西伊の谷川	483-1502	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
105	鬼北町	上大野	栗ノ木川	485-1543	平成28年3月25日	愛媛県告示第336号	-	-
106	鬼北町	上大野	下堀切川	485-1545	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
107	鬼北町	上大野・下鍵山	上堀切川	485-1546	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
108	鬼北町	上鍵山	二子松川	485-1552-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
109	鬼北町	上鍵山	二子松川	485-1552-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
110	鬼北町	下鍵山	西幸田川	485-1558	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
111	鬼北町	日向谷・下鍵山	東幸田川	485-1560	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
112	鬼北町	日向谷	面谷川	485-1562-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
113	鬼北町	日向谷	面谷川	485-1562-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
114	鬼北町	父野川下	東下本村川	485-1565-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
115	鬼北町	父野川下	東下本村川	485-1565-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
116	鬼北町	父野川上	上大村川	485-1570	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
117	鬼北町	父野川下	北音地川	485-1573	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
118	鬼北町	父野川下	西犬飼川	485-1574	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
119	鬼北町	父野川下	下音地川	485-1575-1	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
120	鬼北町	父野川下	下音地川	485-1575-2	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
121	鬼北町	父野川下	葛坪川	485-1576	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号	平成28年3月25日	愛媛県告示第337号
122	鬼北町	大字中野川・芝	市の又川	483-1409	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
123	鬼北町	大字奈良	成川	483-1413	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
124	鬼北町	大字内深田	東大本川	483-1423	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
125	鬼北町	大字大宿	安楽寺川	483-1444	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
126	鬼北町	大字大宿	穴の御前川	483-1446	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
127	鬼北町	大字大宿	稲屋川	483-1447-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
128	鬼北町	大字大宿	稲屋川	483-1447-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
129	鬼北町	大字大宿	法師庵川	483-1449	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
130	鬼北町	大字清水	玉井の奥川	483-1454	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
131	鬼北町	大字久保	下久保川	483-1488	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
132	鬼北町	大字小倉	下住川	483-1497-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
133	鬼北町	大字小倉	下住川	483-1497-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
134	鬼北町	大字小倉	西伊ゲノ奥川	483-1498	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
135	鬼北町	大字芝・中野川	北市の又川	483-2154	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
136	鬼北町	大字奈良	谷山川	483-2156	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
137	鬼北町	大字奈良	下中奈良川	483-2157	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
138	鬼北町	大字北川	上北川	483-2158-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
139	鬼北町	大字北川	上北川	483-2158-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
140	鬼北町	大字北川	下丸山川	483-2159	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
141	鬼北町	大字奈良	東成川	483-2161	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
142	鬼北町	大字西仲・東仲・吉波	下吉波川	483-2163-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
143	鬼北町	大字西仲・東仲・吉波	下吉波川	483-2163-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
144	鬼北町	大字西仲・東仲・吉波	下吉波川	483-2163-3	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
145	鬼北町	大字西仲・東仲・吉波	下吉波川	483-2163-4	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
146	鬼北町	大字吉波	東船の川	483-2164	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
147	鬼北町	大字吉波	下船の川	483-2165	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
148	鬼北町	大字清延	下柏田川	483-2167-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
149	鬼北町	大字清延	下柏田川	483-2167-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
150	鬼北町	大字国遠	西ヲモ谷川	483-2170	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号

151	鬼北町	大字国遠	南ロウロウ谷川	483-2171-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
152	鬼北町	大字国遠	南ロウロウ谷川	483-2171-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
153	鬼北町	大字国遠	国遠川	483-2174	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
154	鬼北町	大字出目	出目川	483-2175	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
155	鬼北町	大字出目・国遠	西谷喜来川	483-2176-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
156	鬼北町	大字出目・国遠	西谷喜来川	483-2176-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
157	鬼北町	大字出目	東谷喜来川	483-2177	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
158	鬼北町	大字出目	上音無川	483-2178-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
159	鬼北町	大字出目	上音無川	483-2178-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
160	鬼北町	大字出目	西音無川	483-2179	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
161	鬼北町	大字興野々	西興野々川	483-2181	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
162	鬼北町	大字清水	下南清水川	483-2184	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
163	鬼北町	大字清水	南清水川	483-2185	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
164	鬼北町	大字清水	下清水川	483-2186	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
165	鬼北町	大字畔屋	下畔屋川	483-2188	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
166	鬼北町	大字清水	南下長楽寺川	483-2191	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
167	鬼北町	大字清水	下長楽寺川	483-2192	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
168	鬼北町	大字清水	中長楽寺川	483-2193	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
169	鬼北町	大字清水	上長楽寺川	483-2194-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
170	鬼北町	大字清水	上長楽寺川	483-2194-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
171	鬼北町	大字生田	中生田川	483-2196	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
172	鬼北町	大字大宿	東法師庵川	483-2197	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
173	鬼北町	大字大宿	西法師庵川	483-2198	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
174	鬼北町	大字大宿	南権台川	483-2200	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
175	鬼北町	大字大宿	南土屋川	483-2201-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
176	鬼北町	大字大宿	南土屋川	483-2201-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
177	鬼北町	大字大宿	西権台川	483-2202-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
178	鬼北町	大字大宿	西権台川	483-2202-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
179	鬼北町	大字生田	下生田川	483-2208	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
180	鬼北町	大字清水	東清水下組川	483-2210	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
181	鬼北町	大字西野々	西榎谷川	483-2211	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
182	鬼北町	大字西野々	榎谷川	483-2212-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
183	鬼北町	大字西野々	榎谷川	483-2212-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
184	鬼北町	大字広見	上堂ノ奥川	483-2213	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
185	鬼北町	大字下大野	北下大野川	483-2218	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
186	鬼北町	大字下大野	上東組川	483-2220	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
187	鬼北町	大字小松	上小松川	483-2221	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
188	鬼北町	大字小松	下中組川	483-2222	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
189	鬼北町	大字小松	上中組川	483-2223-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
190	鬼北町	大字小松	上中組川	483-2223-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
191	鬼北町	大字小松	上中組川	483-2223-3	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
192	鬼北町	大字小松	下安森川	483-2224	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
193	鬼北町	大字小松	西安森川	483-2226	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
194	鬼北町	大字小松	春木川	483-2227	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
195	鬼北町	大字川上	西古用川	483-2230	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
196	鬼北町	大字川上	東野地川	483-2233	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
197	鬼北町	大字川上	東横山川	483-2235	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
198	鬼北町	大字川上	上つづら川	483-2237	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
199	鬼北町	大字川上	北つづら川	483-2238	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
200	鬼北町	大字川上	つづら川	483-2239-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
201	鬼北町	大字川上	つづら川	483-2239-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
202	鬼北町	大字川上	南つづら川	483-2240	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
203	鬼北町	大字川上	西野地川	483-2241	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
204	鬼北町	大字川上	高瀬川	483-2242	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号

205	鬼北町	大字川上	西高瀬川	483-2243	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
206	鬼北町	大字延川	東川奥川	483-2244	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
207	鬼北町	大字久保	東久保川	483-2246	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
208	鬼北町	大字久保	南久保川	483-2248	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
209	鬼北町	大字小倉	伊ゲノ奥川	483-2252	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
210	鬼北町	大字北川	奥東谷川	483-2254	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
211	鬼北町	大字芝・永野市	西芝川	483-J087	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
212	鬼北町	大字内深田・近永	田丸川	483-J090	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
213	鬼北町	大字内深田	東勢波佐川	483-J091	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
214	鬼北町	大字内深田・東仲	北有瀬川	483-J092-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
215	鬼北町	大字内深田・東仲	北有瀬川	483-J092-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
216	鬼北町	大字清延	本村川	483-J093	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
217	鬼北町	大字成藤	上ヲモ谷川	483-J097	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
218	鬼北町	大字成藤	北ヲモ谷川	483-J098-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
219	鬼北町	大字成藤	北ヲモ谷川	483-J098-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
220	鬼北町	大字成藤	東ヲモ谷川	483-J099	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
221	鬼北町	大字国遠	南表田川	483-J104	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
222	鬼北町	大字国遠	ロウロウ谷川	483-J105-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
223	鬼北町	大字国遠	ロウロウ谷川	483-J105-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
224	鬼北町	大字国遠	ロウロウ谷川	483-J105-3	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
225	鬼北町	大字国遠	ロウロウ谷川	483-J105-4	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
226	鬼北町	大字国遠	表田川	483-J106-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
227	鬼北町	大字国遠	表田川	483-J106-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
228	鬼北町	大字国遠	下組川	483-J107-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
229	鬼北町	大字国遠	下組川	483-J107-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
230	鬼北町	大字国遠	下組川	483-J107-3	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
231	鬼北町	大字国遠	下組川	483-J107-4	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
232	鬼北町	大字国遠	太田川	483-J108	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
233	鬼北町	大字国遠	国遠川	483-J109	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
234	鬼北町	大字出目	南谷喜来川	483-J115	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
235	鬼北町	大字出目	北音無川	483-J117-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
236	鬼北町	大字出目	北音無川	483-J117-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
237	鬼北町	大字出目	北音無川	483-J117-3	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
238	鬼北町	大字出目	東谷喜来川	483-J119	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
239	鬼北町	大字上大野	長瀬川	485-1541	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
240	鬼北町	大字下鍵山	南下鍵山川	485-1548	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
241	鬼北町	大字下鍵山	中下鍵山川	485-1549	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
242	鬼北町	大字日向谷	上面谷川	485-1561	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
243	鬼北町	大字父野川中	南藤川	485-1571	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
244	鬼北町	大字上鍵山	東黒川川	485-2334	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
245	鬼北町	大字上鍵山	上高皿川	485-2335	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
246	鬼北町	大字上鍵山	相林川	485-2336	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
247	鬼北町	大字上鍵山	下黒川川	485-2339	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
248	鬼北町	大字日向谷	中屋敷川	485-2342	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
249	鬼北町	大字日向谷	上中屋敷川	485-2343	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
250	鬼北町	大字日向谷	北谷の奥川	485-2345	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
251	鬼北町	大字日向谷	石打川	485-2346	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
252	鬼北町	大字日向谷	南石打川	485-2347	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
253	鬼北町	大字日向谷	下中の川	485-2348	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
254	鬼北町	大字日向谷	下一ノ又川	485-2350	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
255	鬼北町	大字日向谷	宇津木川	485-2351	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
256	鬼北町	大字日向谷	下面谷川	485-2352	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号

257	鬼北町	大字下鍵山	岡屋敷川	485-2353-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
258	鬼北町	大字下鍵山	岡屋敷川	485-2353-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
259	鬼北町	大字父野川下	北下本村川	485-2354	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
260	鬼北町	大字父野川中	西野々谷川	485-2355	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
261	鬼北町	大字父野川中	東野々谷川	485-2356	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
262	鬼北町	大字父野川中	西宮成川	485-2359	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
263	鬼北町	大字父野川中	中藤川	485-2361	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
264	鬼北町	大字父野川下	上本村川	485-2363-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
265	鬼北町	大字父野川下	上本村川	485-2363-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
266	鬼北町	大字父野川下	奥板釣川	485-2364	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
267	鬼北町	大字父野川下	上板釣川	485-2366	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
268	鬼北町	大字父野川下	音地川	485-2367	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
269	鬼北町	大字父野川下	上犬飼川	485-2369	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
270	鬼北町	大字父野川下	西下本村川	485-2373-1	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号	令和2年2月28日	愛媛県告示第177号
271	鬼北町	大字父野川下	西下本村川	485-2373-2	令和2年2月28日	愛媛県告示第176号	-	-
272	鬼北町	大字北川	風山川	483-1417-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
273	鬼北町	大字奈良	中今在家川	483-1419	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
274	鬼北町	大字奈良	小串川	483-1420	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
275	鬼北町	大字内深田	勢波佐川	483-1421-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
276	鬼北町	大字内深田	勢波佐川	483-1421-2	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
277	鬼北町	大字内深田	勢波佐川	483-1421-3	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
278	鬼北町	大字内深田・吉波	成泰川	483-1427-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
279	鬼北町	大字内深田・吉波	成泰川	483-1427-2	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
280	鬼北町	大字大宿	ロシュウジ川	483-1445	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
281	鬼北町	大字大宿	牛打川	483-1448	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
282	鬼北町	大字西野々	北面屋川	483-1458	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
283	鬼北町	大字広見	堂ノ奥川	483-1460	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
284	鬼北町	大字下大野	東権台川	483-1467	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
285	鬼北町	大字久保	北久保川	483-1489	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
286	鬼北町	大字興野々	東組川	483-1505	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
287	鬼北町	大字芝・永野市	西戸石川	483-2153	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
288	鬼北町	大字中野川・芝	東市の又川	483-2155-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
289	鬼北町	大字中野川・芝	東市の又川	483-2155-2	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
290	鬼北町	大字北川・奈良	上丸山川	483-2160	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
291	鬼北町	大字奈良	下今在家川	483-2162	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
292	鬼北町	大字吉波	中船の川	483-2166	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
293	鬼北町	大字国遠・成藤	下竹谷川	483-2168	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
294	鬼北町	大字国遠	南ヲモ谷川	483-2169	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
295	鬼北町	大字国遠	表田川	483-2172	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
296	鬼北町	大字国遠	下組川	483-2173	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
297	鬼北町	大字出目	下油谷川	483-2180	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
298	鬼北町	大字興野々・岩谷	上芳組川	483-2182	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
299	鬼北町	大字西野々	西野々川	483-2183-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
300	鬼北町	大字西野々	西野々川	483-2183-2	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
301	鬼北町	大字清水	清水川	483-2187	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
302	鬼北町	大字畔屋	畔屋川	483-2189	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
303	鬼北町	大字畔屋	堂ガ谷川	483-2190	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号

304	鬼北町	大字生田	東生田川	483-2195	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
305	鬼北町	大字大宿	下権台川	483-2199	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
306	鬼北町	大字大宿	権台川	483-2203	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
307	鬼北町	大字大宿	北下法師庵川	483-2204	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
308	鬼北町	大字大宿	柿の木坂川	483-2205	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
309	鬼北町	大字大宿・生田	南下法師庵川	483-2206	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
310	鬼北町	大字清水	西清水下組川	483-2209	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
311	鬼北町	大字下大野	西組下川	483-2214	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
312	鬼北町	大字下大野	西組川	483-2215	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
313	鬼北町	大字下大野	南上組川	483-2216	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
314	鬼北町	大字下大野	奥下大野川	483-2217	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
315	鬼北町	大字下大野	中組下川	483-2219	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
316	鬼北町	大字小松	中安森川	483-2225	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
317	鬼北町	大字延川	西延川	483-2228	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
318	鬼北町	大字小松・延川・川上	中延川川	483-2229	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
319	鬼北町	大字川上	古用川	483-2231	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
320	鬼北町	大字川上	東古用川	483-2232-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
321	鬼北町	大字川上	東古用川	483-2232-2	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
322	鬼北町	大字川上	横山川	483-2234	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
323	鬼北町	大字川上	滝谷川	483-2236	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
324	鬼北町	大字延川	長穂川	483-2245	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
325	鬼北町	大字久保	西久保川	483-2247	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
326	鬼北町	大字広見	北上組川	483-2249	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
327	鬼北町	大字小倉	中住川	483-2250	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
328	鬼北町	大字小倉	小倉川	483-2251	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
329	鬼北町	大字岩谷・上川	伊の谷川	483-2253	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
330	鬼北町	大字北川	奥東谷川	483-2255	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
331	鬼北町	大字芝・永野市	東芝川	483-J088	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
332	鬼北町	大字近永	新町川	483-J089	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
333	鬼北町	大字国遠	南橋詰川	483-J094	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
334	鬼北町	大字成藤・国遠	下ヲモ谷川	483-J095	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
335	鬼北町	大字成藤	西ヲモ谷川	483-J096	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
336	鬼北町	大字成藤	西橋詰川	483-J100	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
337	鬼北町	大字成藤	北橋詰川	483-J101	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
338	鬼北町	大字国遠	中国遠川	483-J102	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
339	鬼北町	大字国遠	下ロウロウ谷川	483-J103	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
340	鬼北町	大字出目	南油谷川	483-J110	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
341	鬼北町	大字出目	北油谷川	483-J111	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
342	鬼北町	大字出目	下出目川	483-J112	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
343	鬼北町	大字出目	南出目川	483-J113	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
344	鬼北町	大字出目	下谷喜来川	483-J114	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
345	鬼北町	大字国遠・出目	西谷喜来川	483-J116	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
346	鬼北町	大字出目	谷喜来川	483-J118	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
347	鬼北町	大字出目	南音無川	483-J120	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
348	鬼北町	大字出目	北出目川	483-J121	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
349	鬼北町	大字上大野	柱松川	485-1542-1	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
350	鬼北町	大字上大野	柱松川	485-1542-2	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
351	鬼北町	大字下鍵山	竹本川	485-1563	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
352	鬼北町	大字父野川下	川口川	485-1566	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
353	鬼北町	大字父野川	奥宮ナロ川	485-1567	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-

354	鬼北町	大字父野川下	南音地川	485-1572	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
355	鬼北町	大字上鍵山	下相林川	485-2337	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
356	鬼北町	大字上鍵山	西黒川川	485-2338	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
357	鬼北町	大字上鍵山	長谷川	485-2340	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
358	鬼北町	大字下鍵山	中甲田川	485-2341	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
359	鬼北町	大字日向谷	石打川	485-2344	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
360	鬼北町	大字日向谷	下中の川	485-2349	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
361	鬼北町	大字父野川中	東野々谷川	485-2357	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
362	鬼北町	大字父野川中	北下藤川	485-2358	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
363	鬼北町	大字父野川中	木ヶ谷川	485-2360	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
364	鬼北町	大字父野川中	中藤川	485-2362	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
365	鬼北町	大字父野川下	南上本村川	485-2365	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
366	鬼北町	大字父野川下	下犬飼川	485-2368	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
367	鬼北町	大字父野川下	中間久保川	485-2370	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
368	鬼北町	大字父野川下	西下本村川	485-2371	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
369	鬼北町	大字父野川	上谷川	485-2372	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号	令和3年3月23日	愛媛県告示第340号
370	鬼北町	大字上大野	大野谷川	485-2374	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-

(3)地すべり

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	鬼北町	大字大宿	稲屋	483-J-445	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
2	鬼北町	大字下大野	奥組	483-J-446	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
3	鬼北町	大字小西野々・小倉	川崎	483-J-447	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
4	鬼北町	大字興野々	東組	483-J-448	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
5	鬼北町	大字奈良	成川	483-J-449	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
6	鬼北町	大字大宿	土屋	483-J-546	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
7	鬼北町	大字奈良・北川	水分	483-J-547	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
8	鬼北町	大字川上	小越	483-NK-375	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
9	鬼北町	大字生田	生田上組	483-NK-376	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
10	鬼北町	大字生田	夫婦岩	483-NK-377	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
11	鬼北町	大字下大野	坂立	483-R-001	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
12	鬼北町	大字上鍵山	相林	485-J-443	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
13	鬼北町	大字父野川下	川口	485-J-444	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
14	鬼北町	大字下鍵山	岡屋敷	485-J-545	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-
15	鬼北町	大字上鍵山	長谷・巻	485-NS-166	令和3年3月23日	愛媛県告示第337号	-	-

基礎調査結果（指定予定箇所）

(1)急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					公表年月日	公表年月日
1	鬼北町	小倉	宮野々	483-Ⅰ-2289(1)	平成27年9月1日	平成27年9月1日

解除箇所

(1)急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名・番号		解除				指定			
					警戒区域		特別警戒区域		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	鬼北町	大字大宿	稲屋	483-Ⅰ-2622(1)	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	平成19年3月16日	愛媛県告示第456号	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号
2	鬼北町	大字下大野	町組	483-Ⅰ-2623(1)	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	平成17年6月17日	愛媛県告示第1259号	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号	令和4年1月14日	愛媛県告示第22号

３－２－１　鬼北町防災会議条例

平成17年１月１日
条例第18号
改正　平成24年９月19日条例第18号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、鬼北町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　鬼北町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて鬼北町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(2)　愛媛県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

(3)　愛媛県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(4)　町長がその部内の職員のうちから任命する者

(5)　教育長

(6)　消防団長及び宇和島地区広域事務組合鬼北消防署長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

６　前項の委員の定数は、25人以内とする。

７　第５項の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　第５項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、鬼北町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成24年９月19日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

３－２－２　鬼北町災害対策本部条例

平成17年１月１日
条例第19号
改正　平成24年９月19日条例第18号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、鬼北町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成24年９月19日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

３－２－３　鬼北町災害対策本部運営要領

平成17年１月１日
訓令第20号
改正　平成19年３月29日訓令第６号
令和４年８月１日訓令第12号

（趣旨）

第１条　この訓令は、鬼北町災害対策本部条例（平成17年鬼北町条例第19号）に基づき、鬼北町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（本部の設置及び解散）

第２条　本部は、地震・災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において本部長（町長）（以下「本部長」という。）が必要と認めたとき設置する。

２　本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき解散する。

３　本部を設置したときは、直ちにその旨を別表第１の区分により通知及び公表するとともに、本部の標識を本部室前に掲示する。

（組織及び事務分掌）

第３条　本部長統括の下に副本部長を置き、副町長、教育長をもって充てる。

２　本部に部を置き、その組織及び事務分掌は別表第２のとおりとする。

３　各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備える等体制を整備しておかなければならない。

４　本部長、副本部長、部長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別表第３に定める腕章を帯用するものとする。

（本部の場所及び本部連絡員）

第４条　本部は、危機管理棟又は本部長の指定する場所に置くものとする。

２　本部には「鬼北町災害対策本部」の標示をするものとする。

３　本部には、原則として本部連絡員を置く。

４　本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員の中から指名する者をもって充てる。

５　本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部の長に伝達する。

（現地災害対策本部の設置）

第５条　本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

２　現地本部は、現地本部長及び現地本部員その他の職員をもって組織する。

３　現地本部長及び現地本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

４　現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し現地本部関係職員を指揮監督する。

（非常配備の基準、編成計画等）

第６条　本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な非常配備体制を整える。

２　非常配備の種別、内容等の基準については、別表第４のとおりとする。

３　各部長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを本部員に徹底しなければならない。

（第１配備下の体制）

第７条　第１配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1)　事務局長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部に連絡しなければならない。

(2)　本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。

(3)　配備につく職員は、所属する部の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

（第２配備下の体制）

第８条　第２配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

(1)　各部長は、所掌業務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

(2)　各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア　災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

イ　装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ウ　災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

（第３配備下の体制）

第９条　第３配備が指令された場合、各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時副本部長を通じ本部長に報告し、事務局長に連絡する。

（非常配備の開始及び解除）

第10条　各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

（被害状況の取扱い）

第11条　災害が発生したときは、各部長は直ちに鬼北町地域防災計画に基づき被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

２　事務局長は、各部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに速やかに愛媛県地域防災計画の定めるところにより南予地方局を通じて県へ報告するものとする。

（被害情報の取扱い）

第12条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、事務局長は、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次南予地方局を通じて県へ報告するものとする。

２　事務局長は、災害に関する予報、警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想され

る災害の事態及びこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

附　則

この訓令は、平成17年１月１日から施行する。

附　則（平成19年３月29日訓令第６号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（令和４年８月１日訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各　　部	電子メール、庁内放送、口頭、電話	本部事務局長（危機管理課長）
一 般 住 民	防災行政無線放送、ＩＰ告知システム、報道機関、サイレン、広報車	
南 予 地 方 局	防災通信システム（地上系･衛星系）、電話、ＦＡＸ	
鬼 北 消 防 署	防災行政無線放送、ＩＰ告知システム、電話、ＦＡＸ	
鬼　北　交　番	防災行政無線放送、ＩＰ告知システム、電話、ＦＡＸ	
報 道 機 関	口頭、電話、ＦＡＸ	

なお、解散した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

別表第２（第３条関係）

部名（部長）	担当課	分掌事務
各部共通		１　部署の被害状況の確認に関すること。 ２　災害・被害の情報収集に関すること。 ３　所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ４　関係機関との連絡調整に関すること。 ５　部内及び各部の応援に関すること。
事務局（危機管理課長）	危機管理課	１　本部長（町長）の指示、指令に関すること。 ２　本部の設置・運営に関すること。 ３　職員の動員及び非常招集に関すること。 ４　職員の安否確認に関すること。 ５　防災会議、消防署、警察署、その他関係機関、団体との連絡調整に関すること。 ６　気象予警報の収集・伝達に関すること。 ７　災害・被害の情報収集に関すること。 ８　高齢者等避難、避難指示の発令、屋内での待避等の緊急安全確保の指示に関すること。 ９　県本部への報告及び必要な要請に関すること。 10　県本部との災害応急対策の連携に関すること。 11　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 12　災害復旧活動の応急対策の計画推進に関すること。 13　県災害情報システムの管理・運用に関すること。 14　県防災行政無線等の管理・運用に関すること。 15　防災行政無線、ＩＰ告知システムの管理及び通信の統制に関すること。 16　通信の確保・維持・運営に関すること。 17　電算情報システムの管理・復旧に関すること。 18　遭難者、行方不明者の捜索に関すること。 19　災害対策基本法に基づく強権発動に関すること。 20　災害救助法適用に関すること。 21　雨量観測に関すること。 22　消防団に関すること。 23　自主防災組織との連携及び指導に関すること。 24　その他災害対策全般に関すること。
総務部（総務財政課長）	総務財政課	１　総務部内の連絡調整に関すること。 ２　庁舎の被害状況の確認に関すること。 ３　町有施設の災害対策に関すること。 ４　職員の健康管理に関すること。 ５　応援職員の受入れ、運用に関すること。 ６　復旧事業に関する総合調整に関すること。 ７　災害対策の予算及び資金に関すること。 ８　災害対策予算の調整・編成に関すること。 ９　災害応急対策に要する車両、燃料等の調達に関すること。 10　緊急輸送に関すること。 11　資機材及び物資の調達に関すること。 12　住民相談窓口の設置に関すること。 13　区長等、地域住民への指示伝達の協力に関すること。 14　緊急放送に関すること。 15　犯罪防止体制の把握、調整に関すること。
	企画振興課	１　災害の記録に関すること。 ２　災害情報の記録資料・被害写真に関すること。 ３　災害情報の地域住民への広報に関すること。 ４　観光客等の避難状況及び応急対策に関すること。 ５　報道機関に対する情報提供等に関すること。 ６　生活必需品の確保に関すること。 ７　義援物品の受取、配付に関すること。 ８　商工関係施設・観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ９　商工会等との連絡調整に関すること。 10　商工業者に対する災害融資・相談に関すること。
	日吉支所	１　支所庁舎の被害状況の確認に関すること。 ２　日吉地区の災害情報収集及び報告並びに本部との連絡に関すること。 ３　支所職員及び参集職員の確認に関すること。 ４　日吉地区の防災資材の管理に関すること。 ５　消防団（第６分団）との協調連絡に関すること。 ６　日吉地区の指定避難所運営の協力に関すること。
	出納室	１　災害に伴う出納経理に関すること。 ２　義援金の受入れに関すること。
	議会事務局	１　議員の安否及び被災状況の確認に関すること。 ２　各議員への被害情報等の提供に関すること。 ３　被災議員への対応業務に関すること。
保健福祉部	町民生活課	１　関係施設の被害状況の確認に関すること。

部名（部長）	担当課	分掌事務
（保健介護課長）	保育所	2　救援物資の割当（計画及び配布）に関すること。 3　指定避難所の設置及び運営管理に関すること。 4　福祉避難所の設置及び運営管理に関すること。 5　避難者の避難誘導に関すること 6　避難者及び被災者の受入れに関すること。 7　被災者の援護に関すること 8　被災者（避難者）に対する配食に関すること。 9　被災者名簿に関すること。 10　保育所の災害対策に関すること。 11　被災納税者の調査に関すること。 12　被災納税者の税の減免等に関すること。 13　被災納税者の情報収集、集計及び報告に関すること。 14　罹災証明等の発行に関すること。 15　家屋被害認定調査事務に関すること。 16　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 17　日赤県支部及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 18　被災者生活再建支援法に関すること。
	北宇和病院 診療所	1　災害時の医療全般に関すること。 2　医薬品、その他衛生資材の確保に関すること。 3　救護所の設置及び運営に関すること。 4　民間医療機関への協力依頼に関すること。
	保健介護課	1　保健福祉部内の連絡調整に関すること。 2　関係施設の被害状況の確認に関すること。 3　医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 4　傷病者の搬送に関すること。 5　救護所の設置支援に関すること。 6　要配慮者の救護及び避難誘導に関すること。 7　避難行動要支援者の避難対策及び保護に関すること。 8　在宅寝たきり高齢者、心身障がい者の被害調査及び応急対策に関すること。 9　災害時における感染症対策に関すること。 10　社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。 11　医薬品等の調達に関すること。 12　被災者（避難者）の健康管理等に関すること。
建設部 （建設課長）	建設課	1　建設部内の連絡調整に関すること。 2　道路、橋梁、河川、急傾斜地等公共土木施設被害の情報収集に関すること。 3　道路、橋梁、河川、急傾斜地等危険箇所の被害調査及び応急復旧に関すること。 4　土木応急復旧用資材の確保に関すること。 5　道路及び交通の確保に関すること。 6　土木・建築技術者及び従事者の確保に関すること。 7　障害物の除去に関すること。 8　復旧事業に要する用地の取得に関すること。 9　町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 10　被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定に関すること。

部名（部長）	担当課	分掌事務
		11　応急仮設住宅の建設に関すること。 12　被災住宅の応急対策に関すること。 13　住宅入居の情報提供、あっせんに関すること。 14　河川の水位観測に関すること。
	水道課	1　上水道被害情報の収集、伝達及び報告に関すること。 2　上水道の災害対策に関すること。 3　節水、断水、給水に関すること。 4　工事指定店の動員体制に関すること。 5　水道の衛生維持に関すること。 6　住民への情報提供に関すること。 7　応急給水拠点の開設・運営に関すること。 8　飲料水の確保及び応急給水に関すること。
農林部 （農林課長）	農林課 農業委員会	1　農林部内の連絡調整に関すること。 2　農地、農作物及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　山林、林産物及び林業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4　林道災害の被害調査及び応急対策に関すること。 5　食料（農林産物等）の調達に関すること。 6　被災農林業者の災害融資・相談に関すること。 7　家畜等の被害調査及び応急対策に関すること。 8　家畜の伝染病予防対策に関すること。 9　農協及び森林組合等との連絡調整に関すること。
衛生部 （環境保全課長）	環境保全課	1　衛生部内の連絡調整に関すること。 2　清掃業務計画の総合調整に関すること。 3　ごみ及びし尿の非常収集処理に関すること。 4　災害による遺体の措置及び埋火葬に関すること。 5　災害地の消毒及び防疫に関すること。 6　災害廃棄物の処理に関すること。 7　一般廃棄物の処理に関すること。 8　動物愛護に関すること。 9　応急トイレ対策に関すること。 10　農業集落排水施設等の被害調査及び応急対策に関すること。
教育部 （教育課長）	教育課 給食センター	1　教育部内の連絡調整に関すること。 2　学校施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること。 3　指定避難所設置の協力に関すること。 4　被災児童生徒の救護、避難誘導及び支援に関すること。 5　保護者との連絡調整に関すること。 6　応急教育に関すること。 7　学用品及び教科書の調達・配分に関すること。 8　災害対策のための教員確保に関すること。 9　学校給食の確保に関すること。 10　通学路の点検に関すること。 11　被災者（避難者）に対する炊き出しに関すること。 12　災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関すること。 13　文化施設・文化財の災害予防、被害調査及び応急復旧に関すること。

部名（部長）	担当課	分掌事務
		14　社会教育、社会体育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
消防部 （消防団長）	消防団	1　被害状況等の情報の収集と伝達に関すること。 2　消防・救助・水防活動に関すること。 3　避難場所の安全確保及び避難路の確保に関すること。 4　人命の保護及び避難の指示、誘導及び救出に関すること。 5　危険区域からの避難の確認に関すること。 6　自主防災組織との連携、指導及び支援に関すること。 7　火災予防の広報に関すること。 8　消防車両、機械器具等の保管及び運用に関すること。 9　相互応援協力に関すること。 10　遺体及び不明者の捜索に関すること。

別表第３（第３条関係）

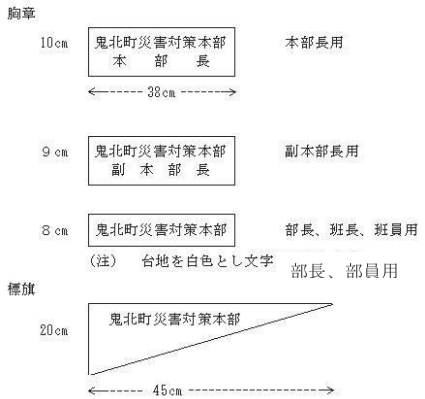

別表第４（第６条関係）

区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒配備	1　気象業務法に基づく次の注意報のうちいずれかが発表されたとき。 (1)　大雨注意報 (2)　洪水注意報 (3)　大雪注意報 2　町内に最大震度３の揺れを観測したとき。 3　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4　その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	1　災害情報の収集及び防災資機材の準備等を実施する体制 2　小規模あるいは局地的だが救助の必要な状況が発生したときなど町長が必要と認められるときは、本部が設置される。	危機管理課長及び危機管理課職員
第一配備	1　気象業務法に基づく次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 (1)　暴風警報 (2)　大雨警報 (3)　洪水警報 (4)　暴風雪警報 (5)　大雪警報 2　夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 3　各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、被害が発生するおそれがある場合 4　広見川で、避難判断水位に到達したとき。 5　町内で最大震度４の揺れを観測したとき。 6　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。 7　その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	1　災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制 2　本部が設置される。	本部部員、連絡所長、公民館主事等（避難所職員） 所属職員の概ね３分の１以内で各対策部が必要とする人員 避難所開設の場合、公民館主事等は、避難所に出動。
第二配備	1　土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2　各種警報が発表されている状況下で、台風又は前線が通過する公算が強く、甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 3　広見川で、氾濫危険水位に到達したとき。 4　記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 5　気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。 6　相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 7　町内で最大震度５弱又は５強の揺れを観測したとき。 8　その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	1　中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制 2　本部が設置される。	本部部員、連絡所長、公民館主事、課長補佐、係長、保育所長 所属職員の概ね３分の２以内で各対策部が必要とする人員 （日吉在住職員は日吉支所） 各公民館職員は、地区の状況把握及び情報伝達等のため、公民館に出動。
第三	1　大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	1　大規模災害に対し全力をあげて防	全職員 （日吉在住職員は日吉支所）

区分	配備基準	配備内容	配備要員
配備	2　気象業務法に基づく特別警報が発表されたときで、町長が必要と認める場合。 3　町内に最大震度６弱以上の揺れを観測した場合又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。 4　その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	災活動を実施する体制 2　本部が設置される。	各公民館職員は、地区の状況把握及び情報伝達等のため、公民館に出動。

※ただし、災害の状況・時間等に応じ配備要員については、「災害時鬼北町職員行動マニュアル」による。

３－３－１　鬼北町防災行政用無線局運用要綱

平成27年6月1日
告示第49号

（趣旨）

第１条　この告示は、鬼北町地域防災計画に基づく防災行政に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する鬼北町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示で使用する用語は、電波法（昭和25年法律第131号）及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）で使用する用語の例による。

（通信責任者）

第３条　無線局に通信責任者を置く。

２　通信責任者は、無線局の業務を主管する課等の長の職にある者をもって充てる。

３　通信責任者は、無線従事者及び無線従事者以外の無線局の運用に従事する者を指揮、監督する。

（無線従事者の配置）

第４条　通信責任者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

２　通信責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、無線従事者の養成に努めるものとする。

（点検）

第５条　無線局の正常な機能維持を確保するため、定期的な点検を実施するものとする。

（訓練）

第６条　通信機能の確認及び操作の習熟を図るため、定期的な訓練を実施するものとする。

（固定系の無線局）

第７条　固定系の無線局による通信は、鬼北町防災行政用無線局（固定系）通信申請書（別記様式）により通信責任者に申請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

２　申請における通信の内容は、適当でないと認められる事項があるときは、通信責任者において修正することができる。

（移動系の無線局）

第８条　移動系の無線局による通信は、鬼北町消防団において別に通信方法を定め、通信責任者の了承を得て実施するものとする。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、無線局の運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

別記様式(第７条関係)

鬼北町防災行政用無線局（固定系）通信申請書

通信責任者（課長）	課長補佐	係長	係	無線従事者	通信申請課等			
					課長	課長補佐	係長	係

申請年月日	年　月　日
申請者職氏名	
通信件名	
通信の方法	一斉呼出　・　個別呼出（　　）

通信予定日時	通信実施日時	登録	確認
月　日　時　分	月　日　時　分		
月　日　時　分	月　日　時　分		
月　日　時　分	月　日　時　分		
月　日　時　分	月　日　時　分		

通信文(簡潔に表現してください。)

※　通信日1週間前の正午までに提出してください。

３－６－１　指定緊急避難場所、指定避難所等一覧表

【指定緊急避難場所】

番号	地域	施設名称	所在地	面積	備考	土砂災害警戒区域（◎は特別警戒区域含む）			浸水想定区域
						急傾斜	土石流	地すべり	
1	近永	広見中学校グラウンド	永野市1200	26,249.00					
2		広見中学校体育館	永野市1200	1,788.00	（兼）指定避難所				
3		近永小学校グラウンド	奈良3774	15,700.00					
4		近永小学校体育館	奈良3774	703	（兼）指定避難所				
5		鬼北総合公園グラウンド	永野市1290-1	22,000.00	広域災害進出拠点		○		
6		北宇和高等学校グラウンド	近永942	16,001.00					
7		近永公民館	近永797	719.63	（兼）指定避難所				
8		道の駅三角ぼうし駐車場	永野市138-6	1,200.00					
9	好藤	好藤小学校グラウンド	内深田805-1	6,131.00		○			
10		好藤小学校体育館	内深田805-1	473	（兼）指定避難所	○			
11		好藤公民館	内深田1174	600	（兼）指定避難所				
12	愛治	愛治小学校グラウンド	清水351	5,270.00			○		
13		愛治小学校体育館	清水351	749	（兼）指定避難所	◎	○		
14		愛治公民館	清水1043	566.4	（兼）指定避難所		○		
15	三島	三島小学校グラウンド	延川41	7,445.00					
17		三島小学校体育館	延川41	658	（兼）指定避難所				
16		三島グラウンド	小松235	10,060.80					
18		三島公民館	小松1523	606.9	（兼）指定避難所		○		
19	泉	泉小学校グラウンド	岩谷233-6	5,870.00					○
20		泉小学校 体育館	岩谷233-6	680	（兼）指定避難所				○
21		泉公民館	岩谷275	528	（兼）指定避難所				
22	日吉	富母里施設グラウンド	父野川上93	1,520.00		○			
23		日吉小中学校グラウンド	下鍵山810	5,000.00			○	○	
24		日吉住民センター	下鍵山463	1,228.00	（兼）指定避難所				
25		農林業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	下鍵山734	1,085.00	（兼）指定避難所	○		○	
26		日吉夢産地駐車場	下鍵山54	6,247.00			○		
				139,078.73					

【指定避難所】

	地域	施設名称	公※	住所	電話番号	建築年月日	構造	面積	避難数	備考	土砂災害警戒区域（◎は特別警戒区域含む）			浸水想定区域
											急傾斜	土石流	地すべり	
1	近永	近永小学校		奈良3774	45-0035	S56.8.10	ブロック造３階建	3,528.00	353					
2		近永小学校体育館	公	奈良3774	45-0035	S56.8.10	鉄骨造平屋建	703	70	兼				
3		広見中学校		永野市1200	45-1135	S48.11.20	鉄筋コンクリート造３階建	5,858.00	586					
4		広見中学校体育館	公	永野市1200	45-1135	S50.2.20	鉄骨造一部２階建	1,788.00	179	兼				
5		北宇和高等学校		近永942	45-1241	S45.9.30	鉄筋コンクリート造４階建	3,900.95	390					
6		北宇和高等学校体育館		近永942	45-1241	S42.6.5	鉄骨造一部鉄筋	1,450.05	145					
7		鬼北総合公園体育館	公	永野市1290-1	45-3956	H8.3.20	鉄筋コンクリート造一部鉄骨	4,747.00	475					
8		近永公民館		近永797	45-1111	S63.3.10	鉄筋コンクリート造２階建	719.63	72	兼				
9	好藤	好藤小学校		内深田805-1	45-0077	S53.3.10	鉄筋コンクリート造２階建	1,641.00	164		○			
10		好藤小学校体育館	公	内深田805-1	45-0077	S52.3.20	鉄骨造亜鉛鉄板平屋根	473	47	兼	○			
11		好藤公民館	公	内深田1174	45-0439	S57.2.27	鉄筋コンクリート造２階建	600	60	兼				
12	愛治	愛治小学校		清水351	46-0007	H1.2.28	ブロックト造２階建	1,801.00	180		◎			
13		愛治小学校体育館	公	清水351	46-0007	H2.2.20	鉄筋コンクリート造２階建	749	75	兼	◎	○		
14		愛治公民館	公	清水1043	46-0001	S54.4.1	鉄筋コンクリート造２階建	566.4	57	兼		○		
15	三島	三島小学校		延川43-1	48-0011	S61.2.28	鉄筋コンクリート造２階建	1,801.00	180					
16		三島小学校体育館	公	延川41	48-0011	H24	木造２階建	880	88	兼				
17		三島公民館	公	小松1523	48-0111	S55.3.10	鉄筋コンクリート造２階建	606.9	61	兼		○		
18	泉	泉小学校		岩谷233-6	47-0518	S58.3.20	鉄筋コンクリート造２階建	1,823.00	182					○
19		泉小学校体育館	公	岩谷233-6	47-0518	S59.2.20	鉄筋コンクリート造平屋建	680	68	兼				○
20		泉公民館	公	岩谷275	47-0353	S53.7.22	鉄筋コンクリート造２階建	528	53	兼				
21	日吉	富母里施設（体育館）		父野川上93		H2	鉄骨造平屋根	525	53		○			
22		農林業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	公	下鍵山734	44-2017	S62	鉄骨造平屋根	1,085.00	109	兼	○		○	
23		日吉中学校屋内運動場		下鍵山813	44-2023	S46	鉄骨造（一部２階）	702	70		○	○		
24		日吉中央集会所		下鍵山500	44-2588	S49　H15改修	鉄筋コンクリート造２階建	458	30					
25		日吉住民センター	公	下鍵山463	44-2211	S57	鉄筋コンクリート造３階建	1,228.00	123	兼				
26		日吉保健センター	公	下鍵山299	44-2250	H3	鉄筋コンクリート造２階建	513	51			○		
		計	14					39,354.93	3,921					

※「公」は、「特設公衆電話」、「兼」は、「指定緊急避難場所」を兼ねる。

【福祉避難所】

	施　　設　　名	住　所	電話番号	避難者数	備　　考	土砂災害警戒区域（　◎は特別警戒区域含む　）			浸水想定区域
						急傾斜	土石流	地すべり	
1	総合福祉センターひまわり	近永782	45-3709	50		－	－	－	○
2	日吉中央集会所	下鍵山500	44-2588	30		－	－	－	－
3	養護老人ホーム　きほく優愛の里	近永455-10	49-5115	35		－	－	－	○
4	特別養護老人ホーム　ひろみ奈良の里	奈良2067	45-3800	12		－	－	－	－
5	特別養護老人ホーム　勝山荘	上大野332	44-2781	5		－	－	－	－
6	南愛媛療育センター	永野市1607	45-1101	5		－	－	－	－
7	障がい者福祉施設　みらい	近永72	45-3140	10		－	○	－	－
8	障がい者就労支援施設　みもざ	近永81-1	45-0138	30		－	○	－	－
9	共同生活援助施設シェアハウスみもざⅡ	近永232	49-3943	15		－	○	－	－
	計			192					

３－６－２　災害救助基準

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当り 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上。 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　１戸当り 5,714,000 円以内 3　建設型応急住宅の供給終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は２年以内
		○賃貸型応急住宅 1　規模　建設型応急住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の供与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい （１食は１／３日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは殷損等により使用することができず、直ちに日常生活を営む事が困難な者	1　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区　　分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1　救護班・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所・・国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者・・　協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生剤料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜査」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半鐘の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から１ヶ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は殷損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　　4,500 円 中学校生徒　　4,800 円 高等学校等生徒　5,200 円	災害発生の日から （教科書） １ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬をする者に支給	１体当たり 大人（12 歳以上）　215,200 円以内 小人（12 歳未満）　172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり　3,500 円以内 （一時保存） 既存建物借上費　通常の実費 既存建物以外 １体当たり　5,400 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県という。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助に実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託料	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ　3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ　6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ　1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ　2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ　3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト　5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める事ができる。

３－７－１　町有車両の現況

番号	課名	車名	登録番号	備　　考
1	企画振興課	収納対策車	愛媛500に7969	ありがとうサービス管理
2		トヨタハイエース	愛媛300ひ1245	ありがとうサービス管理
3		ウィングロード（日産）	愛媛500ち8172	
4		マイクロバス	愛媛200さ5691	ありがとうサービス管理
5		ﾆｯｻﾝﾜｺﾞﾝ	愛媛300や338	愛治線
6		ﾆｯｻﾝﾜｺﾞﾝ	愛媛300ら4865	循環バス
7		ﾆｯｻﾝ NV200ﾊﾞﾈｯﾄ	愛媛400て3316	
8	総務財政課	インサイト	愛媛501そ1557	ホンダ
9		プリウス	愛媛300ふ1435	トヨタ
10		フィット	愛媛501ち3059	ホンダ
11		日吉マイクロ	愛媛22さ3180	日吉
12		中型バス	愛媛22や486	
13		母子号	愛媛400さ1657	
14		町長用ヴォクシー	愛媛501ね9950	トヨタ
15		共用ヴォクシー	愛媛501ね9951	トヨタ
16		広見マイクロ	愛媛200さ5833	
17	危機管理課（消防団車両は除く）	消防指令車（軽四特殊）	愛媛880あ1497	
18	日吉支所	消防指令車（日産）	愛媛800さ3060	
19		トヨタ（ピクシス）	愛媛480せ3695	
20		ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ（ﾀﾞｲﾊﾂ）	愛媛480な256	
21	町民生活課	社協貸与1	愛媛41そ6783	
22		社協貸与4	愛媛50つ8855	
23		社協貸与7	愛媛41す1433	
24		軽四貨物	愛媛480た3034	
25	診療所	往診車	愛媛480え4015	愛治
26		往診車	愛媛580ち8200	日吉
27		往診車	愛媛580か5445	三島
28	保健介護課	ミラ	愛媛580ぬ9500	包括支援センター
29		包括2	愛媛480い6482	包括支援センター
30		包括1	愛媛480い6487	包括支援センター
31		母子保健指導車	愛媛400す5262	わかば　保健係
32		スバルサンバーV	愛媛480か9225	介護保険係
33		三島健康号	愛媛480こ4140	保健係
34		マーチ	愛媛501す4216	保健係
35		健康パトロール	愛媛100す4003	トヨタハイエース　　保健係
36		軽四貨物	愛媛480さ4230	介護保険係
37		泉健康号	愛媛580ふ4799	保健係
38		包括3	愛媛580み8422	包括支援センター
39		近永健康号	愛媛580み8423	保健係
40		ミライース 愛治健康号	愛媛581あ5564	愛治公民館　保健係
41		保健健康号	愛媛581か3931	日吉
42	環境保全課	ごみ収集車	愛媛800す4540	
43		新環境号	愛媛41は97	アミ付き軽ﾄﾗ
44		軽四キャブ	愛媛41の663	箱バン
45		軽四トラック	愛媛41ね2029	AI1号軽ﾄﾗ
46		ごみ収集車	愛媛100す1359	日野
47		ごみ収集車	愛媛800す6389	
48		パッカー車	愛媛800す6972	
49		ﾐﾂﾋﾞｼ	愛媛800す8806	
50	農林課	農政号	愛媛41ほ7853	
51		パジェロ（三菱）	愛媛300ち5708	
52		ワゴン車（日産）	愛媛100さ8608	日吉夢産地貸与
53		ワゴン車（トヨタ）	愛媛400ち3939	日吉夢産地貸与
54		4ﾄﾝﾄﾗｯｸ（三菱）	愛媛100さ2826	日吉農林公社貸与
55		ダンプ（三菱）	愛媛11せ6874	日吉農林公社貸与
56		ダンプ（三菱）	愛媛100さ5083	日吉農林公社貸与
57		人員輸送車（三菱）	愛媛400す1508	日吉農林公社貸与
58		エルフ	愛媛11そ8711	農業公社貸与
59		サンバー	愛媛41ひ2344	農業公社貸与
60		パジェロミニ	愛媛580に6241	軽四
61		軽四貨物	愛媛480そ2809	
62		冷蔵冷凍車	愛媛800す6994	森の三角ぼうし貸与
63		保冷車	愛媛100す9803	日吉夢産地で使用
64		ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊﾞﾝ	愛媛480と828	リース車(R5.3.31迄)
65		ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ(ｼﾞﾑﾆｰ)	愛媛581ち1522	
66	建設課	スズキキャリー	愛媛480け2582	軽四トラック
67		ハイゼット	愛媛41ふ3428	軽四トラック
68		ダンプ（いすず）	愛媛100さ8818	
69		小型貨物（ランサー）	愛媛400ち5970	
70		軽四貨物	愛媛480そ2699	
71		ダンプ（三菱）	愛媛400つ5550	
72		ｲｽｽﾞ3ﾄﾝﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	愛媛400つ7983	
73		ｲｽｽﾞ4ﾄﾝﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	愛媛100せ314	
74		ｽｽﾞｷ軽トラック	愛媛480つ5180	
75		ﾄﾖﾀ	愛媛100せ1459	
76	教育課	スクールバス	愛媛200は5070	
77		スクールバス	愛媛200は5071	
78		スクールバス	愛媛200さ5588	
79		軽四貨物	愛媛480す7756	
80		ﾋｮｼｽｸｰﾙﾊﾞｽ	愛媛200さ5908	日吉
81		給食車	愛媛11た0406	
82		〃	愛媛11た0405	
83		軽四トラック	愛媛41ち2022	
84		〃	愛媛480く1952	
85		太鼓輸送車	愛媛11そ0891	
86		文化財号	愛媛500の4693	
87		ハイゼット	愛媛480こ2717	
88		ﾀﾞｲﾊﾂ ﾊｲｾﾞｯﾄｶｰｺﾞ	愛媛480て2264	
89		鬼北総合公園号	愛媛41そ3304	
90		ﾆｯｻﾝMI	愛媛100す9161	
91		軽四トラック	愛媛41う9482	三島公民館
92		軽四トラック	愛媛480え5825	好藤公民館
93		軽四トラック	愛媛41こ5684	泉公民館
94		軽四トラック	愛媛480そ9285	愛治公民館
95	水道課	軽四貨物	愛媛480さ2739	
96		軽四貨物	愛媛480す2280	
97		軽四貨物	愛媛480え3255	
98		軽四貨物	愛媛480せ3234	
99		軽四貨物	愛媛480そ2457	

３－７－３　燃料調達先一覧表

業者名	住所	燃料区分	電話番号
ＪＡえひめ南中央給油所	鬼北町大字永野市 1	石油類・LP ガス	45-1165
ＪＡえひめ南三島給油所	鬼北町大字小松 1400-1	石油類・LP ガス	48-0121
武田石油店	鬼北町大字奈良 388	石油類	45-0798
（有）浅野石油店	鬼北町大字近永 630	石油類・LP ガス	45-0376
（有）二宮石油店	鬼北町大字近永 1198	石油類・LP ガス	45-1123
広見プロパン商会（有）	鬼北町大字近永 1116	LP ガス	45-1215
（有）近永石油店	鬼北町大字近永 593	石油類	45-0376
松岡商店	鬼北町大字大宿 1485	石油類	46-0403
（有）三島石油店	鬼北町大字小松 1536	石油類	48-0136
（有）西村石油店	鬼北町大字下鍵山 165	石油類	44-2101

３－８－１　障害物の保管場所

場所名	住所	集積可能面積	地区名
近永アルコール工場跡地	鬼北町大字近永 1418-1	12,429 ㎡	近永地区
広見中学校グラウンド	鬼北町大字永野市 1200	26,249 ㎡	近永地区
広見中学校駐車場	鬼北町大字永野市 1200	2,677 ㎡	近永地区
好藤小学校グラウンド	鬼北町大字内深田 805-1	6,131 ㎡	好藤地区
愛治小学校グラウンド	鬼北町大字清水 351	5,270 ㎡	愛治地区
三島小学校グラウンド	鬼北町大字延川 43	7,455 ㎡	三島地区
泉小学校グラウンド	鬼北町大字岩谷 233-1	5,870 ㎡	泉地区
小倉コミュニティセンター	鬼北町大字小倉 865-1	4,000 ㎡	泉地区
日吉小中学校グラウンド	鬼北町大字下鍵山 816	5,000 ㎡	日吉地区

３－８－２　障害物除去用資機材の調達先

業者名	住所	資機材名	電話番号
（株）イリテック	鬼北町大字上大野 547	重機、ダンプ	45-1608
愛媛建設（株）	鬼北町大字永野市 22-1	重機、ダンプ	45-0072
（有）鬼城建設	鬼北町大字中野川 523	重機、ダンプ	45-2588
松栄建設（有）	鬼北町大字奈良 1855	重機、ダンプ	45-0623
（有）上甲建設	鬼北町大字中野川 855	重機、ダンプ	45-1069
（株）南予建設	鬼北町大字小倉 1307-1	重機、ダンプ	47-0122
日吉綜合建設（株）	鬼北町大字下鍵山 509	重機、ダンプ	44-2122
（名）松浦土建	鬼北町大字大宿 1698	重機、ダンプ	46-0401
（有）三島建設	鬼北町大字小松 1241	重機、ダンプ	48-0373
（有）渡辺建設	鬼北町大字興野々1792	重機、ダンプ	45-1747

３－１０－１　消防団及び施設設備

階級別消防団員数（定員）

区　分	管轄区域	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本団	町内全域	1	5			1	3	17	27
第１分団	近永地区			1	1	5	11	97	115
第２分団	好藤地区			1	1	3	6	50	61
第３分団	愛治地区			1	1	5	10	63	80
第４分団	三島地区			1	1	5	10	64	81
第５分団	泉地区			1	1	4	8	64	78
第６分団	日吉地区			1	1	5	10	108	125
合計		1	5	6	6	28	58	463	567

消防団自動車等現有数（令和４年６月１日現在）

区分	ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	
第１分団	1	7	
第２分団		4	
第３分団		5	
第４分団		5	
第５分団		4	
第６分団	1	7	
合計	2	３２	

消防水利（令和４年４月１日現在）

	消火栓	防火水槽				
		100 ㎥以上	60 ㎥以上 100 ㎥未満	40 ㎥以上 60 ㎥未満	20 ㎥以上 40 ㎥未満	計
消火用	６５５	1	2	５８	7	６８

３－１０－２　宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定

宇和島市、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村及び津島町（以下「関係市町村」という。）相互間において、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条に基づく消防相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害又はその他の災害にさいし、関係市町村相互の消防力を最も有効適切に活用し、災害発生地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって社会の安全を保持し、公共の施設の増進に資することを目的とする。

（応援部隊）

第２条　この協定により出動する消防隊は、関係市町村消防団とする。

（応援の種別）

第３条　消防相互応援は、普通応援と特別応援とする。

（１）普通応援とは、関係市町村に発生した火災又はその他の災害をなんらかの情報で覚知したとき災害発生地の市町村長の要請に基づかないで応援出動するものをいう。

（２）特別応援とは、関係市町村に火災又はその他の災害が発生し、災害発生市町村の消防力では消防法第１条の目的を完遂することができず、消防力の応援を特に必要とする場合に災害発生地の市町村長の要請に基づいて応援出動するものをいう。

（応援部隊派遣）

第４条　特別応援の消防隊の数は、災害発生の場合、災害の状況、災害発生市町村の消防力により応援市町村長が判断し決定する。その際応援市町村長は、応援消防隊の数、人員、出発時刻、現場到着予定等をすみやかに被応援市町村長に連絡しなければならない。

（応援部隊の指揮）

第５条　応援消防隊は、すべて被応援市町村の消防最高指揮者の指揮をうけ消防活動を行うものとする。

（報告）

第６条　応援消防隊の長は、被応援市町村の消防最高指揮者にすみやかに次の事項を報告しなければならない。

（１）現場到着及び引揚実施

（２）応援消防隊の数及び人員

（３）消防活動による消防隊員の異状の有無及び機械器具の損傷の状況

（応援に要する経費、損害負担）

第７条　この協定に基づく応援活動に要した経費は、普通応援の場合は応援市町村の負担とし、特別応援の場合は次の方法で処理する。

（１）応援消防隊員の出動手当及び被服の損料並びに機械器具の小破損の修理は、応援市町村の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、関係市町村が協議して負担を定めることができる。

（２）被応援地において使用した建築物、工作物及び土地に対する補償並びに使用消火薬剤は、被応援市町村の負担とする。

（３）応援が長時間にわたり食糧の支給及び燃料の補給等を必要とするときは、これに伴う費用は応援市町村の負担とする。

費重要な事項については、その都度関係市町村において協議のうえ決定する。

（委　任）

第８条　この規定の改廃又はこの規定に定めるもののほか、必要あるときは、関係市町村の協定に基づき決定する。

附　則

１　この協定は、昭和５９年４月１日から施行する。

２　この規定は有効期間は、施行の日から昭和６０年３月３１日までの１年間とし、期間満了の場合において関係市町村に異議のないときは更に１年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

３　この協定を証するため、協定書７通を作成し、関係市町村長が記名押印のうえ各１通を保管する。

昭和５９年４月１日

３－１０－３　南予地域広域消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、愛媛県南予地区における大規模火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村及び消防にかかる一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について定めるものとする。

第２条　前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させるものとする。

（１）普通応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発災地の市町村等の長の要請をまたずに行う応援

（２）特別応援

市町村等の区域内に災害が発生した場合に発災地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

（応援要請の方法）

第３条　特別応援の要請は、発災地の市町村等の長から応援を求める市町村等の長に対し、電話又はその他の方法により、次の事項を明らかにして要請するものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

（１）災害の種別及び概況

（２）災害発生の場所

（３）応援を要請する応援隊等の種類及び数量

（４）応援隊等の集結場所及び誘導方法

（５）その他必要事項

（応援隊等の派遣）

第４条　応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の災害対応に支障のない範囲において行うものとする。

（１）普通応援は、原則として１隊（消防ポンプ車等１台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊等を増強する。

（２）特別応援は、発災地の市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

２　応援市町村等の長は、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

（１）応援隊の長

（２）応援隊等の規模

（３）出発時刻及び到着予定時刻

（応援隊の指揮）

第５条　応援隊の指揮は、受援市町村等の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

（報告）

第６条　応援隊の長は、現場到着、活動状況及び引揚げを現場最高責任者に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次のとおりとする。

ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等においてその都度協議するものとする。

（１）応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援市町村等の負担とする。

ただし、資機材等（化学消火薬剤を含む。）で要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。

（２）応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。

（３）応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

（４）前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

（資料の交換）

第８条　市町村等は、毎年４月１日現在の消防力に関する資料（別添様式）を交換するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

附　則　この協定は、平成７年６月１日から実施する。

署名押印　　南予地区各市町村長

南予地区消防関係事務組合長

３－１０－４　愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、愛媛県下の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村桐」という。）が、消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、市町村等における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第２条　この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（防災の種別及び規模）

第３条　この協定の対象とする災害は、被災地の市町村等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予測される規模で、次に掲げる災害とする。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

（３）航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故

（４）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第４条　この協定に定める前条各号の災害が発生した場合、被災地の市町村等の長（以下「要請側の長」という。）は、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

２　応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

３　市町村の長が、近隣市町村等の境界付近に発生した火災又は緊急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。この場合は、原則として応援隊は１隊（消防ポンプ自動車等１台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請の方法）

第５条　応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第６条　応援の体制は、次の各号に掲げるものとする。

（１）第１次広域応援体制第３条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね３０分以内に被災地に到着できるもの。

（２）第２次広域応援体制第３条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね６０分以内に被災地に到着できるもの。

（３）その他の広域応援体制その他前各号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

（応援隊の派遣）

第７条　応援側の長は、要請側の長から第１次広域応援又は第２次広域応援の要請を受けたときは、第１３条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、次の各号の事項を明確にして要請側の長に通報するものとする。

（１）応援隊の長（職・氏名）

（２）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時

（３）応援隊の出動場所

（４）応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量

（５）その他必要な事項

２　応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書（別紙様式１）を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

（報告）

第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第１０条　応援にようする経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（１）応援に要した人件費（応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料費及び機材器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む）で要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の食料又は燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

（２）応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

（３）応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

（４）応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

（５）前各号以外の経費については、その都度当時者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

（情報等の交換）

第１１条　市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年４月１日現在の消防力に関する必要な情報等（別に定める様式）を取りまとめ、同年４月２０日までに相互に交換するものとする。

（改　廃）

第１２条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議のうえ行うものとする。

（運用）

第１３条　この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議のうえ決定する。

附　則

１　この協定は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成７年１０月１日付けで締結した「愛媛県消防広域相互応援協定書」は平成１８年３月３１日をもって廃止する。

３　この協定の締結を証するため、本書２４通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１８年３月１日

署名　県内各市町長
宇和島地区広域事務組合長
八幡浜地区施設事務組合長
大洲地区広域消防事務組合長
伊予消防等事務組合長

３－１０－５　西部四国山地消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定書は、消防組織法第２１条に規定する消防の相互応援協定について必要な事項を定めるものとする。

（協定市町等の範囲）

第２条　この協定は、西部四国山地に所在する市町及び一部事務組合（以下「協定市町等」という。）をもって締結する。

ただし、一部事務組合については、協定市町の範囲内に所在する署所に限定する署所に限定する。

（相互応援）

第３条　協定市町等は、協定市町いずれかの市町の区域内に火災又は災害が発生した場合には、相互に応援するものとする。

（応援の種類）

第４条　応援は特別応援と普通応援とする。

（１）特別応援とは、特に応援を必要とする場合に受援地市町長、又は消防機関の長の要請若しくは命令により応援出動するものをいう。

（２）普通応援とは、近隣市町が協定市町の区域内の火災を何らかの方法で認知又は覚知した場合に別命なく応援出動するものをいう。

（応援消防力）

第５条　この協定により応援出動する消防隊（以下「応援隊」という。）は原則として応援隊の属する市町等が有する消防力の三分の一以内を限度とする。

ただし、協定市町長若しくは消防機関の長は火災又は災害の規模等により、特にその市町等の消防体制上支障のない場合は応援しようとする協定市町の火災又は災害の鎮圧に必要な応援隊を出動さすことができる。

（出動の方法）

第６条　応援隊の出動は、受援地市町長若しくは消防機関の長から応援の要請があった場合、応援地市町長又は消防機関の長が認定してこれを決定するほか、特に受援地市町長又は消防機関の長の要請がない場合においても応援地市町長又は消防機関の長が応援を必要と認めたときはこれを決定する。

ただし、普通応援の場合で別命なく応援した場合は、受援地市町長又は消防機関の長から応援の要請があったものとみなす。

（応援要請の手続）

第７条　受援地市町長若しくは消防機関の長が応援を要請しようとするときは、とりあえず電話又はその他の方法で要請し、事後すみやかに書面（別記第１号様式）を提出するものとする。

ただし、普通応援の場合はこの限りでない。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第９条　応援隊の長は、現場到着、ひきあげ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第１０条　応援に要した費用は次によるものとする。

（１）応援に際し、応援隊が重大な事故のため機械器具の破損による修理費若しくは建造物等の施設に対する補修費又は隊員及び一般の死傷による療養扶助等については双方市町長及び一部事務組合長（以下「当事者」という。）が互譲の精神をもって協議決定するものとする。

なお、療養扶助費等については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和３１年政令第３３５号）及び地方公務員災害補償法（昭和４２年８月１日法律第１２１号）を基本として協議するものとする。

（２）特に例外的な場合を除き燃料、出動手当、被服の損料等は、すべて応援地市町等の負担とする。

（３）受援地市町は、消防活動の状況に応じ、応援隊員についての給食の考慮を払うものとする。

（必要事項についての協議）

第１１条　この協定に規定した事項以外のことについて必要な事項は当事者間において、その都度協議決定するものとする。

（運用の協議）

第１２条　この協定による相互応援活動のため、協定市町等は適宜その消防力或いは、消防体制等について情報を交換するとともに応援活動に要する消防力の運用等については、協定市町等において協議するものとする。

（効力の発生）

第１３条　この協定は昭和４５年９月１日から効力を生ずるものとする。

第１４条　この協定を証するため、協定市町長及び一部事務組合長は記名押印の各１通を保有するものとする。

昭和４５年９月１日
昭和５０年１１月２７日一部改正
昭和６０年１１月１２日一部改正
平成１８年１１月１６日一部改正
（市町村合併による）

西予市町長鬼北町長久万高
原町長津野町長四万十町長
檮原町長中土佐町長仁淀川
町長高幡消防組合長
高吾北広域町村事務組合組合長

３－１０－６　愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１８条の３第２号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第２条　愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

（１）災害応急対策活動

（２）救急活動

（３）救助活動

（４）火災防御活動

（５）広域航空消防防災応援活動

（６）災害予防対策活動

（７）消防防災訓練活動

（支援の要請）

第３条　支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

（１）災害等の発生日時、場所

（２）活動種別、状況

（３）発生現場の気象状況

（４）航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制

（５）現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段

（６）支援に要する資機材の種別・数量

（７）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を充分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

２　市町長の要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

（支援の始期及び終期間並びに消防防災航空隊員の指揮）

第５条　支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終るものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終るものとする。

２　前条第１項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第６条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第７条　消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

２　派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

第８条　知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

（１）離着陸場所の確保及び安全対策

（２）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保

（３）空中消火用資機材、空中消火基地の確保

（４）その他航空機の活動に必要な事項

２　航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

３　知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

４　派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

５　前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第９条　市町の合併、消防体制の変更等により協定市町の変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第１０条　この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

１　この協定は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成８年１０月１日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成１８年３月３１日をもって廃止する。

３　この協定の締結を証するため、本書２５通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自１通を保持する。

平成１８年３月１日署名

愛媛県知事

県内各市町長

宇和島地区広域事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲地区広域消防事務組合長

伊予消防等事務組合長

３－１０－７　災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
(3) 救援活動に必要な車両等の提供
(4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
(5) 被災者を一時収容するための施設の提供
(6) 被災市町に代行しての情報の発信
(7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
(3) 応援を求める期間及び場所
(4) その他必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

３　市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

４　前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第４条　要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

２　要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

２　被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

（補則）

第６条　この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

２　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附　則

この協定は、平成２８年２月１７日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２１通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その１通を保有する。

平成２８年２月１７日

愛媛県知事	中村　時広
松山市長	野志　克仁
今治市長	菅　　良二
宇和島市長	石橋　寛久
八幡浜市長	大城　一郎
新居浜市長	石川　勝行
西条市長	青野　　勝
大洲市長	清水　　裕
伊予市長	武智　邦典
四国中央市長	篠原　　実
西予市長	三好　幹二
東温市長	髙須賀　功
上島町長	上村　俊之
久万高原町長	髙野　宗城
松前町長	岡本　靖
砥部町長	佐川　秀紀
内子町長	稲本　隆壽
伊方町長	山下　和彦
松野町長	阪本　壽明
鬼北町長	甲岡　秀文
愛南町長	清水　雅文

別　紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1　応援職員の派遣に要する経費の負担等

第５条第１項の経費のうち、第２条第４号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア　被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ　応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ　ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2　経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第５条第２項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区　分	経　費
第２条第１号及び第２号に係るもの	購入費及び輸送費
第２条第３号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第２条第４号に係るもの	１に定める経費
第２条第５号に係るもの	借上料
第２条第６号及び第７号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

３－１０－８　愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第２条　被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

⑴　第１段階　近隣市町の応援

ア　別に市町間で定める協定等

イ　第４条第２項に定める応援隊の派遣

⑵　第２段階　東予・中予・南予各ブロック内の応援

ア　別に各ブロック内で定める協定等

イ　第４条に定める応援隊の派遣

⑶　第３段階　東予・中予・南予各ブロック間の応援

ア　第４条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第３条　消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

⑴　受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。

⑵　応援側の長において、要請内容が公務として認められること。

⑶　応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

２　応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　大規模な地震、風水害等の自然災害

⑵　林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

⑶　航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故

⑷　その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第４条　受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

⑴　応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち１人は応援隊の指揮が可能な者とする。

⑵　応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

⑶　携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

２　応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第５条　受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式１により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式１－１により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第６条　応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式２により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第７条　応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

２　愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第１０条　応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

⑴　応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

⑵　応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

⑶　応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。

⑷　応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

⑸　前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報交換及び訓練）

第１１条　愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

（改廃）

第１２条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

（雑則）

第１３条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附　則

１　この協定は、令和２年４月１日から施行する。

２　この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和２年３月31日

愛媛県
知　事　　中　村　時　広

松山市
市　長　　野　志　克　仁

今治市
市　長　　菅　　良　二

宇和島市
市　長　　岡　原　文　彰

八幡浜市
市　長　　大　城　一　郎

新居浜市
市　長　　石　川　勝　行

西条市
市　長　　玉　井　敏　久

大洲市
市　長　　二　宮　隆　久

伊予市
市　長　　武　智　　邦　典

四国中央市
市　長　　篠　原　　実

西予市
市　長　　管　家　一　夫

東温市
市　長　　加　藤　　章

上島町
町　長　　宮　脇　　馨

久万高原町
町　長　　河　野　忠　康

松前町
町　長　　岡　本　　靖

砥部町
町　長　　佐　川　秀　紀

内子町
町　長　　稲　本　隆　壽

伊方町
町　長　　高　門　清　彦

松野町
町　長　　坂　本　　浩

鬼北町
町　長　　兵　頭　誠　亀

愛南町
町　長　　清　水　雅　文

宇和島地区広域事務組合
組合長　　岡　原　文　彰

八幡浜地区施設事務組合
組合長　　大　城　一　郎

大洲地区広域消防事務組合
組合長　　二　宮　隆　久

伊予消防等事務組合
組合長　　武　智　邦　典

３－１０－９　四国西南サミット災害時相互応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供

(4)　被災者を一時収容するための施設の提供

(5)　被災児童、生徒等の一時受入

(6)　第１号から第４号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣

(7)　前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、規格、数量等

(3)　前条第４号及び第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等

(4)　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員

(5)　応援場所及び応援場所への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

２　被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

（連絡責任者）

第６条　本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

（適用）

第８条　この協定は、締結の日から適用する。

（継承）

第９条　市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書１３通を作成し、各協定市町村は記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２３年５月２３日

３－１０－１０　臨時ヘリポート一覧表

名称	所在地	区分	駐機数		緯度	経度
			中型機	大型機		
奈良川河川敷	近永奈良川河川敷	緊急（適地）	2	－	北緯 33 度 15 分 19 秒	東経 132 度 41 分 07 秒
三島小学校	延川 43-1	緊急（適地）	1	－	北緯 33 度 18 分 17 秒	東経 132 度 44 分 40 秒
川口集会所	父野川下 1232	緊急（適地）	1	－	北緯 33 度 19 分 23 秒	東経 132 度 49 分 21 秒
愛治小学校	清水 351	緊急（準適地）	2	1	北緯 33 度 18 分 08 秒	東経 132 度 41 分 10 秒
鬼北総合公園	永野市 1290-1	緊急（準適地）	2	－	北緯 33 度 14 分 46 秒	東経 132 度 40 分 58 秒
日吉農村広場	上鍵山 734	緊急（準適地）	1	－	北緯 33 度 20 分 25 秒	東経 132 度 47 分 05 秒
富母里施設	父野川上 98	緊急（準適地）	2	－	北緯 33 度 19 分 25 秒	東経 132 度 52 分 04 秒

３－１１－１　水防倉庫資機材保有状況

水防倉庫（奈良）			
備蓄品目	数量	備蓄品目	数量
ビニール土のう袋	4,000 袋	雁爪	5 丁
杭	100 本	掛矢	4 丁
ロープ	1 巻	つるはし（大）	3 丁
照明灯	1 基	つるはし（中）	2 丁
スコップ（剣）	62 丁	発電機	1 台
スコップ（角）	4 丁	鉈	56 丁
鎌	5 丁	手箕	20 ヶ
鋸	2 丁		

３－１１－２　鬼北町水防協議会条例

平成17年１月１日
条例第20号

（趣旨）

第１条　この条例は、水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議するため、水防法（昭和24年法律第193号）第26条第１項の規定に基づき設置する鬼北町水防協議会（以下「協議会」という。）に関し同条第５項に基づき必要な事項を定めるものとする。

（会長及びその代理者）

第２条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　会長に事故があるときは、その指令する委員がその職務を代理する。

３　関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

（委員の定数）

第３条　委員の定数は、15人とする。

（任期）

第４条　関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

（招集）

第５条　会長は、会議を招集し、その議長となる。

（定足数及び表決）

第６条　協議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書記）

第７条　協議会に書記１人を置く。

２　書記は、会長が命じ、又は委嘱する。

３　書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年１月１日から施行する。

３－１１－３　水防警報河川、水位周知河川

河川名	左右岸	区　域	延長
三間川	左岸	自　宇和島市三間町則 67 番地 1 先（西谷橋） 至　鬼北町大字出目 226 番地先	18,200m
	右岸	自　宇和島市三間町則 496 番地 1 先（西谷橋） 至　鬼北町大字出目 2710 番地 1 先	18,200m
広見川	左岸	自　鬼北町大字小倉 464 番地 3 先（轟橋上流 50m） 至　松野町大字蕨生 1504 番地 2 先（真土橋下流 1100m）	18,850m
	右岸	自　鬼北町大字広見 1038 番地先（轟橋上流 100m） 至　松野町大字蕨生 3 番地 2 先（真土橋下流 860m）	18,850m

３－１１－４　氾濫危険水位等

河川名 （基準水位観測所）	三間川 （月見橋）	広見川 （小倉）
氾濫危険水位	2.45m	5.70m
避難判断水位	2.20m	5.40m
氾濫注意水位	2.00m	4.80m
水防団待機水位	1.80m	4.10m

３－１１－５　重要水防箇所

河川名	水防区域		関係区域			避難	
	左右岸	延長	地区名	戸数	人数	避難場所	収容能力
広見川	左	300m	興野々	2 戸	4 人	興野々集会所	100 人

３－１１－６　洪水浸水想定区域

（１）渡川水系三間川

①対象区間

左右岸	区　域
左岸	自　宇和島市三間町則 67 番地 1 先（西谷橋） 至　鬼北町大字出目 226 番地先
右岸	自　宇和島市三間町則 496 番地 1 先（西谷橋） 至　鬼北町大字出目 2710 番地 1 先

②降雨規模：想定最大規模（859ｍｍ/48 時間、1/1000 年）

計画規模（336ｍｍ/1 時間、1/30 年）

③作成主体：愛媛県（令和２年６月５日愛媛県告示第 645 号）

④洪水浸水想定区域図：鬼北町防災マップ参照

（２）渡川水系広見川

①対象区間

左右岸	区　域
左岸	自　鬼北町大字小倉 464 番地 3 先（轟橋上流 50m） 至　松野町大字蕨生 1504 番地 2 先（真土橋下流 1,100m）
右岸	自　鬼北町大字広見 1038 番地先（轟橋上流 100m） 至　松野町大字蕨生 3 番地 2 先（真土橋下流 860m）

②降雨規模：想定最大規模（859ｍｍ/48 時間、1/1000 年）

計画規模（290ｍｍ/24 時間、1/50 年）

③作成主体：愛媛県（令和２年６月５日愛媛県告示第 646 号）

④洪水浸水想定区域図：鬼北町防災マップ参照

3－１１－7　雨量、水位観測所

雨量観測所

	河川名	観測所名	観測者	既往最大日雨量（mm）		備考
特定	須賀川	牛野川	須賀川ダム管理事務所	H17.9.6	445.0	
一般	大宿川	清水	南予地方局建設部	H16.8.30	238.0	
	三間川	近永	松山地方気象台	H17.9.6	303.0	
	三間川	近永	中村河川国道事務所	H17.9.6	286.0	
	広見川	日吉	中村河川国道事務所	H17.9.6	355.0	

水位観測所

	河川名	観測所名	観測者	既往最高水位（m）		備考
特定	三間川	月見橋	南予地方局建設部	H30.7.7	3.73	監視カメラ
	広見川	小倉	南予地方局建設部	H30.7.7	7.73	監視カメラ
一般	須賀川	水分	須賀川ダム管理事務所	H17.9.6	2.71	

危機管理型水位計

河川名	水位計名	観測者	備考
三間川	弓滝橋	南予地方局建設部	
奈良川	奈良川橋	南予地方局建設部	
大宿川	桜橋	南予地方局建設部	

３－１３－１　遺体安置所一覧表

施設名	住所	収容能力	収容地区
鬼北総合公園体育館	鬼北町大字永野市 1290-1	200 人程度	町内全域

【参考：町内葬祭施設】

施設名	住所	事業所名	電話番号
しんげつ苑	鬼北町大字出目 2450-1	森商店	45-0042
セレモニーホール鬼北	鬼北町大字近永 90-4	(株)サンリード	20-6611
ルミエールみなみ	鬼北町大字永野市 1	ＪＡえひめ南	45-3610

３－１３－２　火葬場一覧表

施設名	住所	電話番号
広見斎場	鬼北町大字出目 3369-2	45-3013
日吉斎場	鬼北町大字下鍵山 548	

３－１６－１　医療関係施設一覧表

施　　設　　名	住　　所	電話番号
鬼北町立北宇和病院	鬼北町大字近永 455	45-1221
鬼北町国民健康保険愛治診療所	鬼北町大字清水 970-1	46-0005
鬼北町国民健康保険小倉診療所	鬼北町大字小倉 869-1	47-0202
鬼北町国民健康保険三島診療所	鬼北町大字小松 1511	48-0074
鬼北町国民健康保険日吉診療所	鬼北町大字下鍵山 299	44-2250
旭川荘南愛媛病院	鬼北町大字永野市 1607	45-1101
大野内科医院	鬼北町大字近永 618	45-0141
篠原医院	鬼北町大字近永 1517-3	45-3370
富山医院	鬼北町大字近永 1300	45-0360
石村整形外科	鬼北町大字奈良 4298-1	20-6635
岡宮眼科	鬼北町大字近永 1489-1	20-6677

３－１７－１　災害時応援協定一覧表（事業者等）

令和3年11月1日現在

	協定締結年月日	締結先事業者名称	災害時応援協定名称	具体的な応援内容
1	平成8年2月1日	社団法人愛媛県医師会	災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の実施
2	平成15年4月9日	社団法人愛媛県看護協会	災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の実施
3	平成15年4月9日	社団法人愛媛県歯科医師会	災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
4	平成15年4月9日	社団法人愛媛県薬剤師会、	災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の実施
5	平成20年7月25日	㈱フジ	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	生活必需物資の調達、運搬
6	平成20年7月22日	東海リース㈱松山支店	災害時における災害対策物資の調達に関する協定	仮設トイレの提供、運搬、設置
7	平成20年7月22日	讃岐リース㈱宇和島営業所	災害時における災害対策物資の調達に関する協定	仮設トイレの提供、運搬、設置
8	平成20年5月2日	社団法人愛媛県エルピーガス協会宇和島支部	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	LPガス、容器及び燃焼器具等の運搬、設置
9	平成21年7月1日	東海リース㈱松山支店	災害時における災害対策物資の調達に関する協定	仮設住宅の提供・運搬・設置
10	平成21年7月24日	四国コカ・コーラボトリング㈱	災害時における救援物資提供に関する協定	災害時に地域貢献型自販機の機内在庫製品の無償提供
11	平成22年10月21日	アサヒカルピスビバレッジ㈱	災害時における救援物資提供に関する協定	災害時に災害救援ベンダーの機内在庫製品の無償提供
12	平成23年2月22日	㈱愛媛電算	災害時における電算システム復旧支援に関する協定	データ安全管理・システム復旧支援・パソコン貸与・災害用支援システム構築
13	平成23年7月8日	社会福祉法人　鬼北町社会福祉協議会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時に災害時要配慮者の福祉避難所の設置運営
14	平成23年7月8日	北宇和アマ無線クラブ	アマチュア無線による災害時応援協定	大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合に、災害に関する情報の収集及び伝達
15	平成23年4月1日	宇和島ケーブルテレビ㈱	災害時におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定	災害発生時等の災害情報の伝達、提供
16	平成24年7月4日	㈱アクティオ	災害時における物資供給に関する協定	レンタル機械、日用生活雑貨品等の供給
17	平成24年11月1日	㈱カネシロ	災害時における災害対策物資の調達に関する協定	災害発生時に避難生活に必要な衣類の提供
18	平成25年2月27日	愛媛県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	災害時に家屋被害認定調査の協力
19	平成25年12月12日 （令和元年11月28日覚書）	四国電力㈱愛媛支店 四国電力送配電㈱宇和島支社	災害時の協力に関する協定	電力供給設備の復旧協力
20	平成25年12月18日	生活協同組合コープえひめ	災害時等における物資供給協力に関する協定	災害発生時等に食料品及び生活必需品の提供
21	平成27年9月18日	広見郵便局、下大野郵便局、泉郵便局、清水郵便局、日吉郵便局、父野川郵便局、宇和島郵便局	災害発生時における鬼北町と鬼北町内等郵便局の協力に関する協定	車両の提供、広報活動及び郵便業務に係る援護対策等
22	平成28年2月29日	一般社団法人宇和島医師会	災害時における医療救護活動に関する協定	災害時において被災者の医療救助活動の実施

	協定締結年月日	締結先事業者名称	災害時応援協定名称	具体的な応援内容
23	平成28年4月1日	社会福祉法人旭川荘	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	災害発生時における要配慮者の福祉避難所の設置運営
24	平成29年7月13日	愛媛県行政書士会	災害時における被災者支援に関する協定	災害発生時における被災者支援のため、行政書士業務を円滑に遂行する協定
25	平成29年7月26日	一般社団法人愛媛県建設業協会宇和島地方支部鬼北分会	災害時における応急対策業務に関する協定	災害発生時における緊急道路の確保等の応急対策業務に関する協定
26	平成29年9月11日	株式会社スカイ・ジョイント	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	災害時の対応等に必要な映像・画像等の情報収集
27	平成29年9月11日	宮本商会	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	災害時の対応等に必要な映像・画像等の情報収集
28	平成31年2月1日	NPO法人ひだまり工房	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定	災害発生時に災害時要配慮者の福祉避難所の設置運営
29	平成31年6月24日	一般社団法人えひめ産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力
30	平成33年1月8日	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時における災害情報をインターネットで発信
31	平成33年7月27日	NPO法人ひだまり工房	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	災害発生時に災害時要配慮者の福祉避難所の設置運営
32	平成33年11月1日	社会福祉法人　鬼北町社会福祉協議会	鬼北町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	災害時における災害ボランティアセンター設置、運営等

災害時応援協定一覧表（地方公共団体等）

市町名	災害時応援協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
鬼北町ほか	西部四国山地消防相互応援協定	西予市・久万高原町・津野町・四万十町・梼原町・中土佐町・仁淀川町 高幡消防組合・高吾北広域町村事務組合	昭和45年9月1日	協定市町の区域内に発生した火災又は災害の応援
鬼北町ほか	南予地域広域消防相互応援協定	南予地区各市町 南予地区消防関係事務組合	平成7年6月1日	南予地区で発生した大規模火災、災害の応援
鬼北町ほか	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	愛媛県・県内各市町・宇和島地区広域事務組合・八幡浜地区施設事務組合・大洲地区広域消防事務組合・伊予消防等事務組合	平成18年3月1日	県が所有する消防防災ヘリコプターの消防支援
鬼北町ほか	愛媛県消防広域相互応援協定	県内各市町・宇和島地区広域事務組合・八幡浜地区施設事務組合・大洲地区広域消防事務組合・伊予消防等事務組合	平成18年3月1日	県内で発生した大規模地震等の自然災害の応援等
鬼北町ほか	ヘリテレ映像の提供に関する協定	愛媛県・県内各市町・宇和島地区広域事務組合・八幡浜地区施設事務組合・大洲地区広域消防事務組合・伊予消防等事務組合	平成23年3月1日	災害発生時におけるヘリコプターテレビ伝送システム映像の提供
鬼北町ほか	四国西南サミット災害時相互応援協定	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松野町、愛南町、内子町、四万十市・土佐清水市・宿毛市・大月町・三原村・黒潮町	平成23年5月23日	地震等の大規模な災害時における物資・労力等の提供について、相互に応援活動を行う。
鬼北町	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	宇和島地区広域事務組合	平成24年7月23日	災害発生時に災害時要援護者の福祉避難所の設置運営
鬼北町	災害時における情報交換及び支援に関する協定	四国地方整備局	平成23年10月26日	災害発生時の被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置等の支援
鬼北町	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県内市町	平成28年2月17日	災害が発生し被害を受けた市町（被災市町）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、愛媛県内市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するための協定
鬼北町	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	宇和島地区広域事務組合	平成31年1月1日	災害発生時に災害時要援護者の福祉避難所の設置運営
鬼北町	愛媛県消防団広域相互応援協定	愛媛県・県内各市町・宇和島地区広域事務組合・八幡浜地区施設事務組合・大洲地区広域消防事務組合・伊予消防等事務組合	平成31年1月1日	愛媛県内消防団の相互応援

３－２１－１　災害除去物仮置場候補地一覧表

仮置場候補地	所在地	敷地面積(㎡)	仮置可能面積(㎡))	地区名
近永アルコール工場跡地	近永 1418-1	12,429	7,300	近永
広見中学校グラウンド	永野市 1200	26,249	15,700	近永
広見中学校駐車場	永野市 1200	2,677	1,600	近永
好藤小学校グラウンド	内深田 805-1	6,131	3,600	好藤
愛治小学校グラウンド	清水 351	5,270	3,100	愛治
三島小学校グラウンド	延川 43	7,455	4,400	三島
泉小学校グラウンド	岩谷 233-1	5,870	3,500	泉
小倉コミュニティーセンター	小倉 865-1	4,000	2,400	泉
日吉中学校グラウンド	下鍵山 816	5,000	3,000	日吉
清水最終処分場	清水 1319	1,500	1,000	全地区

３－２２－１　応急仮設住宅建設業者一覧表

業者名	住所	電話番号
(有)甲栄住宅	鬼北町大字北川 461	45-2051
(有)宇都宮工務店	鬼北町大字北川 713	45-0797
愛媛建設(株)	鬼北町大字永野市 22-1	45-0072
(有) パルテあい	鬼北町大字奈良 4117-1	45-2542
(株)山吹建設	鬼北町大字奈良 4430	45-0082
(株)高田工務店	鬼北町大字国遠 1170	45-0881
(有)滝平工務店	鬼北町大字清延 171	45-3755
(有)清家工務店	鬼北町大字下大野 1865	48-0023
(株)スギモト	鬼北町大字川上 307	49-3223
(株)善家工務店	鬼北町大字出目 1984	45-3623
(株)イリテック	鬼北町大字上大野 547	45-1608
日吉綜合建設（株）	鬼北町大字下鍵山 509	44-2122

３－２７－１　指定給水装置工事事業者一覧表（鬼北町内）

業者名	住所	電話番号
三和設備(株)	近永1005-1	45-1330
(有)広見プロパン商会	近永1116	45-1215
広見機工	出目48	45-0559
二宮住宅設備	近永580-1	45-3000
(株)きほく洗管	岩谷149-1	47-0833
兵頭電気(株)	小倉224	45-1131
(有)セイケ電設	生田34	46-0006
(有)森岡デンキ	近永313-1	45-0370
芝設備	永野市465	45-2347
(名)松浦土建	大宿1698	46-0401
日吉綜合建設(株)	下鍵山509	44-2122
(株)南予建設	小倉1307-1	47-0122
鬼北電気工事店	永野市60番地	090-1174-3190
宮本商会	出目2130番地	090-8286-0496
(有)二宮石油店	近永1198番地	45-1123

３－２７－２　特設公衆電話設置箇所

令和3年8月1日現在

地区名	整理番号	施設名称	電話番号 0895-			接続端子	電話機保管場所
近永	1	近永小学校体育館	20-6859			玄関右の事務室	玄関右の事務室（端子の横）
	2	広見中学校体育館	45-0104				
	3	鬼北総合公園体育館	45-1682	45-1689	45-1695	ホール（ピンク電話の位置）	事務所内のラックの上
好藤	4	好藤公民館	45-1163			ホールのピンク電話の位置	事務室
	5	好藤小学校体育館	45-2534			体育館入口右手（下駄箱の上）	校長室
愛治	6	愛治公民館	46-0439			事務所の中（流しの方の壁側）	事務室内書庫
	7	愛治小学校体育館	30-6227			職員室入口横（廊下側）	校長室（金庫）
三島	8	三島公民館	48-0462			ホール右手（窓口下） ピンク電話のところ	事務室
	9	三島小学校体育館	30-7009			職員室の中（机の背面）	職員室 （ロッカーの上：グランド側）
泉	10	泉公民館	30-6539			入口ホール左手（下）	事務室
	11	泉小学校体育館	47-0939			職員室（玄関側窓口横）	校長室の戸棚
日吉	12	日吉住民センター	20-4129			入口ホール左手（AEDの所）	事務室
	13	農林業者ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	20-4925			入口の右手（AEDの下）	防災倉庫の中
	14	日吉保健センター	20-4489			入口左手（ロビーの窓側）	和室押入

※1　特設公衆電話からは無料で通話ができる。

※2　外部から特設公衆電話にはつながらない。

３－３１－１　学用品の調達先

調　達　先	住　　所	品　名	電話番号
近永カメラ	鬼北町大字近永 1005	文房具	45-0053
今城商店	鬼北町大字下鍵山 802	文房具	44-2029
北宇和郡学校生活協同組合	宇和島市本町追手 2-2-32	教科書・文房具	22-2024

５－１－１　震度階級表（松山地方気象台）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

７－３　活動拠点施設等

仮設住宅建設候補地

場　　所　　名	住　　所	面　　積	建築戸数
近永アルコール工場跡地	鬼北町大字近永 1418-1	12,429.42 ㎡	１２４戸
近永小学校第二グラウンド	鬼北町大字奈良 3774	11,886.00 ㎡	１１８戸
ひょうたんプール横ゲートボール場	鬼北町大字近永 1450-1 外	2429.6 ㎡	２４戸
ひょうたんプール横テニスコート	鬼北町大字近永 1450-1 外	1284.4 ㎡	１２戸
旧いずみ保育所グラウンド	鬼北町大字出目 570-1	846 ㎡	８戸
広楽荘敷地	鬼北町大字近永 496-1 外	4046.53 ㎡	４０戸
	計	32,921.95 ㎡	３２６戸

愛媛県広域防災拠点施設

場　　所　　名	住　　所	面　　積	備　　考
鬼北総合公園	鬼北町大字永野市 1290-1	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ 23,444 ㎡ 体育館 4,747 ㎡	
三島グラウンド	鬼北町大字小松 235	10,060 ㎡	候補地

災害物資受入集積拠点施設

場　　所　　名	住　　所	面　　積	備　　考
農業公社倉庫	鬼北町大字岩谷 352-1	1,207 ㎡	フォークリフト有
広見体育センター	鬼北町大字近永 800-1	746.18 ㎡	

災害ボランティアセンター活動拠点施設

場　　所　　名	住　　所	面　　積	備　　考
社会福祉協議会	鬼北町大字近永 782		